

平成30年第2回定例会（12月議会）
予算特別委員会会議録

書記 石川 至 録

招集年月日時 平成30年11月27日(火曜日)

本会議終了後

招集場所 議事堂 本会議場

本定例会（12月議会）における案件

1 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算
（第5号）

2 議案第192号

平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算（第1号）

3 議案第193号

平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算（第1号）

4 議案第194号

平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
（第2号）

5 議案第195号

平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
（第1号）

6 議案第196号

平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算（第1号）

平成30年11月27日（火曜日）

本日の会議案件

1 会議録署名員の指名

2 審査日程（日程協議）

本日の出席状況

出席委員

| | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 川口 | 一 |
| 副委員長 | 東海林 | 洋 |
| 委員 | 北林 | 康司 |
| 委員 | 鈴木 | 洋一 |
| 委員 | 小田 | 美恵子 |
| 委員 | 大関 | 衛 |
| 委員 | 柴田 | 正敏 |
| 委員 | 小松 | 隆明 |
| 委員 | 佐藤 | 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 | 鉦一 |

| | | |
|----|-----|-----|
| 委員 | 近藤 | 健一郎 |
| 委員 | 工藤 | 嘉範 |
| 委員 | 原 | 幸子 |
| 委員 | 竹下 | 博英 |
| 委員 | 北林 | 丈正 |
| 委員 | 佐藤 | 雄孝 |
| 委員 | 菅原 | 博文 |
| 委員 | 高橋 | 武浩 |
| 委員 | 鈴木 | 雄大 |
| 委員 | 今川 | 雄策 |
| 委員 | 佐藤 | 信喜 |
| 委員 | 鈴木 | 健太 |
| 委員 | 杉本 | 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 | 雄太 |
| 委員 | 土谷 | 勝悦 |
| 委員 | 三浦 | 英一 |
| 委員 | 渡部 | 英治 |
| 委員 | 三浦 | 茂人 |
| 委員 | 佐藤 | 正一郎 |
| 委員 | 吉方 | 清彦 |
| 委員 | 石田 | 寛 |
| 委員 | 石川 | ひとみ |
| 委員 | 加藤 | 麻里 |
| 委員 | 薄井 | 司 |
| 委員 | 沼谷 | 純 |
| 委員 | 小原 | 正晃 |
| 委員 | 田口 | 聡 |
| 委員 | 加賀屋 | 千鶴子 |
| 委員 | 平山 | 晴彦 |
| 委員 | 石川 | 徹 |

欠席委員

委員 鶴田 有司

書記

議会事務局議事課 石川 至

議会事務局議事課 飯坂 諭

議会事務局政務調査課 菅原 義朗

会議の概要

午前10時22分 開議

出席委員

| | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 川口 | 一 |
| 副委員長 | 東海林 | 洋 |
| 委員 | 北林 | 康司 |
| 委員 | 鈴木 | 洋一 |
| 委員 | 小田 | 美恵子 |
| 委員 | 大関 | 衛 |

| | |
|----------------|--------|
| 委員 | 柴田正敏 |
| 委員 | 小松隆明 |
| 委員 | 佐藤賢一郎 |
| 委員 | 加藤鉦一 |
| 委員 | 近藤健一郎 |
| 委員 | 工藤嘉範 |
| 委員 | 原幸子 |
| 委員 | 竹下博英 |
| 委員 | 北林丈正 |
| 委員 | 佐藤雄孝 |
| 委員 | 菅原博文 |
| 委員 | 高橋武浩 |
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |
| 欠席委員 | |
| 委員 | 鶴田有司 |
| 説明者 | |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | |
| | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |

| | |
|--------------|------|
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |
| 監査委員事務局長 | 成田公哉 |
| 労働委員会事務局長 | 菅沼和也 |

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
初めに、会議録署名員を指名します。第2回定例会
12月議会を通して、会議録署名員には、佐藤信喜
委員、加藤麻里委員を指名します。

なお、各分科会の会議録署名員は、各分科会長に
一任いたします。

次に、委員会の審査日程についてお諮りします。

資料1の「審査日程(案)」及び資料2の「付託
議案一覧表」をごらんください。

12月7日は、午前10時30分から部局長説明
を行い、同日の部局長説明終了後と、12月10日、
11日は、各分科会において議案の審査を行います。
分科会の運営については各分科会長に一任します。
12月13日は、午前10時から分科会報告を行い、
12月18日と19日は、午前10時から総括審査
を行います。

資料3の「会派別割当時間」をごらんください。
この時間を目安に総括審査の議事進行を行います。
質疑者については、各会派で決定をお願いします。
質疑は、一問一答方式といたします。なお、質疑事
項は、資料4の「総括審査質疑事項提出書」に記載
のうえ、12月13日の午後3時までに提出をお願
いします。その後、質疑順については、正副委員長
が協議をして決定します。

12月20日は、午後1時30分から討論・採決
を行います。

それでは、審査日程案について御意見を願いま
す。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

審査日程は、原案のとおり決定して御異議ありま
せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

委員長

御異議ないものと認めます。

審査日程は原案のとおり決定されました。

本日はこれをもって散会します。

午前10時25分 散会

平成30年12月7日(金曜日)

本日の会議案件

1 議案第191号

平成30年度秋田県一般会計補正予算
(第5号) (部局長説明)
(分科会)

2 議案第192号

平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(部局長説明)
(分科会)

3 議案第193号

平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算(第1号) (部局長説明)
(分科会)

4 議案第194号

平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
(第2号) (部局長説明)
(分科会)

5 議案第195号

平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
(第1号) (部局長説明)
(分科会)

6 議案第196号

平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算(第1号) (部局長説明)
(分科会)

本日の出席状況

出席委員

| | | |
|------|-----|-----|
| 委員長 | 川口 | 一 |
| 副委員長 | 東海林 | 洋 |
| 委員 | 北林 | 康司 |
| 委員 | 鈴木 | 洋一 |
| 委員 | 鶴田 | 有司 |
| 委員 | 小田 | 美恵子 |
| 委員 | 大関 | 衛 |
| 委員 | 柴田 | 正敏 |
| 委員 | 小松 | 隆明 |
| 委員 | 佐藤 | 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 | 鉦一 |
| 委員 | 近藤 | 健一郎 |
| 委員 | 工藤 | 嘉範 |
| 委員 | 原 | 幸子 |
| 委員 | 竹下 | 博英 |
| 委員 | 北林 | 丈正 |

| | | |
|----|-----|-----|
| 委員 | 佐藤 | 雄孝 |
| 委員 | 菅原 | 博文 |
| 委員 | 高橋 | 武浩 |
| 委員 | 鈴木 | 雄大 |
| 委員 | 今川 | 雄策 |
| 委員 | 佐藤 | 信喜 |
| 委員 | 鈴木 | 健太 |
| 委員 | 杉本 | 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 | 雄太 |
| 委員 | 土谷 | 勝悦 |
| 委員 | 三浦 | 英一 |
| 委員 | 渡部 | 英治 |
| 委員 | 三浦 | 茂人 |
| 委員 | 佐藤 | 正一郎 |
| 委員 | 吉方 | 清彦 |
| 委員 | 石田 | 寛 |
| 委員 | 石川 | ひとみ |
| 委員 | 加藤 | 麻里 |
| 委員 | 薄井 | 司 |
| 委員 | 沼谷 | 純 |
| 委員 | 小原 | 正晃 |
| 委員 | 田口 | 聡 |
| 委員 | 加賀屋 | 千鶴子 |
| 委員 | 平山 | 晴彦 |
| 委員 | 石川 | 徹 |

書記

| | | |
|------------------|----|----|
| 議会事務局議事課 | 石川 | 至 |
| 議会事務局議事課 | 飯坂 | 諭 |
| 議会事務局議事課 | 佐藤 | 聡 |
| 議会事務局政務調査課 | 菅原 | 義朗 |
| 議会事務局議事課 | 加沢 | 学 |
| 議会事務局政務調査課 | 松橋 | 祥真 |
| 議会事務局議事課 | 斉藤 | 昂太 |
| 議会事務局政務調査課 | 阿部 | 秀樹 |
| 議会事務局政務調査課 | 安原 | 駿平 |
| 議会事務局議事課 | 藤澤 | 直洋 |
| 議会事務局政務調査課 | 佐藤 | 忍 |
| 議会事務局議事課 | 内藤 | 陽平 |
| 議会事務局政務調査課 | 加藤 | 雄樹 |
| 議会事務局政務調査課 | 高橋 | 健 |
| 総務部総務課 | 福岡 | 晃平 |
| 企画振興部総合政策課 | 菅原 | 雅則 |
| あきた未来創造部あきた未来戦略課 | | |
| | 伊藤 | 康成 |
| 健康福祉部福祉政策課 | 武藤 | 泉 |
| 生活環境部県民生活課 | 山中 | 公伸 |
| 農林水産部農林政策課 | 伊藤 | 圭 |
| 観光文化スポーツ部観光戦略課 | | |
| | 山内 | 雅絵 |
| 産業労働部産業政策課 | 伴藤 | 崇 |

建設部建設政策課 佐藤博重
 教育庁総務課 川田悟志
 警察本部総務課 高岡義明

委員 石川 徹
 説明者
 教育長 米田 進
 警察本部長 森末 治
 総務部長 名越 一郎
 総務部危機管理監(兼)広報監

会議の概要

午前10時29分 開議

出席委員

委員長 川口 一
 副委員長 東海林 洋
 委員 北林 康司
 委員 鈴木 洋一
 委員 鶴田 有司
 委員 小田 美恵子
 委員 大関 衛
 委員 柴田 正敏
 委員 小松 隆明
 委員 佐藤 賢一郎
 委員 加藤 鉦一
 委員 近藤 健一郎
 委員 工藤 嘉範
 委員 原 幸子
 委員 竹下 博英
 委員 北林 丈正
 委員 佐藤 雄孝
 委員 菅原 博文
 委員 高橋 武浩
 委員 鈴木 雄大
 委員 今川 雄策
 委員 佐藤 信喜
 委員 鈴木 健太
 委員 杉本 俊比古
 委員 佐々木 雄太
 委員 土谷 勝悦
 委員 三浦 英一
 委員 渡部 英治
 委員 三浦 茂人
 委員 佐藤 正一郎
 委員 吉方 清彦
 委員 石田 寛
 委員 石川 ひとみ
 委員 加藤 麻里
 委員 薄井 司
 委員 沼谷 純
 委員 小原 正晃
 委員 田口 聡
 委員 加賀屋 千鶴子
 委員 平山 晴彦

出口 廣晴
 妹尾 明巖
 湯元 巖
 佐々木 司
 保坂 学
 高橋 修
 齋藤 了
 水澤 聡
 小川 智弘
 鎌田 雅人
 赤川 克宗
 佐藤 雅彦
 成田 公哉
 菅沼 和也

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
 付託議案に関する部局長説明を行います。
 議案第191から議案第196号までの補正予算
 議案6件を一括議題とします。
 各部局長の説明を求めます。

総務部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

企画振興部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

あきた未来創造部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

観光文化スポーツ部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

健康福祉部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

生活環境部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

農林水産部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書(12月議会)により説明】

産業労働部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

建設部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

会計管理者(兼)出納局長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

議会事務局長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

警察本部長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

教育長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

人事委員会事務局長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

監査委員事務局長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

労働委員会事務局長

【平成30年秋田県議会第2回定例会部局関係説明書（12月議会）により説明】

委員長

以上で、各部局長の説明は終了しました。

ただいまの説明を踏まえ、各分科会において、鋭意、審査をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

午前10時48分 散会

各分科会の概要

12月7日（金）開催の以下の分科会の概要については、各常任委員会・分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

平成30年12月10日（月曜日）

本日の会議案件

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算
（第5号）（分科会）
- 2 議案第192号
平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算（第1号）
（分科会）
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算（第1号）（分科会）
- 4 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
（第2号）（分科会）
- 5 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
（第1号）（分科会）
- 6 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算（第1号）（分科会）

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鉦一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |
| 委員 | 鈴木 雄大 |
| 委員 | 今川 雄策 |
| 委員 | 佐藤 信喜 |

| | |
|----|---------|
| 委員 | 鈴木 健太 |
| 委員 | 杉本 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 雄太 |
| 委員 | 土谷 勝悦 |
| 委員 | 三浦 英一 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 三浦 茂人 |
| 委員 | 佐藤 正一郎 |
| 委員 | 吉方 清彦 |
| 委員 | 石田 寛 |
| 委員 | 石川 ひとみ |
| 委員 | 加藤 麻里 |
| 委員 | 薄井 司 |
| 委員 | 沼谷 純 |
| 委員 | 小原 正晃 |
| 委員 | 田口 聡 |
| 委員 | 加賀屋 千鶴子 |
| 委員 | 平山 晴彦 |
| 委員 | 石川 徹 |

書記

| | |
|------------------|-------|
| 議会事務局議事課 | 飯坂 諭 |
| 議会事務局議事課 | 佐藤 聡 |
| 議会事務局議事課 | 加沢 学 |
| 議会事務局政務調査課 | 松橋 祥真 |
| 議会事務局議事課 | 斉藤 昂太 |
| 議会事務局政務調査課 | 阿部 秀樹 |
| 議会事務局政務調査課 | 安原 駿平 |
| 議会事務局議事課 | 藤澤 直洋 |
| 議会事務局政務調査課 | 佐藤 忍 |
| 議会事務局議事課 | 内藤 陽平 |
| 議会事務局政務調査課 | 加藤 雄樹 |
| 議会事務局政務調査課 | 高橋 健 |
| 総務部総務課 | 福岡 晃平 |
| 企画振興部総合政策課 | 菅原 雅則 |
| あきた未来創造部あきた未来戦略課 | |
| | 伊藤 康成 |
| 健康福祉部福祉政策課 | 武藤 泉 |
| 生活環境部県民生活課 | 山中 公伸 |
| 農林水産部農林政策課 | 伊藤 圭 |
| 観光文化スポーツ部観光戦略課 | |
| | 山内 雅絵 |
| 産業労働部産業政策課 | 伴藤 崇 |
| 建設部建設政策課 | 佐藤 博重 |
| 教育庁総務課 | 川田 悟志 |
| 警察本部総務課 | 高岡 義明 |

各分科会の概要

12月10日（月）開催の以下の分科会の概要に

については、各常任委員会・分科会の会議録の該当部分を参照のこと。

- 1 総務企画分科会
- 2 福祉環境分科会
- 3 農林水産分科会
- 4 産業観光分科会
- 5 建設分科会
- 6 教育公安分科会

平成30年12月13日(木曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算
(第5号) (分科会報告)
- 2 議案第192号
平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(分科会報告)
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算(第1号) (分科会報告)
- 4 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
(第2号) (分科会報告)
- 5 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
(第1号) (分科会報告)
- 6 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算(第1号) (分科会報告)

| | |
|------------|--------|
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |
| 欠席委員 | |
| 委員 | 北林康司 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 書記 | |
| 議会事務局議事課 | 石川至 |
| 議会事務局議事課 | 佐藤聡 |
| 議会事務局政務調査課 | 菅原義朗 |

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 川口一 |
| 副委員長 | 東海林洋 |
| 委員 | 鈴木洋一 |
| 委員 | 鶴田有司 |
| 委員 | 小田美恵子 |
| 委員 | 大関衛 |
| 委員 | 柴田正敏 |
| 委員 | 小松隆明 |
| 委員 | 佐藤賢一郎 |
| 委員 | 加藤鉦一 |
| 委員 | 近藤健一郎 |
| 委員 | 工藤嘉範 |
| 委員 | 原幸子 |
| 委員 | 竹下博英 |
| 委員 | 北林丈正 |
| 委員 | 佐藤雄孝 |
| 委員 | 菅原博文 |
| 委員 | 高橋武浩 |
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |

会議の概要

午前9時59分 開議

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 川口一 |
| 副委員長 | 東海林洋 |
| 委員 | 鈴木洋一 |
| 委員 | 鶴田有司 |
| 委員 | 小田美恵子 |
| 委員 | 大関衛 |
| 委員 | 柴田正敏 |
| 委員 | 小松隆明 |
| 委員 | 佐藤賢一郎 |
| 委員 | 加藤鉦一 |
| 委員 | 近藤健一郎 |
| 委員 | 工藤嘉範 |
| 委員 | 原幸子 |
| 委員 | 竹下博英 |
| 委員 | 北林丈正 |
| 委員 | 佐藤雄孝 |
| 委員 | 菅原博文 |
| 委員 | 高橋武浩 |

| | |
|----------------|--------|
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |
| 欠席委員 | |
| 委員 | 北林康司 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 説明者 | |
| 副知事 | 堀井啓一 |
| 副知事 | 川原誠 |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | |
| | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |
| 監査委員事務局長 | 成田公哉 |
| 労働委員会事務局長 | 菅沼和也 |

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。
分科会報告を行います。
議案第191号から議案第196号までの補正予

算議案6件を一括議題とします。

各分科会長の報告を求めます。報告は、演壇において行ってください。初めに、総務企画分科会長の報告を求めます。

北林丈正委員（総務企画分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会総務企画分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち、総務部、企画振興部、あきた未来創造部、議会事務局及び人事委員会事務局に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案の総額は44億6,874万円の増額であり、その歳入内訳は、特定財源として国庫支出金16億8,450万円、繰入金21億6,362万円、県債6億8,090万円などを増額するほか、一般財源として繰入金6,087万円を減額するものであります。

なお、本分科会所管部局については、総務部関係で3,821万円の減額、企画振興部関係で3,328万円の減額、あきた未来創造部関係で5,982万円の減額、議会事務局関係で2,650万円の減額、人事委員会事務局関係で72万円の減額、総額1億5,853万円の減額であります。

次に、債務負担行為についてであります。総務部関係では県人会ネットワーク化推進事業及び広報事業について、議会事務局関係では議会広報紙作成事業などについて、契約手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

総務部関係の広報事業に係る債務負担行為の設定についてであります。

広報事業については、広報紙やテレビ等の従来の広報媒体に加え、更に大きな効果が期待できるSNS等において、広報する内容を工夫していく必要があるのではないかとただしたのに対し、SNSによる広報については、県公式のフェイスブックやツイッターにより行っているが、情報の発信にあたっては、公平性や正確性を担保しながら、他の媒体とともに利用者により訴える内容となるよう工夫してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、福祉環境分科会長の報告を求めます。

三浦茂人委員（福祉環境分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会福祉環境分科会における審査の経過を報告

申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち、健康福祉部及び生活環境部に係る部分並びに議案第193号及び議案第194号であります。

今回の一般会計補正予算案は、健康福祉部関係で41億9,201万円の増額、生活環境部関係で5,080万円の増額、総額42億4,281万円の増額であります。

また、繰越明許費については、健康福祉部関係で地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業において7億2,769万円を繰越ししようとするものであります。

次に、特別会計についてであります。

今回の特別会計補正予算案は、秋田県環境保全センター事業特別会計で721万円の増額、地方独立行政法人秋田県立病院機構施設整備等貸付金特別会計で11億6,180万円の減額であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

健康福祉部関係の在宅医療・介護ICT連携促進事業652万円の増額についてであります。

これは地域の在宅医療や介護に携わる多職種間の情報共有を図るため、一般社団法人秋田県医師会が運営するICTを活用した連携システム「ナラティブブック秋田」を推進する経費に対して助成を行うとあります。

これに対し、「ナラティブブック秋田」については、患者本人とその家族、医療・福祉・介護従事者といった関係者間で情報を共有し、連携する上で、極めて有効なシステムであると評価しており、積極的に普及を図るべきと考えるが、現状では本県独自のシステムとなっており、事業関係者からは開発や運営に係る苦労も多いと聞いている。このような取組は、国の指針の下で全国的に実施したほうが効率的な進展を図れるのではないかと。あるいは、このシステムを県外へも積極的に発信してはどうかと。ただしたのに対し、国が取りまとめた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」では、質の高い医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築を図る上で、「ICTの活用を持続可能なものとして進めていくことが重要である」とする方向性を示しており、本県における「ナラティブブック秋田」の取組もその流れの中に位置づけられるものである。現在は本県が独自に取組を進めている状況だが、このたび「ナラティブブック秋田」がグッドデザイン賞を受賞したことを契機に全国からの注目が集まっており、また事業関係者内では、全国に向けてのシステムの販売についても検討されているところであり、他の都道府県の動向も含め、

今後様々な動きがあるものと考えているとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、農林水産分科会長の報告を求めます。

小松隆明委員（農林水産分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会農林水産分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち農林水産部に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、農林水産部関係で1億4,016万円の減額であります。

また、債務負担行為については、冬季風浪等で被災した漁港施設及び漁港海岸保全施設を速やかに復旧するために必要な事業について、限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

家畜保健衛生・安全対策推進事業費41万円の増額についてであります。

この事業費は、死亡した野生イノシシにおける豚コレラウイルスの検査に要する経費であります。

これに対し、今般、豚コレラが発生した岐阜県では、野生イノシシへのウイルス感染が確認されており、これを媒介とした感染拡大が懸念されている。本県においても野生イノシシの目撃頭数が増加する傾向にあることから、防疫体制を強化する必要があるのではないかと。ただしたのに対し、本県では、岐阜県での豚コレラの発生事例を踏まえ、これまでの防疫マニュアルを一部改訂し、豚コレラの発生時における関係機関及び生産者等への速やかな情報伝達や防疫演習の実施、養豚施設への野生イノシシの侵入防止対策等を盛り込んだところである。このマニュアルについては、来月までに県内4カ所で養豚生産者などの関係者を対象に説明会を開催し、周知徹底したいと考えている。特に生産者に対しては、豚コレラウイルスの侵入防止対策の徹底や異常時における早期通報など、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導を強化するなど、緊張感をもって取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、産業観光分科会長の報告を求めます。

佐藤賢一郎委員（産業観光分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会産業観光分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち、観光文化スポーツ部及び産業労働部に係

る部分並びに議案第195号及び議案第196号であります。

今回の一般会計補正予算案は、観光文化スポーツ部関係で330万円の増額、産業労働部関係で5,231万円の減額、総額4,901万円の減額であります。

次に、公営企業会計の補正予算についてであります。

まず、電気事業会計についてであります。収益的支出で1,269万円の減額であります。

債務負担行為については、施設設備維持管理費について、契約手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

次に、工業用水道事業会計についてであります。収益的支出で103万円の増額であります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

産業労働部関係の八幡平発電所放水路制水ゲート工事に係る債務負担行為の設定についてであります。

これは、制水ゲート等の製作・据え付けに10か月程度を要する中、発電機のオーバーホールが終了する平成31年11月までに工事を完了するためには年度内に着手する必要があるため、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

これに対し、この工事は、当該ゲートの設置から50年が経過したことによる経年劣化に伴うものであるが、今後このような経年劣化に伴う維持補修にはどのくらいの費用がかかるのかとただしたのに対し、発電所については、およそ12年毎にオーバーホールを実施し、その点検結果に応じて必要な補修を行っているため、将来に渡る全体額としての維持補修費用を算定することは難しいが、一定期間のもとで計画的に維持補修することとしており、平成27年度から31年度までの5年間の第3期中期経営計画においては、電気事業における大規模改良、修繕等に要する経費として約165億円を見込んでいる。同様に、工業用水道事業においても5年間で約30億円を見込んでいる。また、県全体で策定している「あきた公共施設等総合管理計画」の公営企業施設に係る個別施設計画においては、平成29年度から平成31年度までの3年間の費用として、電気事業で約84億円、工業用水道事業で約4億7千万円を見込んでいるとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、建設分科会長の報告を求めます。

原幸子委員（建設分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特

別委員会建設分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち、建設部、出納局、監査委員事務局及び労働委員会事務局に係る部分及び議案第192号であります。

今回の一般会計補正予算案は、建設部関係で6億5,584万円の増額、出納局関係で261万円の増額、監査委員事務局関係で964万円の増額、労働委員会事務局関係で41万円の減額、総額6億6,768万円の増額であります。

また、繰越明許費については、建設部関係で災害関連事業などにおいて7億4,136万円を繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、建設部関係で整備効果を早期に発現させるための道路改良や春期の道路損傷への対応など、早期発注が必要な事業について、限度額を設定等するほか、道路施設等の維持管理業務委託等について、契約手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

また、出納局関係では、人事給与庶務システムの改修について、契約手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

次に、特別会計についてであります。

今回の特別会計補正予算案は、能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計の債務負担行為について、能代港第二灰捨場の整備に係る契約手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、農業集落排水事業2,177万円の増額についてであります。

これは、公共用水域の水質保全及び農村生活環境の改善を図るため、由利本荘市が実施している農業集落排水事業に対し補助するものであります。

これに対し、県内の農業集落排水処理場は農村部を中心に整備され、生活環境が向上するなどその効果は高いが、供用開始から年数が経過していることや少子高齢化などにより整備時点で想定していた加入戸数に満たないなど、課題もあると認識しているがどうかとただしたのに対し、農業集落排水事業については、県内市町村で予定していた面整備が全て終了している一方、事業開始が早い地域を中心に、設備更新の時期を迎えている。国では、供用開始後7年を経過している施設の機能強化について補助事業の対象としていることから、このような事業を適

切に活用しながら、設備の更新を行いつつ、人口減少社会に対応するための生活排水処理施設の統廃合などもあわせて行ってまいりたいとの答弁がありました。

次に、県単道路維持修繕事業などに係る債務負担行為の設定についてであります。

これは、道路施設等における通年の維持管理業務委託を年度当初から開始することにより、切れ目のない維持管理を行おうとするものであります。

これに対し、県道等の維持管理は非常に重要だと認識しているが、建設業者は、維持管理業務のほか、近年災害が多く発生したことにより、今後も多くの災害復旧工事等を行うこととなる。そのため、例えば、入札不調が発生している地域においては建設業者が少しでも維持管理業務や工事等を受注できるよう、管内におけるブロック割の変更を行うなど、維持管理体制の見直しが必要なのではないかとただしたのに対し、道路等の維持管理業務については、各地域振興局管内を複数のブロックに分けたうえで、それぞれ3社程度のJVにより実施しているが、維持管理を行っている建設業者は地元の道路等に精通しているほか、ノウハウなども有していることから、現時点においてはブロック割などの変更は考えていない。しかし、例えばJVを構成する建設業者が廃業するなど、その地域の業界構成に大きな変化があった場合には、必要に応じて適宜見直しなどを考えてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

次に、教育公安分科会長の報告を求めます。

菅原博文委員（教育公安分科会長）

ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会教育公安分科会における審査の経過を報告申し上げます。

本分科会において審査した案件は、議案第191号のうち、警察本部及び教育委員会に係る部分であります。

今回の一般会計補正予算案は、警察本部関係で4,570万円の減額、教育委員会関係で4,833万円の減額、総額9,403万円の減額であります。

また、繰越明許費については、教育委員会関係で教育施設除去事業において1億4,956万円を繰越ししようとするものであります。

また、債務負担行為については、警察本部関係で交通安全施設整備・維持管理事業について、消雪期の早い段階において横断歩道や車両のはみ出し禁止線等の再塗装を実施することから、限度額を設定するほか、職員宿舎等建築費償還事業について石綿含有外壁仕上塗材除去工事の追加に伴い、限度額及び期間を変更しようとするものであります。

教育委員会関係では、ミュージアム活性化事業について、契約及び協定手続きを今年度内に進める必要があることから、限度額を設定しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

初めに、警察本部における職員宿舎等建築費償還事業に係る債務負担行為の限度額等の変更についてであります。

アスベスト含有建材が販売されていた期間内に建設された警察職員宿舎は全県に71棟あり、その内3棟について調査を実施し、2棟で外壁仕上塗剤にアスベストが含まれていたことが確認されたとのことだが、残り68棟についても早めに対応すべきでないかとただしたのに対し、アスベスト含有調査及び除去作業には時間と費用がかかるが、アスベストは人体に有害な物質であることから財政当局と協議の上、計画的に調査を実施し、早めに対応してまいりたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会におけるミュージアム活性化事業に係る債務負担行為の設定についてであります。

これは、美術館が開催する展覧会等について、開催権利及び展示作品の早期確保や、連携する県内のメディア企業による十分なPR期間を確保するため、展覧会経費について、限度額を設定するものであります。

これに対し、実行委員会方式で開催する展覧会の事業費において、県が負担する事業費の割合が一定ではないのはなぜか。あわせて、県の負担金はどのように決定されたのか、負担金を出す基準なども作るべきではないかとただしたのに対し、実行委員会方式の展覧会事業費については、連携企業と県が展覧会の内容や集客見込み等を勘案し、限られた予算の中で負担可能な金額を協議し、合意の上決定しているところである。展覧会の内容等により負担割合は変わるものと認識しており、負担割合に一律の基準を設けることについては今後慎重に検討してまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

委員長

以上をもちまして、各分科会長の報告は終了しました。各分科会長に対する質疑を行います。質疑は質疑者席において、答弁は演壇において行ってください。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

分科会長に対する質疑は、ないものと認めます。

本日はこれをもって散会し、次回は、12月18日、火曜日、午前10時から委員会を開き総括審査

を行います。

なお、「総括審査質疑事項提出書」は7日の議会運営委員会に変更されましたとおり、本日午後4時までに提出願います。

散会します。

午前10時30分 散会

平成30年12月18日(火曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算
(第5号) (総括審査)
- 2 議案第192号
平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(総括審査)
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算(第1号) (総括審査)
- 4 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
(第2号) (総括審査)
- 5 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
(第1号) (総括審査)
- 6 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算(第1号) (総括審査)

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鉦一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |
| 委員 | 鈴木 雄大 |
| 委員 | 今川 雄策 |
| 委員 | 佐藤 信喜 |

| | |
|----|---------|
| 委員 | 鈴木 健太 |
| 委員 | 杉本 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 雄太 |
| 委員 | 土谷 勝悦 |
| 委員 | 三浦 英一 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 三浦 茂人 |
| 委員 | 佐藤 正一郎 |
| 委員 | 吉方 清彦 |
| 委員 | 石田 寛 |
| 委員 | 石川 ひとみ |
| 委員 | 加藤 麻里 |
| 委員 | 薄井 司 |
| 委員 | 沼谷 純 |
| 委員 | 小原 正晃 |
| 委員 | 田口 聡 |
| 委員 | 加賀屋 千鶴子 |
| 委員 | 平山 晴彦 |
| 委員 | 石川 徹 |

書記

| | |
|------------|-------|
| 議会事務局議事課 | 石川 至 |
| 議会事務局議事課 | 飯坂 諭 |
| 議会事務局議事課 | 佐藤 聡 |
| 議会事務局政務調査課 | 菅原 義朗 |

会議の概要

午前10時00分 開議

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鉦一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |

| | |
|----|--------|
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |

説明者

| | |
|----------------|------|
| 知事 | 佐竹敬久 |
| 副知事 | 堀井啓一 |
| 副知事 | 川原誠 |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 観光文化スポーツ部理事 | 前川浩 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 健康福祉部健康医療技監 | 諸富伸夫 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 農林水産部森林技監 | 眞城英一 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |
| 建設部建設技監 | 佐藤和義 |
| 建設部港湾技監 | 白井正興 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |

監査委員事務局長 成田公哉
労働委員会事務局長 菅沼和也

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

総括審査を行います。質疑の順番については、お配りしております総括審査質疑事項一覧の順に行います。

また、質疑時間については、さきにお配りしております総括審査会派別割り当て時間を目安に議事進行を行います。

会場に設置したタイマーは、質疑割り当て時間の残り時間を表示します。質疑割り当て時間を超えた場合は、超えた時間を表示します。各質疑者は、割り当て時間を遵守されるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

初めに、鈴木健太委員の質疑を行います。

鈴木健太委員

おはようございます。初めに、佐竹知事にお伺いします。

12月になり、第3期プラン（第3期ふるさと秋田元気創造プラン）の1年目の4分の3ほどが終わろうとしています。第3期プランでは様々な数値目標を設定されました。今の全体的な所感というか、ここはいけそうだが、ここは厳しそうだといった現状の認識について伺います。

知事

一朝一夕には変わらない出生数、あるいは県の施策でダイレクトにコントロールしがたい出生率や婚姻率の改善はそう簡単ではありません。一方、移住者、定住者、海外のインバウンドなどはまあまあの数字かと思えます。宣伝など様々な施策により効果が直接現れる目標については、県の政策の濃淡により一定のレベルまでいきますが、人口減少対策全体としての効果までは、なかなか現れていない状況だと認識しています。

鈴木健太委員

おっしゃるとおり、施策を実施すれば、そのまま効果が数値に現れるものではない部分もありますし、意外と効果が出る部分もあると思います。移住、定住、インバウンドなど、効果がありそうなところはそのまま頑張ればいいですが、無理ではないかという部分について、途中でどのようにしてこ入れするか、また今年度でなくても、今正に策定中の次年度の当初予算案にどう反映させるか——いわゆるPDCAをどう機能させるかが大事だと思います。

そんな中、委員会審査で大変気になる部分がありましたので、本日、総括審査で質問させていただきます。

高卒者の県内就職に関してです。昨年の総括審査

で私が知事をお願いをして、今年度からはかなり本腰を入れてその促進に取り組んでいただいていると思います。私も今年度は高卒者の就職者数に期待して、毎月発表される労働局の数字をずっと注視していました。8月末現在までは、70%を超える非常に高い県内就職希望率でしたが、9月末に、がくっと落ちたのです。これを見て、私はおやと思い、今年度中に今後どう巻き返すのか、今から頑張っても県内就職希望者が急に増えるのは難しいので、来年の当初予算等の事業にどう反映させて、どうやってもう一度数字を上げるのかと、いろいろと聞いてみると、どうも県は最新の数字を余り追跡していない気がしました。

県内就職希望率が8月から9月で、がくっと落ちたということは——実数では約120人ですが——それまでの県内就職希望者が、県外就職希望に転じてしまったという生の数字なのです。そこにもう少し興味を持ってというか、なぜその人たちが県内就職希望から県外就職希望に移ったか、その一例、一例に、次の施策に反映させるための答えが隠れていると思うのです。しかし皆さんは余りそちらに目が向いていないような気がしましたので、きょうのタイトルにある「施策の中間評価」の最新の状況を把握した上で、次の施策にどう反映するかというテーマで、横断的にお聞きしたいと思います。

配付した資料の上に一般的なスケジュールがあります。私はどの時点で予算案がほぼ固まるか分かりませんが、現在、当初予算を編成しているところであり、第3期プランに掲げた各数値目標のどの段階の数字を把握しているか、どういう生かし方をしていくかということで、6つの数値目標について伺いたいと思います。

まず、雇用創出数についてです。第3期プラン策定時の現状値は2,552人で、平成30年から目標を定めていました。平成29年は指標がどこにも載っていないので、実績を聞いたところ2,209でした。現状値に比べて大分落ちています。それを受けての平成30年の目標値だと思いますが、現在、平成30年度のどの時点の数字を把握していますか。

あきた未来創造部長

雇用創出数は各部局の数値を積み上げたものです。1つは、地域産業の競争力強化ということで、誘致企業や成長5分野の産業における雇用数、それから農林水産業の成長産業化の促進ということで、農林水産業への新規就業者数、さらには観光を中心とした交流人口の拡大ということで、観光産業における雇用創出数、この3つを足し上げて雇用の創出数としています。

平成29年度の雇用創出数2,209人は、前年度から300人ほど落ちています。これは、地域産

業の競争力強化の中の誘致企業にかかわる部分が非常に大きく影響しています。そのほか成長5分野の雇用創出数もやや伸び悩んでいます。こうした状況を背景に平成30年度以降の目標を検討しましたが、今申しあげましたデータが判明するのは11月、農業、林業のデータが判明するのは6月や8月です。今最新のデータを積み上げて、分析することは、なかなかできない状況であり、11月ころのまとめを見込んでいます。

鈴木健太委員

平成30年度の目標値の2,493人は、地域産業振興、農林、観光を足し上げた数値だと思いますが、その内訳をどのように想定していますか。

あきた未来創造部長

平成30年度の目標数値2,493人の内訳は、地域産業の競争力強化が1,575人で、そのうち誘致企業が700人です。農林水産業は415人で、そのうち新規就農が250人です。観光を中心とした交流人口の拡大は503人です。

鈴木健太委員

産業労働部長にお聞きします。今あきた未来創造部長がおっしゃった数字の現状は、どうなっていますか。

産業労働部長

産業面に関しては3つの区分があります。1つは、企業誘致、設備投資に伴う雇用増で、平成29年度の実績は562人です。起業、創業に伴う雇用増は517人で、成長5分野に係る雇用増が——今数字を持っていませんが——残りの部分です。

平成28年度に比べて、企業誘致の部分で300人ほど落ちていると説明がありましたが、平成28年度は、大型のコールセンターの企業誘致があり、数字が突出していました。その反動と——一方で平成29年度の目標としていた700人に、100人余り足りない状態で、この点は設備投資に伴う企業側の雇用の受け皿整備が十分に進んでいなかったということです。当然来年度は、企業に、設備投資に伴う雇用増に取り組んでもらうため、引き続き設備投資や企業誘致に関して支援いたします。

ちなみに、平成30年度の目標も700人に設定しています。

鈴木健太委員

平成30年度の700人に向かって、現在の状況はどういう感じですか。

産業労働部長

大型の設備投資がそんなに多くなく、今年度も今のところ、どちらかというと苦戦している状況です。

鈴木健太委員

平成30年度の目標達成がだんだん怪しくなってきた状況だと思います。その原因をどのように

分析されていますか。

産業労働部長

1つは、大型の設備投資が可能な企業がないということです。そして、どの企業も人手不足の中で、設備投資による省力化、効率化を図っており、生産性を上げて雇用を少なくする形の設備投資が増えています。県が行う企業への支援策は、雇用増を伴う設備投資に対する支援であり、これがここで掲げている目標に関する支援です。

一方で、中小企業の効率化に向けた支援は別途あります。これは雇用増を要件としない新たな投資に対する支援で、雇用増を伴う設備投資への支援とは別枠です。当然雇用増に反映しないので、全体として、人員増を伴わない、効率化に向けた投資が増える大きな要因になっています。

鈴木健太委員

産労部（産業労働部）では、デジタルイノベーションを進める中で、様々な技術によって省力化を進める一方で、雇用創出に関しては年々増やしていくという目標を掲げています。少子化、労働力不足の中で、この目標設定自体をどのようにお考えですか。

産業労働部長

第3期プランでは、県内の若者の雇用の場を増やすのが大きな目標です。したがって、当然効率化を図りながらも、社会減の半減に向け、県内の雇用の受け皿を増やすことも当然必要です。企業は効率化を図って事業を拡大し、それに伴う雇用増を目指すのであり、県としては、雇用増に対する取組を進めたいと思います。

鈴木健太委員

きょうのテーマとは違いますが、今話をお聞きして、私は目標そのものがどうなのかと思いました。さきほど大型の投資がないのが理由だと話がありましたが、ではなぜないか、どうしたら雇用を増やしてもらえるかということまで、もう一步深く掘り下げて、次の事業に反映させなければならぬと思いますが、どうですか。

産業労働部長

大型投資のできる企業が限られているというのは変な言い方かもしれませんが、やはり現在県内で操業している企業で大型投資のできる企業は、ある程度限られています。我々は、企業が更なる設備投資や事業拡大をするための環境整備が重要だと思いますので、部局横断的にそうした取組を支援してまいります。

もう一つは、新技術で事業拡大しようとしている県南のモーターコイルを作っている企業がありますが、こうした企業は、これまでにないほどの大規模な設備投資をしていますので、当然大きな雇用が見込めます。こうした新規事業による雇用増も、企業

に働きかけながら取り組んでまいります。

鈴木健太委員

今年度も4分の3が終わりつつありますが、目標達成は厳しそうな認識です。では2年度目に向かって本気で——2019年の2,600人という目標は、かなり今からジャンプアップする必要がある目標だと思います。それを決められるのは、来年度の当初予算を考えている、今このタイミングです。何となくではなくて、思い切った施策を期待したいと思います。

産業労働部長

毎年度、目標を設定しているのです、そうした意味では確かに上振れ、下振れがある部分もあります。ただ、大型投資は、そう簡単にできるものではないので、ある程度中長期のスパンで取り組まなければいけないと思います。確かに単年度で目標管理しながらそれに向けては取り組みますが、一方で中長期での事業拡大に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

鈴木健太委員

今部長は、上振れ、下振れとおっしゃいましたが、ほとんど下振れしか見たことがありません。こうなると、もう目標は達成しないものだということに慣れきっているような状況です。先ほどデジタルイノベーションの話もありましたが、こうなったら本当に目標自体を考え直したほうがいいのではないかとこの件についても、最後に知事に御意見を伺います。

知事

なかなか難しい問題です。例えば県内の社会減に一定の歯どめを掛けるためには、どこかに雇用の受け皿が必要です。雇用数の目標設定に当たり、余り現状に拘泥すると、社会減に歯どめを掛けるという目標をあきらめることとなります。したがって、少し高目であっても、努力数値として、一定の目標は必要だと思います。

ただ、委員がおっしゃるとおり、状況に応じてフレキシブルに、リアルタイムに政策出動することは非常に重要です。例えばコールセンターがオープンすると、一気に200人、300人の雇用が増えます。こうしたものは単年度で増えますが、企業誘致などの大型物件は相当な年数を掛けて取り組みます。5年、10年と交渉を進め、いつか物にするような地道な取組も必要です。

一方で、自殺予防などは、集中的にキャンペーンを実施した結果、すぐに抑止効果が出ることもあります。ジャンルによって手法は違いますが、できるだけリアルタイムの状況を把握しながら、小さなことでも、できることからやる姿勢は必要だと思います。

鈴木健太委員

Aターン就職者数に移ります。平成29年度は1,128名で、前年度に比べてかなり伸びたようです。公表のタイミングと、どのように集計して成果を把握しているかについて、最新の状況と併せて御説明ください。

あきた未来創造部長

Aターン就職者数については、雇用労働政策課で集めたデータを我々がまとめて活用しています。平成29年度の実績は1,128人で、ここまでは結構伸びてきました。平成30年度の目標は1,000人ですが、Aターン就職者数の状況は、平成30年10月末現在で698人と、平成29年10月末現在の638人に比べて、若干伸びています。今年度の目標達成に向け、更に実績が伸びるように努力したいと思います。

課題としては、景気に大きく左右されることがありますが、今後、親御さんへの就職情報の提供、県内企業の分野別の情報発信、マッチングの更なる強化、Aターン就職者のニーズに対応した企業の掘り起こしなど、積極的に対策を講じていきたいと考えています。

鈴木健太委員

Aターン就職者数の途中経過はまずまずの状況で、目標は達成しそうですとお聞きしましたが、知事の所感を伺いたいと思います。

知事

Aターン就職者に関して一番問題なのは、大卒者など高学歴者の受け皿が非常に小さいことです。ただ最近では、人数は少ないですが、ソフトウェア関連企業、特に東京から誘致したかなりレベルの高い企業——もともとそうした企業に就職できるのは大卒者です。例えばトヨタ系の企業やセキュリティー関連の企業は東京大学工学部の情報工学科を卒業した人——あのクラスの人を採用できる企業は、今まで県内にありませんでした。大きな誘致企業の研究開発部門を秋田に移す場合などは、一定の雇用が生まれます。一般に県内の企業は、高卒者の場合もそうですが、やはり受け皿のバリエーション、幅、レベルが非常に小さいのです。ですから、その部分に力を入れると、ある程度Aターン就職者数も増えます。また、あるセキュリティー関連の企業は、初任給が首都圏と同様、約30万円です。初任給が30万円で、40歳ぐらいの年収が750万円から800万円であれば人は集まります。景気が低迷すると首都圏ではリストラされるので、県内の雇用の受け皿を大きくすることが一番重要です。

鈴木健太委員

今は圧倒的な人手不足の状況なので、雇用者数をひたすら増やすだけではなく、やはり質の部分——

秋田を離れてしまった人材が、秋田に帰れるようないろいろなタイプの雇用の場を作ることは非常に大事なので、知事には、その方向でどんどん強力で推進していただきたいと思います。

事業承継計画策定件数に移ります。平成29年は128件と、平成28年よりも大分増えました。増えた要因、うまくいった原因をお知らせください。

産業労働部長

事業承継については、県だけではなく、金融機関や商工団体などとワーキンググループを作り、四半期に1回程度情報交換をしています。平成25年度から取り組んでいますが、まずは事業承継に関心を持ってもらうための掘り起こしを行いました。各ワーキンググループに参加しているメンバーが実際に企業を訪問し、そうした活動が浸透してきて相談件数が増え、その結果、計画策定件数の増につながっていると見えています。

鈴木健太委員

この数値には、どの時期は増えて、どの時期は増えないなど、時期的な要因がありますか。それに併せて、今年度の中間状況や目標達成可能性をお知らせください。

産業労働部長

特に時期的な要因はありません。今年9月末現在で82件の策定件数です。このまま順調にいけば、目標の150件に向けて良いところまで行くと思います。各ワーキングのメンバーの活動が、事業承継の計画策定にある程度結びついていると見えています。

鈴木健太委員

そのまま頑張っていたきたいと思います。

延べ宿泊者数に移ります。平成29年は334万6,000人ですが、前年に比べて減った理由と分析方法、それから平成30年度の目標350万人に対する現在の達成状況をお知らせください。

観光文化スポーツ部長

平成29年の延べ宿泊者数が前年に比べて減少した理由には、様々なものがあると思います。この人数は、ビジネス客も観光客も含めた純粋な宿泊者数なので、観光に特化した背景は分析しづらいところがありますが、基本的には平成二十五、六年ごろからの人口減少等を背景に、国内での日本国民の流動が減っていることが一番大きな要因だと受けとめています。

平成30年度の目標350万人に対する今年度の達成状況については、次の外国人延べ宿泊者数についてもそうですが、観光庁が速報値として2カ月後に発表している単月のデータと1月からの累計のデータによると、平成30年1月から9月末までの延べ宿泊者数は246万6,000人です。平成29年の1月から9月末までは250万9,000人であり、

去年より若干減少しています。これは去年の9月に開催されたねりんピック秋田2017（第30回全国健康福祉祭あきた大会）が、去年の宿泊者数を大きく押し上げる特殊要因となっていたためです。その分9月は去年に比べて減り幅が大きいと見ています。進捗状況は昨年並みですが、目標到達は多少厳しいと認識しています。

鈴木健太委員

この数字は、かなりシーズンごとの上下がある数字だと思えますが、例年の傾向に併せて350万人を達成するためには、この月までには大体これぐらいを達成しないと駄目だということがあると思えます。それに照らして全然足りない状況ですか。

観光文化スポーツ部長

最終的に33万4千600人に達した昨年よりも、9月末までの実績で若干少ない状況です。これはねりんピック秋田2017が開催された昨年9月と、大型観光キャンペーンをスタートしている今年9月を比較した場合、多分今年の9月のほうが観光客が少ないことが大きいと思えます。10月は観光のトップシーズンでもあり、今後大型観光キャンペーンの10月、11月のデータが明らかになって、どういうトレンドが見えてくるかで、去年と比較して多少良い数字が出るのではないかと期待しています。到底及ばないとは思いません。

鈴木健太委員

先ほどの全般の情勢と、民間事業者の働きによるところが本当に大きい数字だと思えます。県が現在行っている政策、施策がこの数字に寄与すると考えていますか。

観光文化スポーツ部長

鈴木委員がおっしゃるとおり、第一義的にはホテル等それぞれの宿泊施設がそれぞれの魅力発信に取り組む必要があると思えますが、県としては、ホテル等宿泊施設に到達するまでのプロセス——よく言われるのはアクセスの向上を図ることや、宿泊施設周辺エリアの様々な魅力をPRするなど、宿泊施設を取り巻く観光面でのプラスの情報を発信する環境を整えることが大事だと思えます。

鈴木健太委員

今そのための各事業を計画していると思えますが、目標を達成するために県ができることは、その部分を強化することだけだと思えます。それについて、今年度はともかく、次年度の当初予算においてどのように強化していくお考えですか。

観光文化スポーツ部長

インバウンドもそうですが、県土が広く、大都市から遠いこともあり、アクセス向上は一つの大きな課題だと思えます。これは以前から課題だと言われ続けていますが、やはりおろそかにはできないと思

います。

先ほど申し忘れましたが、たしか来年の1月から利用できる、ANA（全日本空輸株式会社）とJR東日本（東日本旅客鉄道株式会社）がコラボレーションした商品があります。これは、東京から秋田までANAの飛行機で来て、秋田空港からリムジンバスで秋田駅に着いたら、秋田駅からは秋田新幹線も含めたJR東日本秋田支社管内の鉄道にフリーで乗れるパック商品で、既に売り出されています。売れ行きも非常に良さそうで、こうした取組が進められると、直接、空港から目的地に向かうのではなく、目的地に近いところまで鉄道を使い、そこから最後の目的地までのアクセスは市町村や地元の観光協会と相談すれば良くなると思えます。アクセス面での利便性は、飛躍的に向上する新たなパック商品が出てきています。今はANAだけですが、こうした航空会社と鉄道会社との取組などをもう少し増やしたいと思えます。

鈴木健太委員

私の中では、観光に関しては、県の取組がなかなかうまくいっていないと認識しています。その理由は、今おっしゃったような民間事業者に負うところがかかなり大きいからです。県ができる部分が限られているのもうなずけます。きょうの新聞にも載っていましたが、青森県や宮城県など、ほかの県ではインバウンドを含めてうまくいっています。地理的な相違があると言えればそれまでですが、皆さんが御存じのとおり、秋田県には財産がたくさんあるので、こういうもったいない状況を一日でも早く解消して、少しでもお金を稼いで人口減少の抑制につながるように頑張りたいと思えます。

外国人に関しても同じような切り口になるので省略しますが、来年度に向けた観光施策全般に関して、知事から御所見を伺いたいと思えます。

知事

金足農業高校効果ではありませんが、かつては観光に行く場所を選ぶときは、「九州に行きたい。」「東北に行く。」というように地域全体を選んでいましたが、今は東北の中の秋田といった選び方で、しかも、今秋田は非常に目立つので、観光面での細やかな対策プラス秋田の知名度を上げる全体的な取組が必要だと思えます。

それから、海外からも言われていて、一朝一夕にはできないことですが、チャーター便が集中したときに宿がないのです。例えば今湯沢、雄勝地域は、ダムと地熱で物すごく人が来ていて、あの地域のホテルや旅館は満杯です。能代地域も、一時東北電力の火力発電所に係る需要でかなり潤いました。そういう大型工事などがあれば需要に反映します。観光で一番重要なのは、やはり宿です。秋田県は一番泊

まりたい宿——リゾート系のホテルが非常に少ない。ほかの県に比べて大手の資本が相当少なく、ほかの県の何分の1です。例えば、青森県では星野リゾート（各地で高級感ある温泉旅館やリゾートホテルを運営する株式会社星野リゾートのこと）が自社で二次交通を運行していますし、海外へも営業しています。本県での一番いい例は、仙北市の乳頭温泉郷の社長や女将さんたちが、みずから台湾やタイなどへ行って宣伝をしていて、その結果、やはり観光客が来ています。観光客を何とか増やそうと、最近では市町村長も海外にプレゼンに行くようになっており、そういう市町村は、やはり少しずつでも観光客が増えています。待っていてもお客さんは来ませんので、とにかく売り込みが必要です。

また、ほかの県では、チャーター便などの誘致のため、かなり補助金を出しています。金額まではつまびらかになっていませんが、行政の投資と民間の努力を組み合わせながら、大手のホテル誘致を図ることが、今の基本的な考え方です。

鈴木健太委員

観光で一番大事なものは、よそから見て秋田がどう見えているかを見誤らないことだと思います。ブランディングもそうですが、秋田は決して便利な場所ではないので、わざわざ秋田に行ってみようと思わせるようなお客さんへのアピールが必要だと思います。行政が果たすべき役割は地域のPRだと思います。

最近外国人労働力の話題が非常に多いのですが、そこでもすごく感じるのは、こちらが働めれば来るものだというふうに思っている節があるのです。外国人労働者にとって、秋田は何も魅力的な場所ではなく、賃金もそんなに高くはなく、かつ寒いという状況なので、こちらからだけの視点ではなく、もう少し客観的に——特に観光地については考えていただきたいと思います。

最後に、高校生のインターンシップ参加率についてですが、平成29年が61.2%と、前年に比べて少し上昇しています。今年度の目標は63%ですが、今の状況を教えてください。

教育長

高校生のインターンシップを実施する学校数は、年々着実に増えています。第2期プラン（第2期ふるさと秋田元気創造プラン）の最終年も目標を達成できませんでしたが、その要因の一つに、進学校の生徒がほとんどインターンシップに参加していませんでした。そこで、今年度は進学校など、進学する生徒のいるほとんどの学校からも参加するよう強く呼びかけ、今年の計画を提出いただいています。その結果、今年度は目標を達成できる見通しです。

今後は、進学校の参加者数を増やすこと、生徒の希望に合ったインターンシップ先を増やすこと、そして事業所によって就労時間が異なるため、事業所が望む時間帯でインターンシップに参加するよう、学校側に柔軟な対応を求めることなどで、更に参加者を増やす必要があると考えています。

鈴木健太委員

今、思いがけないことをお聞きしたのですが、進学校でもインターンシップを増やそうとしているとのことですか。高校生のインターンシップの目的は何ですか。私は、県内の就職に関する情報を増やすことで、高卒者の関心を県内に向けさせることだと思っていました。また、企業にとってインターンシップの受け入れは結構負担になっているはずですが、企業は少しでも人材確保に資すると思います。私が目標、目標とうるさく言っているためかもしれませんが、目標達成のために何でもかんでも取りあえず——絶対就職しないような子供にもインターンシップを経験させるのは、本末転倒ではないかと思いますが、いかがですか。

教育長

進学者は、もちろん県内の大学に進学する生徒もいますが、当然県外にも進学します。そうした県外に出た生徒たちが、県内の企業や事業所を前もってきちんと経験して知っておくことは、大学卒業後に秋田県に戻ってくるときに、こうした企業等を重要な選択肢の一つにするだろうという考えでやっています。

鈴木健太委員

なるほど、分かりました。

最後に、教育長にお聞きします。冒頭にお話をした高卒者の県内就職希望率が8月末から9月末にかけてがぐっと落ちました。当初県内就職希望であった生徒のうち、約120人が県外就職希望に変わっています。私はここに答えが見えるのではないかと思います。ここにてこ入れをして、無理に県内就職に持ってこいなどは申し上げません。その選択は尊重すべきだと思いますが、そうなった原因に、物すごく大きなヒントが隠れているのではないかと思います。その辺の調査、分析はしていますか。あるいは、これからするのですか。

教育長

これは労働局の調査データであり、こちらが直接タッチしているわけではありません。実際に求人票が出されるのは7月ごろです。夏の長期休業に入ってから、保護者と先生と生徒が三者面談をしながら、9月の就職試験に向けて、どの方面を希望するか決めます。教育委員会では9月以降、毎月データをとって、その都度学校の状況を見て対応しています。

労働局のデータがどの時点のものをどう使っているか分かりませんが、こちらでは何ともできないところでは。

鈴木健太委員

数字はともかく、全て現場で起きている話です。教育現場において、高校生はどこに行くかを確実に意思決定しています。私は、教育現場にある情報を、今後の政策を考えているところにもっと供給する仕組みが必要ではないかと思います。来年度当初予算を検討している今、足元の数字、生の数字、生の声を生かすように頑張っただけであればありがたいと思います。

終わります。

委員長

以上で鈴木健太委員の質疑は終了しました。

次に、竹下委員の質疑を行います。

竹下博英委員

初めに、リフォーム推進事業について伺います。リフォーム推進事業について資料がありますので、私から説明します。

この事業は、平成22年度から、緊急経済対策に資すると始められました。平成30年まで、9年間続けてきました。この間約8万戸の方々から利用していただき、約2,600億円の経済効果があったと言われています。そういう意味では、非常に経済効果が大きかったのではないかと思います。この事業はリフォームをした方々のほか、リフォームに携わった業界の方々からも非常に喜ばれています。最初は緊急経済対策として経済効果を目的に実施した事業ですが、最近は様々なことを勘案し、特に平成28年度からは子育て関係にも特化した制度となっています。このように説明を受けていますが、この認識でいいですか。

建設部長

委員のおっしゃるとおりです。

竹下博英委員

平成28年度から制度の内容が少し変わったようですが、この二、三年の予算の執行率等はどうですか。

建設部長

この事業は、安全安心型のリフォームと、子育て支援型のリフォームの2つの施策に分かれています。安全安心型のリフォームについては、今年度より耐震化や長寿命化の施策目標型に変更しています。2億4,000万円の予算額に対して、執行済額は2億3,900万円と、執行率はほぼ100%の状況です。現在受け付けは終了しており、精算段階に移っています。

一方、子育て支援型のリフォームについては、今年度から要件を見直し、子供の数を3人から2人に

緩和しました。持ち家型と空き家購入型の2つに分かれています。現在の予算の執行状況は、持ち家型が1億5,500万円の予算額に対して1億4,000万円と、執行率は92%、空き家購入型が5,400万円の予算額に対して4,000万円と、執行率は74%になっています。子育て支援全体では、現在531戸で活用されており、予算戸数の590戸分が、年度内にほぼ執行可能と見込んでいます。

竹下博英委員

需要と供給のバランスのいい事業であり、非常に多く申し込みがあり、予算の執行率も安全安心型については100%のようです。ほかの2つは執行率にまだ少し余裕があるようですが、3月までにはほぼ執行できる見込みですから、非常に人気の高い事業だと言えます。そして、秋田県独自の制度として、当初は他県からも視察に来るなど、県単独事業としては珍しく長く続いていますし、また辛口の論客からは、佐竹県政で唯一喜ばれている政策ではないかといった声もあります。

県民から喜ばれている事業であり、この後も様々なやり方が考えられます。特に来年は消費税が導入され、9月ごろまでの駆け込み需要があるかもしれませんが、消費税導入後の下半期は、急速に景気が冷え込む可能性もあります。こうした状況を鑑みて、この事業を来年度以降どのような考え方で継続するのか、あるいは方向転換するのか、知事はどのようにお考えですか。

知事

現在のリフォーム推進事業はリフォーム業者を救済する制度ではありません。最初は経済対策として、その後は住宅対策として進めてきました。今大変なお褒めの言葉を頂きましたが、私自身は非常に心細い思いです。それは、当時は、国からの経済対策交付金が多かったため、地域活性化対策基金等に積み立てし、これを財源として経済対策等の事業を実施できましたが、現在は、こうした基金がほぼ枯渇しているからです。一般財源や、準一般財源的な基金等からの持ち出しは非常に厳しい状況です。今までは、ほかの事業に余り影響がない範囲で基金を取り崩して事業が実施できましたが、今後は、多額の基金充当は財政的に非常に厳しいのです。ただ、この事業は、住宅政策としては、一定の制約条件の中でも、来年以降も続けたいと思います。ただし、安全安心型については議論が必要だと思います。当然10月の消費税増税前には駆け込み需要がありますが、これを加速するような政策はなじみません。

10月以降の消費税増税による中小企業に対する影響、米中の貿易摩擦の影響、さらに2月以降にアメリカと日本との貿易交渉があることを考えると、

10月以降の経済の腰折れは——心配するほどではないかもしれませんが——ある程度想定する必要があります。リフォーム事業は、駆け込み需要を加速するのではなく、その後の消費落ち込みに焦点を当てて対策を図ることが必要だと思います。

竹下博英委員

住宅リフォーム事業には、安全安心型の中に、耐震化、長寿命化、省エネ化、バリアフリー化、克雪化があります。少し論点がずれるかもしれませんが。バリアフリーという観点からリフォーム事業に関連してお聞きしたいのですが、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定され、県でも条例を来年4月から施行したいということで、素案をいただいています。素案を見ますと、法律よりもちょっと突っ込んだ、もう一歩進んでいるような感じを受けます。その中で、差別の禁止や社会的障壁の除去のための合理的配慮——私のイメージとしては、例えば車椅子の方がレストランに行ったときに、階段を上れなくて何とかしてくれないかと申し込みがあったとします。それがそのレストランにとって余り大きな負担でなければ、当然配慮しなければいけないと思いますが、それに伴う出費はあります。さらに、レストランの中に障害者用トイレがなければ、これも直さなければいけないかもしれません。しかし、そこにも経費が伴うので、業者はすぐには対応できないと思います。

一方で条例はもう施行されていますから、できるだけ合理的に配慮しなければいけないと、そのほざまで結構悩むことがあると思います。バリアフリーという観点から、例えば住宅リフォームの事業の中に小規模事業者の枠を設けたり、あるいは全く別に店舗型のバリアフリー化に要した経費の何%かを行政が援助することは考えられませんか。そう考えたのは、条例は作りましたが、必要な経費はあなた方で負担してくださいということではなく、この条例をきちんと社会に浸透させていくためには、やはり一定の経費について市町村や県など行政が援助することが必要ではないかと考えたからです。そうした方向性は考えられませんか。

健康福祉部長

現在検討している障害者差別解消条例（秋田県障害者差別解消条例（仮称））においては、事業者に対して過重な負担とならない範囲で合理的な配慮の提供を義務づけることにしています。先ほど委員のお話にありましたように、例えば店舗の入り口に段差がある場合には、お店の従業員が手をかして補助してあげたり、商品が高いところにある場合には、手を差し伸べて取ってあげるようなことを想定しています。現段階で過度の経済的負担を伴う配慮までは求めておりませんので、条例の制定に伴う、事業

者のバリアフリー対策に対する新たな財政支援は考えておりません。

竹下博英委員

分かりました。

次に、豚コレラの発生状況について御質問させていただきます。実は久しぶりに豚コレラという名前を聞きました。昔は非常にポピュラーな病気でした。改めて大学時代の教科書を引っ張り出して見ましたら、赤ペンで必ず国家試験に出ると書いてありました。それほど昔は珍しくない病気でした。そのため、20年から30年ぐらい前に、国を挙げて清浄化に動いたのです。秋田県では昭和49年から発生していません。私は昭和51年に獣医師になりましたが、県内ではこの病気を見たことがありません。全国的には、今回4年ぶりに発生しました。なぜ岐阜県に発生したか分かりませんが、9月9日に岐阜県で発生して、11月16日、12月5日と発生し、そして12月10日には飼育施設のイノシシにも発生しています。それ以降、私は報告を頂いていませんが、10日から現在までに、何か発生した記録はありましたか。

農林水産部長

12月15日に岐阜県農業大学校でも発生が見られました。養豚場での発生が4例、イノシシ飼育施設の発生が1例で、計5例の発生が確認されています。

竹下博英委員

私有家畜保健衛生所から頂いた資料によれば、今回岐阜で発生した豚コレラのウイルスは、以前から日本で発生していたものとは違い、現在世界のいろいろなところで発生しているもののうち、モンゴルや中国などで発生しているウイルスと同じものだと報告を受けています。間違いありませんか。

農林水産部長

今回、岐阜県で発生したものは、中国、モンゴルで発生、確認されているウイルスと遺伝子的に近縁とされています。

竹下博英委員

特に岐阜県は海のない県ですが、発生ルートについて幾らか解明された、あるいは推測できるものがありますか。

農林水産部長

現段階で公表されているものは、何らかのルートで海外から進入したのだろうと言われていますが、具体的にどのような形で入ってきたかは、分かりません。

竹下博英委員

海外から入ってきたルートが分からないということ——たまたま岐阜県に発生したのですが——実は秋田県で発生していてもおかしくなかったのだと

思います。特に秋田県には海岸がありますし、船で来る方々も非常に多いので、その点についてどのようにお考えですか。

農林水産部長

現在発生しているウイルスを養豚場に持ち込まない対策も必要ですが、今委員がおっしゃったように、水際対策も重要だと思います。特に空港、港については十分に対策を講じなければいけないと、入国者の靴底の消毒、飛行機内で食べた物の残渣持ち帰り、あるいは入国の際の持ち物検査の徹底などを実施しています。こうした対策をきちんと継続しなければいけないと思います。

竹下博英委員

現在国内外からの観光客誘客に力を入れ、特に最近インバウンドの観光客が田舎のほうに行きたがります。しかし、田舎の農家は、観光客に何とか来ないでほしいと考えているなど、こういう裏腹などころもあるのです。そうしたことを調整しながら進めなければいけません。もちろん旅行会社や航空の検疫の方にも十分に注意してもらわなければいけません。肝心の畜産農家や観光地に近い畜産農家の方々、あるいは畜産農家周辺の一般農家の方にも十分な注意喚起が必要だと思います。そうした対策はとられていますか。

農林水産部長

まずは、岐阜県での発生後すぐに、県内の養豚場、屠畜場、市町村等に対してしっかりと基準を守るように周知、指導をしました。また全ての養豚場に立ち入り検査をして、異常がないか確認しました。いざいノシシから発生する可能性もありますので——電気柵を設置するのはなかなか難しい面もありますが——畜舎の出入り口の施錠をきちんとしたり、ウイルスや細菌などの感染能力を不活性化する消石灰等を散布するなど、そうした対策をきちんとするように話しています。

竹下博英委員

今部長からイノシシの話も出ましたが、実は岐阜県ではもう既に野生のイノシシに伝播してしまい、撲滅もなかなか難しい状況だと思います。秋田県へイノシシが移動してくるとすれば、南から来るはずなので、南側の県境周辺でサーベイランス（注意深く監視すること）や、猟友会の人々が捕獲したものの検査などは十分にやられていますか。

農林水産部長

岐阜県では70頭以上のイノシシに豚コレラが発生していますが、最初の発生を受けて、農水省（農林水産省）から、死んだイノシシがいた場合は豚コレラの検査をするようにと指導があり、本県でも猟友会あるいは市町村等の協力をいただきながら、死亡しているイノシシについてはウイルスの感染の有

無を検査しています。これまで2例を検査して、いずれも陰性でした。

竹下博英委員

是非そうした検査を続けていただき——岐阜県はもう発生してしまったわけですから、何とか今発生している場所だけで収めてほしいと思いますし、秋田県での防疫は、できるだけしっかりと行い、また県内農家には十分注意喚起をしていただきたいと思います。

里親制度についてお話をさせていただきます。現在社会的養護を必要として、児童養護施設で生活している子供たちは、4万人ぐらいいると思います。県内では、児童養護施設と乳児院で約180人の方々が生活されています。里親に委託されている方は16人、17人のレベルで、ファミリーホーム、グループホーム等で過ごしている子供たちは5人です。平成30年度の本県の里親委託率は10.1%と全国最下位です。最下位はここ数年ずっと続いています。里親委託率が低迷していることについて、どう認識していますか。

健康福祉部長

本県の里親委託が進まない要因は、実親の理解が得られないケースが多いこと、虐待などにより育てにくい子供が増えていることに加えて、里親登録者が少ない上に、里親居住地域に偏在があり、マッチングの選択肢がかなり限られていることが挙げられると考えています。

竹下博英委員

現在里親登録者は大体80組です。本県の里親委託率の当面の目標は、児童養護施設で暮らしている子供たちの3分の1を里親のもとで育てることです。残りの3分の1はファミリーホームかグループホームなど小規模の施設で、あとの3分の1は、児童養護施設です。全部里親が一番いいのですが、すぐにそうはならないので、3分の1という目標設定をしています。ただ、子供の里親を探すためにはマッチングの可能性を探らなければいけないので、里親を希望する家庭が、子供1人に対して1組あればいいというのではなく、大体5組から6組なければマッチングは進みません。180人の子供がいて、その3分の1の60人のマッチングをさせるためには、1人の子供に対して5組の家庭だとすれば、計算上は300組の家庭が必要です。現在、我が県の里親登録は80組ですが、不足分を埋めるための対策はありますか。

健康福祉部長

潜在的な里親希望者はいると思います。国の調査でも、里親になる意向があるのは大体6%ぐらいです。我々が一番力を入れなければいけないのは、里親制度の理解と普及です。具体的には、養子縁組を

行わない養育里親制度があること、子供を預かる期間は様々であること、里親に養育費と里親手当が支給されることなど、制度について理解を深めてもらうことが重要だと思います。

このため今年度、これまでの秋田市の乳児院に加えて、県北と県南の児童養護施設を里親支援機関に指定して、里親経験者による講演会や里親制度についての説明会を開催しています。また、県内各市を会場に、ファミリーサポート会員や一般住民、自治体職員などを対象とした地域セミナーを開催しました。参加者を対象としたアンケートによると、参加者278名のうち25名が具体的に里親登録に向けて検討する意思を示しており、この事業に一定の手応えを感じています。引き続き里親制度の普及・啓発をきめ細かく進めて、登録者の増加に努めたいと考えています。

竹下博英委員

部長が御存じのように、各県には里親連合会がありますが、その連合会の東北大会が、今年の夏秋田市で開かれました。副知事にも御出席いただいたこの大会に私も出席し、各県の方々とお話しする機会もありました。他県と秋田県の大きな違いは、他県は登録者数も多いので、里親連合会の会員数も多く、事務局体制もしっかりしているのです。専従の職員を置き、県や市と連携して、予算的にもしっかりとした体制をとっているのです。もちろん秋田県の里親連合会の方々も頑張っているのですが、事務局を個人が担っている状況や、予算的にもなかなか不自由な状況を見ると、本県の里親連合会はちょっと弱体化していると感じました。この事務局体制でのこ入れについては、行政が口を出すべきか出さざるべきかという観点とは別に、やはり一定のところに常設して、一定の予算と一定の人員を確保しなければどうにもならないという考えを非常に強くしました。このことについて何かお考えがありますか。

健康福祉部長

都道府県里親連合会の事務局は、全国的には児童相談所若しくは社会福祉協議会にあることが多いのです。里親連合会は行政とのかかわりが深く、行政を補完している団体ですので、本県でも来年の4月から、中央児童相談所に事務所を設置したいと、現在検討しています。予算面では、児童相談所の様々な里親の事業と里親連合会の広報活動や普及啓発事業を一体的に実施することにより、効率的な運用が図れると考えています。

竹下博英委員

ありがとうございます。

もう一つお聞きします。特別な事情があれば延長できますが、基本的に児童養護施設は18歳で退所しなければいけません。18歳で突然社会に出ても、

社会への適応能力は通常の子供たちよりも非常に低いことが多々あります。そのため、他県では例えば取りあえずシェアハウスで生活していただき、そこから職場に通ったり、あるいは養護施設にいるときからマンツーマンで世話をする人を付け、退所してからもいろいろな相談に乗れるようなシステムを作っているところもあります。秋田県は今後そうしたことを考えていく方向にありませんか。

健康福祉部長

施設退所後のアフターケアの更なる充実のためには、施設職員のみならず、施設入所中から児童の生活や悩み事に親身に相談にのってくれる支援者との信頼関係づくりを進めることが重要だと認識しています。それぞれの施設において、施設職員のOBや、子供が通った学校の先生のOB、地域ボランティアなどの協力を得ながら、そうしたかかわり方ができないか、施設の方々とも意見交換をしたいと考えています。

シェアハウスについては、もう少し退所者の実態を見据えながら、施設を退所後の住まいについて、関係者から話を聞きたいと思います。

委員長

以上で竹下委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩をします。再開は午前11時30分とします。

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

三浦茂人委員の質疑を行います。

三浦茂人委員

今議会では、一般質問に11名の方々が登壇され、そのうち4名の方がイービス・アショアについて質問されました。きょうはそうしたことを踏まえて、まず初めにイービス・アショアについてお聞かせいただきたいと思います。

御存じかと思いますが、イービス・アショアの新屋演習場への配備については、先般秋田市議会に新屋勝平地区振興会から、配備計画撤回の決議を求める請願が提出されました。一義的には秋田市のことなので、その是非についてここではとやかく申しま

せんが、この請願は地域住民の切なる思いの表れだ
と思います。そして、こうした声に寄り添っていかな
なければいけない、真摯に耳を傾けていかなければ
ならないだろうと、私は私なりに受けとめました
が、知事はどういった受けとめ方をされましたか。

知事

新屋演習場に近いという物理的な要因からすると、
不安を持つことは自然なことだろうと思います。

三浦茂人委員

この問題の結論はまだ出ていないわけですが、大
前提として、やはり地域住民の思いが一番重要視さ
れるのではないかと思います。

現状、新屋演習場では様々な調査をしていますが、
調査いかんにかかわらずあの場所は動きません。住
宅密集地も近いところにある、学校もある、3キロ
圏内には市役所や県庁もあるという現状は、絶対に
動かない事実です。防衛省は、その場所を最適候補
地と言っています。また、知事は調査結果が出るま
では最終的な判断はできないのだろうというお立場
です。

私は、今までこの場所は最不適候補地だと申し上げ
てきました。いま一度確認したいのですが、こう
いう現状を踏まえた上で、現状のままあの場所を
イージス・アショアの配備候補地としてふさわしい
場所と考えるのですか、あるいはふさわしくない場
所と考えるのですか。知事はその点についてどのよ
うに思いますか。

知事

国防に関することについては、非常に主観が伴い
ます。人によって相当異なる意見が出てくるのでは
ないかと思います。ただ、最初に福田防衛大臣政務
官が「最適」と言ったことに対して、私は、「あそ
こは最適という言葉を使うべきでない。」と言っ
ています。

ただ、日本はそんなに広い土地ではありませんの
で、例えばMD構想（ミサイル防衛構想）を実現す
る場合に完全に理想的な場所があるのかというと、
これもなかなか難しいと思います。決して賛成とい
う意味ではございませんが、国の防衛方針に基づい
てこれを行おうとする場合には、地域住民の意向も
十分に踏まえながら、国として、どういう手順で、
どんな具体的な安全策や防護策をとれるかという宿
題を出しています。今のままの状況で、あそこに機
械的に配置することについては、私自身も否定的な
考えであることは、防衛省に対して述べています。

三浦茂人委員

今の知事の話は貴重な御意見だと思いますが、現
状のままでは——この後調査結果が出るのでしょ
うが、その結果は別として——知事は、あの場所
にこのまま配置するのであれば、反対だというふう
に捉

えてよろしいですか。それとも否定的だということ
でしょうか。その辺をはっきり……。

知事

今のままで何ら具体的な防護措置等をとらずに—
—どういうものかは別にして、専門的な要素もござ
いますので、これが国から示されるかどうか——周
辺環境を全く今のままにして、機械的に配置するこ
とを認める状況にはないです。

三浦茂人委員

ありがとうございます。現在調査をしており、こ
の後の状況により、考え方や対応が変わってくるか
と思いますが、いずれ現時点の知事の立場はよく分
かりました。

そして、調査結果が出た後の動きですが、一般質
問に対して、調査結果を待たなければいけないとい
うような趣旨の答弁もありました。それを踏まえて
お伺いしますが、調査結果を待つにもいろいろな待
ち方があると思います。何もしないで、何か向こう
からのアクションを待つのか、あるいは能動的に県
としてやるべきことがあるのか、その点については
どういうお考えをお持ちですか。

知事

私どもは専門的な見地を全て持ち得ているわけ
ではございません。これは非常に皮肉な話です。提案
をすればするほど、何かをやれば認めるというふう
にとられがちです。ですから、今県から「こういう
ふうにやればいいのではないか。」と言うのは、逆
に呼び込むことになります。これは避けるべきだと
思います。

一方で、配備の問題以前に、あそこに造るとする
と、この構想自体、どのような運用、兵装になるか
について防衛省からまだしっかりと説明を受けてい
ません。これも当然調査の結果決まると思います。
また、アメリカ側の情報を調べると、防衛省がロッ
キード・マーティン社の情報をほとんど我々に話し
ていないという現実もございます。運用の方法、あ
るいはアメリカの状況について、我々も事前に調査
をして、結果が出たときに、防衛省に疑問点をつま
びらかに出来るようにしています。

三浦茂人委員

現在各種調査が行われています。参考までにスケ
ジュールについて、簡単な資料をお渡ししていますが、
これによれば10月下旬から水質や測定の調査が
始まり、12月6日からはボーリング調査に着手
します。2月中旬ころにはボーリング調査の結果が
出ると報道がありました。県は、調査の進捗状況な
どについて、どのように把握しているかお聞かせく
ださい。

総務部長

県としては、防衛省との事務的なやりとりの中で、

調査の進捗状況について確認はしていますが、現在進行中であり、将来的な見通しまで聞いているわけではございません。年度内に終わる予定について、変更があるような話は聞いていません。

三浦茂人委員

年度内には全部終わる契約でしょうから、スケジュール的にはそれでいいのですが、調査にもいろいろな種類の調査があるようです。調査結果が早く出るもの、3月いっぱい掛かるもの、あるいはボーリングのように2月中旬ごろに一つのめどが立つものと、様々あると思います。そのときどきに、防衛省から県に対して説明や資料など、そうした何かの提示があるのですか。

総務部長

調査は幾つかに分かれており、終わるタイミングもそれぞれ違うと思います。それぞれが終わったごとに説明があるかどうかについて、防衛省から明確な話があるわけではございません。

また、一つ一つはイービス・アショアの配備に関する調査の一部分ですので、その部分だけを取り上げて、ほかの調査の結果もまとめて見ないと全体像が分からない部分があると思います。現段階では全ての調査が終わり、かつ防衛省が各種調査結果を踏まえて、その後、我々が求めているような防御措置や安全対策などとしてどういうものがとれるかが、検討されると思います。調査の結果も含めた、防衛省の今後こういうふうにしたいということについては、そうした作業を経てから説明があるのではないかと推測しています。

三浦茂人委員

先ほど知事からは様々な準備をしている旨のお話がありました。一般質問の答弁にもありましたが、調査結果に基づいて詳細な検討を加えなければ確かな判断ができないとのこと。そうすると、県職員にも専門的な知見のある方はいらっしゃると思いますが、やはりその場面、場面で専門家の分析能力に頼ることもあるのではないかと思います。そうすると、調査一つ一つは個別の調査ですが、県としては、事前に調査結果をどういうふうに判断したらいいかについて、個別に準備していく段取りがあつてしかるべきではないかと思うのですが、やはり3月末の調査結果が出そろうまでは、やらないと理解してよろしいですか。

知事

電波環境調査をする場合、新屋演習場は狭いといっても結構広く、調査地点によって電波環境が違います。電波環境調査だけを見ても、どこにレーダーを配置するか、レーダーを配置する場所の地盤が悪ければどうするかと……。一般的にこの種の施設を建設する場合、総合的に全部の調査がリンクします

ので、その中で最終的に最適地を決めるためには、ボーリング調査の結果により、その地点がいいか悪いかだけを知ってもどうしようもなく、やはり全ての調査結果に基づいて配置場所を導き出すとか、どういうふうに建設するかについて、全部説明を受けなければ、物理的に判断はできません。

三浦茂人委員

おっしゃることはよく分かりました。私が一番聞きたかったのは——今防衛省が様々な調査をして、最終的に今年度の3月末ごろまでに結果が出そります。それは業者の仕事です。それが生のデータであり、それからそれに対する客観的な知見なりを添えて防衛省に行くのでしょうか、防衛省が得た調査結果と全く同じものが県あるいは市にも示されると解釈してよろしいのですか。

総務部長

例えばレーダーの諸元というか能力のような防衛機密に関するようなものをベースに調査している部分もあると思いますので、そうした部分については、我々には開示されないと思います。一方、調査結果の全体像については示されると思いますし、示された後、我々としてもいろいろ分析なり、考察はしていかないといけないと思っています。

三浦茂人委員

ここは大事なところで、詳細に分析しなければ、新屋演習場の配備候補地としての適否を的確に判断することは困難だという答弁をされています。つまり、的確に判断するためには、防衛省が得たものと同じデータベースがなければ、すなわち同じ土俵に乗らなければ同じ評価はできません。もちろん機密にかかわることは、黒塗りなどで来るでしょうからしようがないにしても、例えば1から10までの調査結果であれば、基本的には1から10までの調査結果全てが県や市などにきちんと開示されて、それを基に、同じ土俵の上で、防衛省は防衛省なりの、県は県なりの検証を進めていく手順でなければ、的確な判断はできないと、私は解釈したのですが、その点についていかがですか。

総務部長

済みません。先ほどの答弁はやや誤解を招く言い方だったかもしれません。防衛機密や守秘義務等にかかわるものが出せないのは当然だと思いますが、それ以外の出せるものは、当然我々にも提供していただく必要があると思います。そして、それについての分析を加えて、最終的に秘密になっている部分も含めて、全体像を分かっているのは防衛省ですので、調査結果について、我々のみならず、議会や一般の県民に対して、通常疑問に思うようなことについての説明責任は、防衛省に果たしていただく必要があると思っています。

三浦茂人委員

先の話で恐縮ですが、そうした場面がいずれ近い将来来るわけですが、そのときに県もそれについて様々なことを独自に検証すると思いますし、秋田市もそのように検証すると思うのですが、そのときの県の人員体制、どういうスタッフでやるかは、今から準備しているのですか。

総務部長

調査結果が示され次第だとは思いますが——今は当然総務部が担当していますが、土木的なものや技術的な部分については、県庁全体で検証する必要があると思います。また、安全対策や周辺へのいろいろな影響への対策についても、総務部だけでは十分ではない部分があるかもしれませんので、県庁全体のみならず、秋田市などとも連携しながら対応したいと思います。

三浦茂人委員

基本的にあの場所は、私は最不適地だと思っているので、反対を表明すれば一番手っ取り早いのかなという思いはありますが、少なくとも今は調査結果を待つという状況なので、調査結果をどう扱うかが一つのポイントになると思います、お聞きしています。

県は県なりに、いろいろな準備や体制整備を内部で進めているとのことですが、今防衛省は——調査は民間でやっていますが——それ以外の部分で防衛省なりにいろいろと考えて動いているのではないかと想像していますが、そうした情報などはお持ちですか。

総務部長

若干推測になりますが、防衛省としても民間の調査結果が出るまで何もしないで待っているということは、恐らくないのかなと思います。防衛省は、調査の状況なども調査と同時並行で把握できる立場にありますので、そうした情報を業者と共有しながら、並行して考えているのかなとは思いますが、いずれにしてもまだ途中段階ですし、防衛省が具体的にどう対応されているのかについて、詳細は我々には明らかにされていない状況です。

三浦茂人委員

明らかにはされていないが、防衛省も結果が出るまで黙っているわけではないでしょうから、いろいろと動いていると思います。例えば我々が視察に行ったとき、海側の道路から中に入って視察しましたが、当然ゴルフ場側から出入りするようにゲートを造れば出入りをチェックするとか、金網のフェンスも今のままでは山菜とりの人が入れるような話もしていましたので、警備を万全にするとか、様々なことをやっているのではないかと想像しています。

そうしたことも含めて、防衛省は多分あそこは適地だと言ってくるのではないかと思います、県は

先ほど知事が言ったように、現状でもあの場所は適地とは思えないという判断をしています。調査結果が出てああの場所は動かないのですから、基本的には反対の立場で見ていくしかないのではないかと思います。

その上で、調査結果を防衛省と県なり市なりが検証した結果、第2段階のステップとして、新たな判断を示さなければいけないと思いますが、結果が出て、具体的な根拠を示して詳細な説明をされて、そのまま押し切られることにはならないかという不安もあります。県としては、少なくとも「今のままでああの場所は」ということですから、どんな対策があるか見きわめなければいけないのは分かりますが、基本的に今のスタンスは維持したまま、調査結果を検証していくという流れでよろしいですか。

総務部長

先ほど知事から答弁もありましたが、最初の段階で言っていた配置しかありませんというのでは、受け入れられないのかなと思っています。我々もここに至るまで何度かやりとりする中で、かなり強い口調で、特に住宅地に近接しているリスクは非常に重要な問題であることも含めて、いろいろな論点について指摘しています。それを防衛省が真摯に受けとめて、対策や案などが示されたら、そうしたものをきちんと分析し、関係者で情報交換しながら県としての判断というか、是非について検討したいと思います。

三浦茂人委員

防衛省の窓口は、東北防衛局調達計画課でよろしいですか。

総務部長

東北防衛局もごさいますし、本省の防衛政策局戦略企画課がBMD、イージス・アショアの担当ですので、そちらのほうともやりとりがごさいます。

三浦茂人委員

10月26日に防衛省東北防衛局から、10月29日から調査を開始するというお知らせが来ています。各種調査の具体的な内容等についての問い合わせ先として、東北防衛局の電話番号が書いています。そういう意味では、幾らでも聞いてくださいということなので、いろいろな情報を集めていただきたいと思います。

10月2日の総括審査でもお聞きしましたが、県議会の意見募集にたくさんの県民の声が届きました。知事に、それに目を通されたかお聞きしましたが、ああのときは目を通していないとお答えでした。あれから2カ月半たちましたが、その後目を通す機会はありましたか。

知事

ざっとですが、全部目を通しました。

三浦茂人委員

ありがとうございます。8割以上は反対の意見でしたが、逆に言えば2割近くは賛成の意見もあったのです。私は、賛成であれ反対であれ県民から寄せられた貴重な意見だと思っています。貴重な意見という点では、どちらもその重みは同じだという思いで、知事にも是非見てほしいと思い、前回も聞きましたし、今回も聞きました。見ていただき、県民も安心していると思います。

最後に、外旭川の商業施設についてお伺いします。今回の一般質問で沼谷議員からも質問がありましたが、これまでは一義的には秋田市の問題だという型どおりの知事の答弁が多かったような気がします。今回は一般論ではあるという枕言葉はありましたが、一歩踏み込んだ答弁であったと思います。その中に「関係者が同じテーブルに上がる」という言葉がありました。秋田市の活性化に資する変更であり、かつ具体性を伴えば、当事者同士が話し合うべきであるというくだりがありました。この具体性というのは、具体的にどういうことを指しているか、お答えできるのであればお聞かせください。

知事

例えば6次産業化に係る部分では、具体的に何をどれだけ作るのか、材料がどのぐらいあるのか。例えば医療関係では、ベッド数の規制があるので、どこかの施設のベッドを減らさなければ、新たにベッドは増やせない。また、自由診療か。そういう具体性です。

県とイオングループは協定を結んでいるので、当事者としてではなく、飽くまでも参考としてお話を伺ったことがあります。そのときは、様々な方針転換、あるいは中心市街地との整合性について伺いました。私も市長の経験があるので、あそこの土地の用途指定解除は、非常に難しい、厳しい案件であると話しています。また、開発行為に際して、仮に秋田市がテーブルにのせるとすれば、秋田市は今中心市街地の活性化の関係で動いていますので、それとの整合性をどうするかということがあります。中心市街地活性化計画との整合性が取れないような計画は無理だと思います。逆に、中心市街地の活性化にも資する——例えば今秋田にはない、インバウンド関連で不足しているような施設であれば、県としては歓迎します。いろいろな面でまちづくりとの整合性を取り、物販中心ではなく、具体的に外から人を呼ぶことを前面に出せば、いろいろな面で理解を得られるのではないかとアドバイスしています。

そういうことも踏まえた構想の練り直しをやっていくようです。そうなれば、スーパーの延長ではないので、場合によってはテーブルにのつてもいいと思います。ただ、一義的には秋田市の判断になるの

で、秋田市に判断を強要するのではありませんが、話を聞いて私もアドバイスをしていることから、あのような発言に至ったのです。

三浦茂人委員

今知事がおっしゃったことは、私も全く同感です。秋田は人口が減っていきますが、世界の人口は増えていきます。人口減少県にとっては、そうしたものを取り込むことが大事だと思います。

クルーズ船に関連して、秋田港も大分整備されました。大浜上新城線もルートがほぼ決まりました。そういう意味では、単に北部ということではなく、秋田市自体を元気にする意味で、今のような発想をしなければいけないと思っています。今後ともよろしくお願いたします。

副委員長

以上で三浦委員の質疑は終了しました。

ここで昼食のため休憩します。再開は午後1時15分とします。

午後0時 休憩

午後1時15分 再開

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鉦一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |
| 委員 | 鈴木 雄大 |
| 委員 | 今川 雄策 |
| 委員 | 佐藤 信喜 |
| 委員 | 鈴木 健太 |
| 委員 | 杉本 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 雄太 |
| 委員 | 土谷 勝悦 |

| | |
|----|--------|
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |

説明者

| | |
|----------------|------|
| 知事 | 佐竹敬久 |
| 副知事 | 堀井啓一 |
| 副知事 | 川原誠 |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 観光文化スポーツ部理事 | 前川浩 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 健康福祉部健康医療技監 | 諸富伸夫 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 農林水産部森林技監 | 眞城英一 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |
| 建設部建設技監 | 佐藤和義 |
| 建設部港湾技監 | 白井正興 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |
| 監査委員事務局長 | 成田公哉 |
| 労働委員会事務局長 | 菅沼和也 |

委員長

委員会を再開します。
休憩前に引き続き質疑を行います。
石田委員の質疑を行います。

石田寛委員

イージス・アショアの問題ですが、心配事がたくさんあります。当初国からこの問題が出たときは、まだ北朝鮮でミサイル実験が行われ、Jアラート問題もあり、いろいろと緊張していた時期です。その後、今年4月と9月の南北首脳会談、6月の米朝首脳会談と、目まぐるしく動きがあり、東アジアの平和が一步步動いていて、昨年の緊張状態も変わってきていると思います。特に9月の平壤会談では、お互いに不可侵条約のようなものを約束したのですから、ある意味では朝鮮戦争の事実上の終戦と言ってもいいと、私は認識していますが、知事はいかがお考えですか。

知事

私自身も北朝鮮との関係は、緩和の方向を望んでいることは言うまでもございません。ただ、その後の状況を見ますと、また例の北朝鮮の手法——年末に米朝の首脳会談開催がささやかれていましたが、それが流れ、報道によると、年明けの米朝会議の交渉のテーブルに北朝鮮がつかない。また、廃棄した一部の核施設はほとんど使い古した施設で、新しい場所で核開発が続行されています。さらに、瀬取りも頻繁に行われています。

また、米中の貿易摩擦、軍事力も含めた覇権争いがこういう状況になりますと、果たして北朝鮮との関係緩和は中国にとってプラスになるかという疑問もございます。そういうことで、流れはいったん緩和の方向に向かいましたが——トランプ大統領の性格にもよるのでしょうか——トランプ大統領が2期目を迎えるときにこの問題が解決の方向に進まなければ、先般も北朝鮮の3人の重要人物を制裁の対象にしましたので、逆に緊張が今以上に激化することもあり得るわけです。ですから、今のところそう簡単に緩和措置をうのみにはできない状況だと思います。

石田寛委員

いろいろと見解の相違もあるかもしれないが、米朝間はともかく、南北間の問題については、板門店の非武装地帯における大型の武装が解除され、南北で自由に往来できるような動きが着実に進んでいます。9月の平壤会談は、4月の板門店会談から大きく進展しています。そこを見てほしいと思いますが、いかがですか。

知事

韓国の文政権においては、対日本については必ずしもうまくいっていないと思います。北朝鮮とは融和の流れがありますが、あの国は仮想敵国——どこかの国を悪者にするということがあります。アメリカとはうまく手を打っても、集中して日本を悪者にすることも想定されますので、非常に複雑な状況にな

ると思います。

石田寛委員

どちらの国も朝鮮半島にあり、日本に一番近いので、私は攻撃されるよりも攻撃されない交流が大切だと思います。15日に、秋田県も共催した日韓のフォトコンテストがありました。お互いの国のいいところを写真で撮ったコンテストでした。秋田犬も賞をもらいましたが、ああいう取組はすばらしいと思いますし、続けることで韓国との交流が更に深まると思います。知事の感想はいかがですか。

知事

一般の国民レベルでは、両方とも別に敵対関係にあるわけではありません。やはり今の政権は、今までの政権と少し違う。韓国と北朝鮮の融和が進んで——これは飽くまでも悪夢です。対馬海峡が日本の防衛線になれば、これは大変なことです。韓国の文政権の流れがいつまで続くのか、これも不安要因です。

石田寛委員

将来どうなるか分かりませんが、歴史をたどると、韓国の民主主義は、ここ二、三十年で大きく広がってきたのではないかと思います。そういう意味で、今回の日韓のフォトコンテストに秋田県が共催していることは、非常に評価したいし、そういう交流が広がることによって、定期航路も可能性が出てくると思います。そういう意味で、イージス・アショア問題が逆に足を引っ張るのではないかと思います。いかがですか。

知事

韓国も、サード（THAADミサイル（終末高高度防衛ミサイル）。アメリカ陸軍が開発した弾道弾迎撃ミサイル・システムのこと）など、日本以上にいろいろな防空体制を整えています。国際情勢は片方に拳銃、片方で握手が常識ですから、このことが韓国でそんなにああだこうだとは思わないと思います。

石田寛委員

もし、米朝首脳会談で大きく前進して非核化が進むと、米軍が撤退していくと思われれます。その分、日本がアジアに対する防波堤になるのではないかと思います。ロシアの高官はイージス・アショアについて懸念を表明しているので、結局日本が単なるアメリカの代理戦争に巻き込まれていく可能性が高いのではないのかと私は心配していますが、いかがですか。

知事

これは、いろいろな場合が考えられますが、日本がアメリカに頼り過ぎるのもいかがなものかと思えます。したがって、一定の防衛力は維持すべきだと思います。

石田寛委員

防衛力は分かりますが、例えば沖縄の基地問題にしても、辺野古の新基地の滑走路は米軍が使うのに、なぜ国民の税金が投入されるのか。秋田のイージス・アショアの問題も、結局、アジアの国からグアムの米軍基地、ハワイの米軍基地を目指して飛んでくるミサイルを、計算上、秋田から撃ち落とすこととなりますから、私は、アメリカのためだけに、なぜ秋田や沖縄がこんなに犠牲にならなければならないのかと思いますが、知事のお考えはいかがですか。

知事

それも一つの運用の仕方だと思います。例えば秋田の軌道の延長上には三沢基地もございます。そういうものも含めて、日米安保条約で両方の防御ということはあり得ると思いますが、ヨーロッパの状況と違い、日本の自衛隊が管理する、日本が運営権を持っているので、それを日本政府がどう判断するかです。

石田寛委員

ただ、飛んでくるミサイルを最初に発見するのは、アメリカの早期警戒システムです。偵察衛星でアメリカがキャッチした情報を日本がもらい、その連動で迎撃するわけですから、そういう意味では、日本はアメリカの戦争の肩がわりをする格好になるのではないのかと思います。

もう一つは、ハワイやヨーロッパを視察した同僚議員の話を見ると、新屋の7倍とか10倍の面積のポーランド軍やルーマニア軍基地に守られた米軍基地にイージス・アショアがあります。秋田の場合は、まるっきり裸同然であそこに入るわけではないですか。私には到底考えられません、知事も本当はそう思っているでしょう。

知事

ヨーロッパは大陸で地続きであるため、いろいろな国の軍隊が入り乱れて戦闘をしていますので、地続きと海があることは、大分違うと思います。

石田寛委員

先ほど否定的な話も出ましたので、今後に期待をして、質問を変えます。

旧優生保護法についてお聞きします。非常に気の毒な法律によって、多くの方が子供を産む喜びを奪われたという悲しい出来事があったのです。県は厚生労働省（厚生労働省）から依頼のあった調査に関して14名と報告しているようですが、535の医療機関のうち、未回答が181で、56の福祉施設のうち、未回答は17です。私は再調査すべきだと思いますが、いかがですか。

健康福祉部長

回答がなかった約200施設のうち、旧優生保護法が廃止された平成18年以降に開設した施設や、

当時明らかに優生手術ができないと認められる、例えば眼科や皮膚科などの医療施設を除いて、記録が残っている可能性のあるところには、今後追加調査を行って、できるだけ詳細な実態把握に努めたいと考えています。

(※31ページで発言訂正あり)

石田寛委員

ありがとうございます。この50年間で、約1万6,500件もの強制的な不妊手術があったそうです。そのうち北海道が2,600件と、全国で一番多い。それは、北海道が医療機関や福祉機関に申請を促すような文書を出していたからだそうです。秋田県でそうした文書を出したか、調べたことはありますか。

健康福祉部長

旧優生保護法に関する保存文書を確認したところ、記録がなく、文書を出したかは不明です。

石田寛委員

北海道は、3月から相談窓口コーナーを設置し、ホームページにも掲載しています。北海道内の市町村は北海道庁のホームページにリンクして、市町村の相談窓口があることをPRしているのですが、秋田県のこれまでの取組はいかがですか。

健康福祉部長

今年4月に相談窓口を保健・疾病対策課に設置して、県のホームページにその旨掲載しています。県のホームページを厚生労働省のホームページとリンクもさせています。

石田寛委員

県のホームページのどこに掲載していますか。

健康福祉部長

美の国あきたの健康福祉部の保健・疾病対策課の母子保健の中に相談窓口を掲載しています。

それから、先ほど優生保護法の廃止した年を、平成18年と言いましたが、平成8年の誤りでしたので、訂正させていただきます。大変失礼しました。

(※31ページの発言を訂正)

石田寛委員

私も県のホームページを探しましたが、なかなか見つけれませんでした。相談窓口は一番下のほうにありました。他県では、相談窓口はほとんどトップ画面に出てきますし、ついでに言うと、パブリックコメントは隅であっても、最初のトップページにあるのです。秋田県の場合、ずっと一番最後まで行かなければ出てきません。私は嫌みで言っているわけではありませんが、できるだけパブリックコメントにコメントを寄せさせないとか、できるだけ相談に来ないほうが良いと言っているように思えて仕方がないのです。これは広報広聴課と相談して、もう少し県民の声が届きやすいように変えるべきではないですか。

健康福祉部長

意識してそうしているわけではありませんが、今委員がお話しされたように、県民がすぐ開きやすいところにアップできるように広報広聴課と調整します。

石田寛委員

よろしくお願いします。

今、国会では与野党が被害回復のための救済方法を検討しており、基本方針が合意されたと伺っています。多分来年の通常国会に出てくると思います。そうなれば、秋田県が一番大事な役割を担うことになると思いますが、その点について何か情報はありますか。

健康福祉部長

12月10日に、厚生労働省から一時金の支給に関する立法措置の基本方針案が情報提供としてメールで送付されています。

石田寛委員

生活保護などでは、申請の際に市町村の窓口で嫌な思いをしたという話をよく聞きますが、今後県の窓口申請者が相談や申請に来たときに嫌な思いをしないように十分に指導してほしいと思います。また、今回の調査で書類を発見できなかった方々が県内に暮らしているかもしれないので、申請しやすい環境を作してほしいのですが、そのことについて考えをお聞かせください。

健康福祉部長

申請窓口については、国の要請に基づき、請求者のプライバシーを確保しながら対応します。また、申請者の多くが障害者であることを踏まえ、その特性に配慮した対応を行い、一時金の請求等の手続きや相談等が円滑に進むよう、支援したいと思います。

周知については、例えば障害者手帳の更新等の手続きの際にきめ細かく周知を図ったり、医療機関等を通じて周知を図るなど、ある程度国の基本方針案に具体例が示されているので、これに基づいて対応したいと考えています。

石田寛委員

最後に知事に伺います。いずれ法律が成立しても、一時金で被害回復をするだけではないかなものかと思います。やはりもっと手厚い、いろいろな被害回復への支援が必要だと思うので、知事会などでも発言してもらえれば大変いいと思いますが、いかがですか。

知事

この問題が出たときにハンセン病の問題を思い出しました。私も青森や秋田のハンセン病患者がいる施設に慰問に行っています。人生のやり直しはききませんので、一時金は一時金として、その方々が心に負った傷を生涯にわたり、相談などいろいろな面

でフォローするという県としての対応が必要だと思
います。

石田寛委員

ありがとうございます。私も青森県の松丘保養園
(国立療養所松丘保養園のこと)に2回ほど慰問に
行きましたが、同感です。頑張ってください。よろ
しくお願いします。

委員長

以上で石田委員の質疑は終了しました。
次に、沼谷委員の質疑を行います。

沼谷純委員

質疑の前に、委員長に1つお願いがございます。

議会では、今月7日に単なる事実確認や数字の確
認に終始しないという趣旨の申し合わせがされてい
ます。数字を確認して、頑張ってくださいというよ
うな質疑が続くときには、是非委員長が何らかの指
導、コントロールをしていただきたいと、総括審査
の質疑に関する申し合わせが形骸化しないようにと
お願いして、質疑に移らせていただきます。

知事は先日の一般質問で、自分は視察に行かない
とおっしゃいましたが、行った議員の話はよく聞く
とのことでした。先日の議会の報告会にはおいでに
ならなかったようでしたが、お話は聞かれましたか。

知事

一般傍聴者以外として聞きに行くのはどうかなと
いうことで——いずれは報告書も出るということで
すので、概略はお聞きしていますが、報告会には行
きませんでした。

沼谷純委員

報道等含め、概略についてどんな感想をお持ちに
なったか、あるいは参考になったか教えてください。

知事

私も事前に、マスコミの現地取材情報、グーグル
アース等による地理的な状況など、いろいろな情報
はそれなりに見えています。いずれ国情の違いもござ
いますので、いろいろな考え方があると思います。
実際にハワイに行った方のレーダーの感想等につい
ては、前大臣とそれほど違いがないように感じまし
た。大体私の想像していたようなものでした。

沼谷純委員

参考にはしていただけましたものですか。

知事

先ほども言っているように、防衛については主観
的要素が入りますので、参考になったと言えなくな
っています。

沼谷純委員

議員の方々の視察を通して参考になる部分もある
と思います。知事、もう一回確認ですが、主観が入
ってもいいので、知事自身の御判断の一助とするた
めに、御自分の目で見、耳でしっかりと聞くために、

現地に行かれるお考えは全くないですか。

知事

現地に行くと、賛成派に変わる可能性がございま
すので……。

沼谷純委員

それはそれで、知事の御判断だと思いますが、賛
成派に変わるか反対派かは別として、そうであれば
やはり現地に行けば、何らかの判断が変わる可能性
がある、そういう参考になる可能性があるということ
ではないですか。

知事

あそこに配備されるイージスシステムと、ここに
配備されるイージスシステムは、用途は一部重なり
ますが、別の用途も入りますので、一概にあれを見
てここに全部当てはめることは無理だと思うのです。
山口県知事はどうか分かりませんし、市長はどうか
分かりませんが、今のところ行く考えはございませ
ん。

沼谷純委員

私は、現地に行けば賛成派に変わってしまうかも
しれないという言葉は、とても重い言葉だと思いま
す。後でしっかりと何らかの補足の御説明をされた
ほうがいいのではないかと思います。併せてもう一
つ伺います。

ずっと今判断できない、調査しなければ分からない
いと知事はおっしゃっています。では防衛省の調査
で何が分かるのですか。国は、3億円を掛けて施設
の配置、あるいはライフラインをどう引くかといっ
た検討をしていますが、テロ対策、あるいは爆撃に
対してどう対応するかは、そもそも構想や調査の中
に入っているのですか。

知事

そういうことについて、こちらから要望してござ
います。当然そういうものも含めて調査の結果——
いろいろな調査によって配置が決まるとすれば、そ
れによって防護措置、テロ対策も決まってくると思
います。したがって、そういうところもつまびらか
にしてほしいと、強く要望してございます。

沼谷純委員

そうすると、防衛省の調査あるいは基本構想策定
を踏まえて、防衛省ではさらにそれを踏まえたテロ
対策やいろいろな防護対策をしっかりと検討し、そ
れを出してくれると確認、確認を知事は得ているの
ですか。

知事

確認は得てございませませんが、それをしっかり出
してもらわない限り、こちらでは判断しがたいと言
っています。

沼谷純委員

そうすると、単に防衛省が調査の結果だけを示し

でも駄目で、加えてそうした対策がいつかの時点でしっかりと示されない限り、知事は御判断されないという理解でいいですか。

知事

全くそういうものがない状況で、これでやりたいと言われても、私は是か非かという、非だと思っています。

沼谷純委員

知事は、調査について状況も条件も海外とはいろいろと違うと言いますし、私もそのとおりだと思います。2020年にアラスカの空軍基地に配備予定のSSR（アメリカのロッキード・マーチン社製の新型レーダーのこと）の電波調査を机上の計算でやるということですが、今地球上になく、まだ運用も開始されていないもののデータが公開されたとき、知事はどのようにしてその安全性を判断するのですか。

知事

設置前に、いずれどこかで完成すると思います。完成時に実機テストを行うように申し入れています。

沼谷純委員

知事は、実物で調査してくれと要請をされているとのことですが、そうすれば、知事も、机上の計算だけでは安心できない、あるいは住民の皆さんが安心できないだろうということをお認めになっているのですか。

知事

メインローブを住宅地に照射することは、あそこの状況からもごさいません。一般にサイドローブは非常に弱いのですが、少しは出る可能性がございませぬ。このようなものについては、こちらに据えつけてからやっても意味がないですから、当然どこかでいったん組み立てて性能検査をしてから、分解して運んでくると思います。できるかどうかは別にして、こちらのほうに設置前に実機調査を行うように強く言っています。

沼谷純委員

ここに置いてからでは意味がないのは、おっしゃるとおりだと思います。同じように、配備も決まり、米国との契約も終わり、いろいろなものが全部決まった後に——どこに実物を置くか分かりませんが——実物で調査してくださいと言うのでは、もう遅いのではないですか。そうだとすれば、2020年にアラスカに配備になり、その実機でしっかりと調査が終了するまでは秋田への配備は認められませんというのが、正に政治のリスク管理ではないですか、知事。

知事

全部の調査が終わり、結果が示される前に、事務レベルよりも上のところで接触を持ちたいと思っています。

沼谷純委員

先ほどからずっと話されている、外国とは状況が違うということが、私は気になりました。ヨーロッパは地続きで、日本あるいは秋田の周りには海があり、それが違うと先ほどおっしゃいました。違うというのは、周りに海があるので、新屋演習場は一概に狭いとは言えない、あるいはあの中におさまる可能性がある、そういう肯定的な意味で知事はおっしゃったのですか。

知事

ヨーロッパは一定の陸上兵力の侵攻は意外と簡単です。一方、日本海から海上兵力により見えるような形で侵攻することは、なかなか難しい。ただ、一般的なテロはあり得ると思います。

沼谷純委員

北朝鮮からの漂着船なども、今秋田など日本海側に漂着しているので、大規模な軍隊が陸上を移動するというような形のヨーロッパとは確かに違うかもしれませんが、テロという意味では、秋田においても「海があるので大丈夫です。」「安全です。」ということはないわけです。だから私は、危険度、リスクは全く違わないと思うのです。知事はどう思いますか。

知事

軍事戦略上からいえば、陸続きと海は少し違います。

沼谷純委員

知事はずっと経済的な損失という話もされてきました。試算という話もありました。防衛省はこれについても今全く取りかかっていないと思いますが、県ではそうしたことに今取り組んでいますか。

知事

建築制限はないと確認していますが、周辺での宅地開発はそう簡単にはできないだろうと……。仮にあそこに造るとすれば、完全に約束事として契約をすることになると思います。今からあそこに来る想定で物事を進めるのは、容認するという方向にも行きかねますので、そういうところはどのような形になるのか。いずれそういう制限はしないということですし、その後の経過で出てくるいろいろな指数などをどう捉えてやるのかは、今後の問題だと思います。

沼谷純委員

配備が決まってから、あるいは契約か何か分かりませんが、いろいろなものが決まってから、おもむろに経済損失の試算をしていきたいと思います。ですから、今から、仮に配備することになった場合の想定、こういうことが想定され得る、こういう経済損失が想定され得るという、その想定され得ることをきちんと出しておくことは、何も賛成、容認に見られる

こととは違うと思います。やりませんか。

知事

大変御心配をお掛けしていますが、当然そういうことについては十分に検討しています。

沼谷純委員

ありがとうございます。今県でその検討をされているのであれば、県として、そうした経済損失的なものも、何らかのタイミングでしっかりと県民、市民の皆さんに、こういうことが考え得る、あるいはこういう損失が考え得ると公表されるのですか、知事。

知事

県としての考え方であることもございますので、市とも十分連携しながら対応してまいります。

沼谷純委員

市と連携するのは大いに結構です。もう一回お伺いしますが、連携してでも何してでもいいのですが、そういうものを公表されるのですか、知事。

知事

基地が出来るかどうかに関係なく、経済の動きもでございます。この分析は非常に難しい。あの周辺にレーダーに対する妨害電波のようなものを発する装置が出来るときには、電波法で規制することはできませんが、それ以外のものが防衛省との民事上のやりとりで解消されれば、そこからは税金が上がりませんので、完全に経済損失です。税金などへの影響は試算可能なので、いろいろなモデルが出来ると思いますが、地価は低下傾向なので実際の地価を見なければ分からないということもあります。

逆にプラスの要因もなきにしもあらずです。例えば相当量の工事が地元が発注されるとプラス要因になります。プラス・マイナスの両面で検討、考察を加える必要がございます。

沼谷純委員

5年掛かるかどうか分かりませんが、その工事による経済効果、あるいは200人の方々が駐在というか警護に当たられることも何か効果があるかもしれません。また、マイナスの効果もあるかもしれません。いずれいろいろな前提条件があるし、不確定なところもありますが、県あるいは秋田市と協働、連携して、何らかのものを示していただけますか。知事、そこをもう一回聞かせてください。

知事

仮にあそこに作るときに相手と協定を結ぶとすれば、いつやるかは別にして、こちらもそういうことをしっかりと把握しなければ協定を結ぶことはできません。当然、協定はオープンにされるので、その基礎資料も当然オープンにすることになります。

沼谷純委員

今の協定というお言葉は——多分知事の一定の御

理解なり協力なりの姿勢を前提にして、そういう協定があると思います。いずれ知事はいつか首を縦か横に振らなければならないときが来るわけです。知事が私の質問に対して、「国が絶対にこれでいくと言ったときには最終判断する。」とおっしゃっていましたが、国が「絶対これでいく。」と言った後で、知事が首を横に振ることはあるのですか。

知事

先ほどから話しているように、周辺の状況が全く今のまま、あそこに機械的に配置——防御措置やテロ対策が全く貧弱であったり、そういう措置がなく、ただあそこに機械的に並べるのは駄目だと言っています。

沼谷純委員

今のままでは駄目ですと知事はおっしゃっています。この後、防衛省の調査結果が出ます。県として、あるいは知事として、どういうスケジュールを想定されていますか。先ほど三浦茂人委員からここまでのスケジュールについて、資料の提出がありました。防衛省の調査結果が出た後——テロやいろいろなものへの防護対策が、調査結果よりも後に出されるか、一緒に出されるか分かりませんが、そういうものが出されると、今度はそれを、県は検証するわけです。どういう検証をし、それにどのぐらいの時間を要すると考えていますか。

知事

いつ出てくるか分かりませんが、県も市も一定の共通認識を持ってそういうものを検証しながら、あそこでいいかどうか——例えばこれでは駄目だと、突き返すこともございます。その後、またあちらから出てくる場合、こういうことがどうなるか。一発で最大限——これ以上誰が考えても無理だ、これ以上のことはないというものが出てくればいいのですが、必ずそうなるというふうに楽観的には見られませんので、交渉が長引くこともございます。ですから、交渉時点で、私どもは着工について、簡単に「うん」と、首を縦に振ることはございません。

沼谷純委員

交渉が長引く可能性があるとお話がありました。向こうとのやりとり、向こうの情報の出し方など、いろいろなことがあると思いますから、その可能性はあると思います。一方で、国は通常国会が終わったら、なるべく早めに米国と契約したいとおっしゃっているのです。そうすると、知事がお考えになるような、交渉が長引くかもしれないというスケジュールで——時間的猶予——国は、こちらの検証や質問が全部クリアされて納得するまで待つてくれると思いますか、知事。

知事

どういう心情で言ったか分かりませんが、現在の

防衛大臣が「地元の理解は非常に大切だ。」と話しています。いずれ私どもも、そう簡単に国の言うとおり「はい、そうですか」と言うつもりはございません。

沼谷純委員

今米国との契約の話をしたのですが、知事は首を縦に振るまで着工してもらっては困ると話されました。しかし、本来は、首を縦に振るまで米国と契約してもらっては困るという話だと思います。計画の決定がないままに米国と契約するのもおかしい話です。私は、契約という行為の前に知事の最終判断があるのが自然な姿だと思います。どうですか、知事。

知事

新年度までに、防衛省に対して、事務レベルではない、もう少し高いレベルの政務三役を対象に、強く申し入れることが必要だと思います。

沼谷純委員

是非、我々が納得するまでは米国との契約はまかりならぬと申し入れをしていただきたいと思います。知事、いかがですか。

知事

先般の予算要求では場所を特定しないというようなニュアンスで言っています。あちらは逃げていると考えている、そこら辺です。

沼谷純委員

あちらは、多分逃げるのです。場所のことはさておき、契約だけはさせてくれと出てくる、そういうふうな言い方をしてくる。だから、そこを是非知事としては逃がさずに、「なし崩しになっては困る。」ときちんと申し入れをしていただけないかというお願いです。知事、いかがですか。

知事

努力します。

沼谷純委員

先ほど総務部長がおっしゃったように、多分防衛省はいろいろな軍事機密を理由に、全部のデータは開示しません。一部のデータ、あるいはちょっと言葉は悪いですが、都合のいいデータを出して、「これで大丈夫ですよ。」と示してくるはず。そのときに我々は絶対防衛省には、データの突き合わせなど、データという土俵の上で勝負しても勝てないのです。私たちが防衛省に対してしっかりと背中にしょって当たれるのは、私は住民の民意だと思います。知事、いかがですか。

知事

民意も1つでしょう。

沼谷純委員

「民意も1つ」と、どの程度の重さで知事がおっしゃっているか分かりませんが、非常に重い1つだと思います。知事に確認したいと思います。知事は、

最近よく「秋田市の意向」と口にされますが、ここで言う「秋田市」とは、市長ですか、市民ですか。

知事

市民にも様々な方がいます。賛成の方もいます。新屋演習場周辺の地元の方が一番御心配しているのは当然です。ただ、やはり一定の組織ということ、市の意向ということになる、それが一番の意向だと思います。

沼谷純委員

住民の意向も、賛成、反対いろいろあるとのことです。一番大事なのは、組織としての秋田市の意向、つまり市長の意向ということですか、知事。

知事

それは、県も同じです。県民の意向は市民の意向という——市民の意向を代表するのは秋田市です。秋田市も、市民の意向と全く逆の——市民の9割が反対しているものについて賛成することはないと思います。

沼谷純委員

そうすると、市民の代表は秋田市であり、秋田市の代表である秋田市長の意向を重視する、あるいはこの意向を飛び越えないというのが知事のお考えと理解してよろしいですか。

知事

この場合、賛成と反対によって違います。市で賛成していることについて反対することは、そんなにないでしょう。市で反対の意向が多いときに、県がこれを飛び越えて賛成することは、地方自治、住民自治あるいは県の立場として——一番の大きな市、県都の秋田市がこれに反対しているときに、県がこれに賛成することはないと思います。

沼谷純委員

知事は、市民の代表たる市長の御意向を飛び越えない、あるいは調和をとっていくというお話だと伺いました。知事にしても市長にしても、当然市民の意向を材料、物差しにして——市長が判断し、市長の判断を知事も尊重するのであれば、秋田市民の意向をどのように確認されるのですか、知事。

知事

非常に難しい質問です。一般にこの種のものなかなかそう簡単に——例えば、震災瓦れきの受け入れに対して反対運動が多かったのです。しかし、実際に受け入れた結果、その後には反対という声は非常に少なくなっていました。ですから、そう簡単に、一部が反対しているから全部が反対だというとり方はできないでしょう。

沼谷純委員

おっしゃるとおり、一部が反対しているから全部が反対とは限らないと思います。市長は、住民投票を否定していませんが、そうであれば、知事は、秋

田市民の御意向を広くしっかりと伺うという意味で市長と一緒に、正に連携して住民投票についてお話をされる、やるということはございませんか。

知事

県としては立場が違いますので、市が行うのであれば、別に否定しません。

沼谷純委員

そうは言いつつ、市にお任せすることになるので。県は県で住民投票以外にできることがあります。県は条例を作らなくても、住民投票という形をとらなくても、毎年県民意識調査をやっています。県として、そうしたもので県民の意向、あるいは二段構えで秋田市民の意向といった、何らかの意識調査のようなものをすべきではないですか。

知事

防衛問題というのは、そう簡単にそれだけで済む問題ではないのです。ですから、それだけで全部済ますのはいかがなものかと思えます。

沼谷純委員

防衛問題は複雑です。市民にとっては難しい問題です。難しい問題だからこそ、いろいろな情報をしっかりと提供しながら、それにお答えを頂く、それをまた一つの判断材料、物差しの一つにすることが必要ではないですか、知事。

知事

御意見として伺っておきます。

沼谷純委員

そうすると、やる予定も、お考えもないのですか、それとも検討されるのですか、どちらですか。

知事

例えば鹿角市や小坂町と酒田市では、近いのは酒田市です。ですから、県という器でこれを考えても——国防は全国です。県内でも遠いところはほとんど関係ないと……。隣県の方が近い場合もあります。もし、にかほ市の象潟であれば、むしろ隣の山形県にとって重要な問題です。ですから、こういうものは広域でやることについて——沖縄は必ずしも民意かどうか——県だけで決めることはできないと思えます。

沼谷純委員

我々は秋田県議会、秋田県庁ですから、隣の山形県、青森県の話はできませんし、そこの意向や県民の皆さんがどうかなどの話はありません。飽くまでも秋田県、そして秋田県の中でも秋田市が一番の当事者なので、県民全体の意識は意識、秋田市民の意識は意識だと思いますが、二段構えでいろいろな確認、調査をしてもいいのではないですか。毎年県民意識調査をしていますよね、知事。

知事

この問題は国の専権事項なので、そこまで基礎デ

ータ、あるいは身近な情報全てを提供はできません。今のところ意見として受けとめておきます。

沼谷純委員

私としては、来たるべき調査の結果の公表やその後のいろいろなやりとりに向けて、今準備ができる、あるいは今からやっておくべきこと、やれることがたくさんあると思います。

今回の総括審査でも、私を含めて何人かが質問します。きょう、あすを含めて最大会派の自民党では5人が質問しますが、一人もイージス・アショアのことを取り上げません。状況は刻々と動いているので、もし自民党の中に賛成の方がいらっしゃれば堂々と論陣を張って、市民、県民の不安を解消するような議論をこの場でやっていただきたいと思えます。そういう中で、知事もなかなか腰が重い、動かないし、県議会の与党会派も沈黙している状況であれば、県民、市民の皆さんは、これが民主主義の仕事か、これでいいのかという気がしますが、知事、どうですか。

知事

私は言葉は時々乱暴になりますが、誠実に、まじめに答えているつもりです。ただ、議会のことについては、私が言うべきものではないと思えます。

沼谷純委員

知事は、決めるのは秋田市あるいは秋田市長だとおっしゃいます。市長は、市議会だと言い、市議会からは、投げられても困るという話が出ています。県議会は今こういう状況です。県民、市民からは、民意がたらい回しにされている、誰がどこで責任を持って決めるのか、みんなぐるぐる回っているのではないかと見えます。あるいは、知事が——市長なのか、市議会なのか、あるいは市民なのか、県議会なのか分かりませんが——そういう方々を盾にしているのではないかと言う方もいます。知事、そういうことはないですね。

知事

これは議会と議論の上、実行します。議会の御意見もやはり一定の判断材料ですし、議会の多数意見を尊重するのはルールです。別に議会に投げているわけではありません。最後に防衛省に物を言うのは私ですから、誰がどうだというのではなく、大いに議論することが必要だと思います。議会で議決された意見書についても、十分しんしゃくしながらやりますが、これは議会と執行部の普通の関係だと思います。

沼谷純委員

いろいろな立場があります。私も県議会議員の立場でやっています。秋田が駄目だったらほかの土地がいいとか、日本全体のために受け入れたほうがいいとか、いろいろと言う人がいますが、あなたは秋

田県の知事であり、私は秋田県議会の議員ですから、秋田県にとってプラスかマイナスかを一番重要な判断要素にすべきだと私は思います。国益を考えるのは国会議員で、大いに語ってほしいと思います。

最後にこの問題で1つだけ伺いますが、イービス・アショアを拒んだら秋田は衰退するとか、マイナスになると、知事はお考えですか。

知事

それによって、そう簡単に決まるものではないと思います。

沼谷純委員

今年の一文字は「災」という一文字だったそうですが、県民にとっての災いは、我々がしっかり退治していく、しっかりとやっていくということではなければなりません。イービス・アショアの問題が

「災」という文字に変わってしまう可能性がありますので、是非しっかりやっていただきたいと思います。地方自治の矜持を持ってやっていただきたいとお願いして、水道法改正への対応について、一言だけ伺います。

地元の新聞に、6割が赤字と記事が出ましたが、知事は、これをどう受けとめていますか。

企画振興部長

秋田魁新報に掲載された数字は試算したのですが、6割の自治体が経費回収率が赤字だということは真摯に受けとめなければいけないと思います。

ただ、総務省が取りまとめている地方公営企業決算状況調査によれば、上水道事業については、地方公営企業法を適用する簡易水道事業も含めて、20市町21事業のうち2事業が赤字、19事業が黒字となっている状況です。数字の捉え方によって違いますが、国の統計上はそのような状況です。

沼谷純委員

国民や県民のライフラインにかかわることを、赤字や効率などの言葉でくくることについて、私は疑問があります。民営化という話もちんちら出ています。知事は、民営化をどのようにお考えですか。

知事

基本的に私自身は、民営化については否定的な立場です。

沼谷純委員

民営化をしないとしても、人口減少の中で経営改善をしなければいけません、どういうふうに取り組んでいくのか、最後に生活環境部長に伺います。

生活環境部長

今後、人口減少社会や節水型社会で、水の供給量が減っていくことから、水道事業を取り巻く環境は厳しくなると思います。水道事業は県では営んでおらず、各市町村が営んでいますが、今回の水道法の改正で県が広域化に積極的に関与することが定めら

れましたので、今後各市町村の事業運営の指針となるような県水道ビジョンを策定して、各市町村に示しながら、広域事務の在り方などについて研究したいと思います。

本県は面積が広く、規模の利益がなかなか得られないので、どうしても耐震化などの設備更新には、財政的な支援が必要だと思えます。この点については国に対して強く求めていきたいと考えています。

委員長

以上で沼谷委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩をします。再開は午後2時30分とします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

田口委員の質疑を行います。

田口聡委員

順番を変えて、イービス・アショアから伺います。この問題は、もう既に多くの議員が一般質問や総括審査で質問しています。例えば秋田市長や議員の質問に対する知事の答弁を見ると、秋田市長はイービス・アショアの導入の可否について、第一義的には秋田市の判断になるとおっしゃっています。知事は秋田市の意向が重要だ、市の意向を飛び越えることはないとおっしゃっています。そして調査結果については、県は客観的な分析を加えて独自の検証を行って判断するとし、市は、提出されるデータの信頼性を含め、専門家の知見もかりて検証を進めるとし、県と市が独自に検証する答弁になっています。先ほど知事は秋田市の判断を飛び越えることはないとおっしゃいましたが、秋田市が配備を容認すれば、必然的に県も容認するのですか。

知事

秋田市が容認する際、基本的に県は容認しますが、やはり県の立場がございまして、当然秋田市と協議した上で判断することになります。経済的損失等については、例えば由利本荘市など秋田市以外にも波及する可能性は十分あります。当然秋田市とは協議しますが、県は県の立場でいろいろな対応が必要だと思えます。

田口聡委員

県が秋田市の判断を覆して別の判断をすることもありますか。

知事

判断については、十分に県と市がいろいろな面で連携し、すり合わせてしていますので、県と市が対立するような方向の判断は考えられないと思います。

田口聡委員

そこをお願いしますが、秋田市と共通認識を持って、同じ土俵で判断を下すためには、同一歩調をとることが必要だと思います。今後ばらばらに市は市で、県は県で検証する予定ですが、これを一緒に共同で検証できませんか。

知事

地域ごとの特殊な事情もあると思いますが、基本的な問題については、こちらからも情報提供しています。いずれ連携して取り組みます。

田口聡委員

是非しっかりと連携して、できれば一緒にやってもらいたいと希望します。

次に他県の状況です。実は、先月観光議連（観光産業振興議員連盟）で萩市を訪問しました。観光事情の調査に併せて、周辺からでありましたが、自衛隊のむつみ演習場も見てきました。やはり新屋演習場とは全然違うと確認しました。むつみ演習場は、萩市の中心部から車で20分以上掛かる山の中にあります。山合いの台地にある演習場の広さは、198ヘクタールで、107ヘクタールである新屋演習場の広さの1.85倍——約2倍です。近隣に小さな集落はぽつん、ぽつんとありましたが、周辺に市街地はありませんでした。道路も新屋の国道7号南バイパスのように交通量の多い幹線道路は存在していません。ほとんど車両と行き交うこともないような、本当に交通量の少ない地域です。本当に新屋演習場とはまるで違うと、私は個人的に感じてきました。

知事はルーマニア、ポーランド、ハワイには行かないとおっしゃいましたが、どれだけ新屋演習場と違いがあるかを知るためにも、是非むつみ演習場を見てもらいたいと思います。どうですか。

知事

航空写真は見っていますが、機会があれば見てもいいです。むつみ演習場の問題点は阿武町の上を飛ぶことです。ブースター（ミサイル等が、軌道や飛道に到達するために用いる補助推進装置）は阿武町に行く前に落ちます。しかし、コントロールが少し狂うと、阿武町に落ちる可能性もございます。そのため、多分あそこはほぼ垂直発射します。阿武町にとっては、基地内にブースターを落とすかどうかが非常に大きな問題です。秋田の場合は、前面の海に落

とします。こっちに撃つことはありません。SM-3ブロック2Aは、構造上追尾して撃墜することはできず、正面からの正対迎撃です。後ろに撃つことはありませんから、前に落ちることになります。山口とは運用要件がかなり異なる状況です。いずれ、もし機会があれば見てもいいです。

田口聡委員

もしではなくて、是非行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

他県の状況についても一つお聞きします。実は、11月26日に福井県議会が、若狭湾に面する嶺南地域への自衛隊配備を求める意見書を議決して国に送付しました。資料を提出していますが、「原子力発電所立地地域への自衛隊の配備を求める意見書」という意見書を出しています。知事はこのことを御存じですか。

知事

存じません。

田口聡委員

この意見書を見ると、若狭湾に面した福井県の嶺南地域には、全国最多の15基の原子力発電所が立地し、常に弾道ミサイルの脅威にさらされており、また拉致被害なども出ています。弾道ミサイル攻撃やテロ等の抑止力となり、地域住民の安心を確保するために、自衛隊を配備することを政府に求めています。この意見書は、共産党以外の全会派が賛成して議決されています。防衛省は我々に対する説明で、イーグス・アショアの配備は、弾道ミサイル攻撃の抑止力になるとおっしゃっていました。知事は、この意見書に記載されている弾道ミサイルやテロ等の抑止力となる自衛隊は、どのような部隊だと考えられますか。

知事

原発の警備は日本の場合かなり弱い状況です。原発に対する攻撃は、テロ攻撃、航空攻撃、あるいはミサイル攻撃など、いろいろな場合が想定できます。そのため、空、テロ、陸上、海上に対するディフェンスという意味で、自衛隊の誘致という考えに至ったのだと思います。

田口聡委員

秋田県では、このイーグス・アショアの配備に対して——私の地元でもありますが——振興会（新屋勝平地区振興会）が市議会に配備計画の撤回を国に働きかけるように今請願を提出しています。一方、福井県議会は、弾道ミサイル攻撃の抑止力となる自衛隊の配備を求めています。まずは、福井県議会が何を求めているのかについて、今後の可能性を探るために詳細な情報を収集して、分析する必要があると思いますが、どうですか。

知事

その考え方について、福井県に照会してみます。

田口聡委員

是非やっていただきたいと思います。

市町村関係は質問項目がたくさんあるので、飛ばしながらやります。

平成17年度中に平成の大合併が終了し、69市町村が25市町村になりました。当時知事は、秋田市長でした。秋田市と、雄和町、河辺町との合併を実現しましたが、当時の秋田市の合併についてどのような思いがありましたか。

知事

当時秋田市は中核市であり、議会も含め、積極的に合併する流れではありませんでした。しかし、雄和町はミネソタ州立大学秋田校の赤字が非常に逼迫した状況であり、河辺町から将来の財政構造が非常に悪くなると相談があり、飽くまでも吸収合併であればと、合併の流れに至りました。

田口聡委員

あれから13年たって、現状をどのように認識されていますか。

知事

やはり吸収合併ということで、ほかの市町とは違い、いろいろな施設の廃止、縮小は意外と順調です。対等合併のところは効率化の協議に苦慮していると思います。

田口聡委員

当時、合併によるスケールメリットが大きいと市町村合併が進みましたが、13年たって県内の合併自治体にとって、スケールメリットが生かされていると思いますか。

企画振興部長

合併市町においては、御承知のとおり議員定数や職員数が大きく減少しており、行政組織の効率化、スリム化が進んでいると思います。

まちづくりの観点からは、合併特例債等を活用しながら旧市町村間を結ぶ道路の整備や、各種公共施設の整備を行っており、そうした意味では一定のスケールメリット、合併した一定の効果は上がっていると認識しています。

田口聡委員

それでは伺いますが、合併して効率化が図られて、この13年間で、合併自治体の財政力指数は上がっていますか。

企画振興部長

合併市町の財政力指数は、当初低下傾向にありましたが、その後横ばいで推移しており、その点に関しては自立市町村も同様の傾向を示しています。

田口聡委員

合併するとスケールメリットが生まれ、財政的にも安定すると言われていたのです。財政力指数は上

がっていますか。

企画振興部長

先ほども申し上げましたとおり、合併した市町村の財政力指数は、当初は若干低下傾向にあり、今は横ばいです。財政力指数は、基本的に人口減少や地域経済などに影響されます。本県は人口減少がかなり進んでいることもあり、財政力指数は伸び悩んでいると認識しています。

田口聡委員

次は、旧自治体が持っていた負の遺産、または少子高齢化で厳しくなっている状況についてです。近年問題化しているのが、合併前に整備した温泉施設や観光施設の運営が非常に厳しくなっていることです。横手市では、市内9カ所の温泉施設を再編する方針を示していて、その中で行政による温泉施設運営はその役割を終えつつあると結論づけています。北秋田市では、打当温泉や熊牧場、道の駅など市内5施設を運営する第三セクターのマタギの里観光開発株式会社の運営が非常に厳しくなっています。先日の秋田魁新報には、美郷町でも同じようなことが起きていると記事がありました。過去に整備した温泉施設や観光施設が、人口減少等により客の入り込みが減少して経営が立ち行かなくなっている現状があります。

また14日の秋田魁新報には、先ほども紹介がありましたが、県内自治体の上水道の6割が赤字であるという記事がありました。人口減少による小中学校の廃校で、校舎の利活用も問題になっている。公共施設の老朽化、道路や橋梁などのインフラ、上下水道の維持管理など、合併市町村の財政的な負担は増えるばかりだと思えます。高齢化や人口減少が進んでいる中、合併前に整備された温泉施設など、合併自治体の負の遺産を今後どうやって処理していくか、また学校施設やインフラの老朽化の対応をどうしていくか、知事はどのように考えますか。

知事

合併協議では公共施設数を相当数減らすことになっています。それが、その後合併協議当時の議員がいなくなり、また協議のとおり廃止するなど反対運動が起きています。そのため、泣く泣くというか、そのまま残っている施設もあります。当然、地域の人は、温泉があると利便性がいいので、施設の継続を希望するのは分かりますが、そういう施設を廃止する前提で協議書を作っていますから、廃止しなければ財政負担が大きくなることになります。それに加え、人口減少が進んでいますので、更に利用が減るといった悪循環に陥っており、これをどうするかが市町村長の悩みの種だと、私も市町村長から愚痴をこぼされることが多いのです。

田口聡委員

今度は自立を選択した自治体です。これは、合併をした自治体よりも更に厳しい状況になっていると思いますが、財政と職員数はどうなっていますか。

企画振興部長

職員数については、自立市町村では、平成30年4月1日現在の職員数と平成18年4月1日時点の職員数を比較しますと、19.6%の減となっています。一方、合併市町においては25.8%の減です。自立市町村においてはもともと職員数が少ないこともあり、一定の行政サービスを維持するためにはある程度の職員が必要だと、合併市町に比べて削減率は低くなっていますが、それでも自立市町村にとっては、相当の痛みを伴う人員削減を行ったということです。

財政については、人口減少に伴う地方税収や地方交付税の減少により、一般財源が縮小する一方で、インフラ施設や公共施設の老朽化への対応などにより、財政需要が増加しており、自立市町村を取り巻く財政状況は、大変厳しいと認識しています。

田口聡委員

自立自治体には、市が1つありますが、それ以外は町村です。職員は約2割減っています。最低限の住民サービスがこれから維持できるかが、非常に大きな課題になっていると思いますが、どうですか。

企画振興部長

おっしゃるとおり、自立市町村、特に小規模市町村は大変厳しい状況に置かれています。我々は、今後特に小規模の町村において、全てのサービスを1つの自治体で提供する「フルセット主義」から脱却し、市町村間の連携や県の補完などの新たな行政体の構築を検討する時期に来ていると考えています。

田口聡委員

そのとおりだと思います。資料を見てください。今後の自治体運営についてです。自治体の平成18年から平成28年の間の人口の減少数と減少率を表にしています。やはり一番減少率が高いのは上小阿仁村で28.18%、次いで藤里町が26.94%、小坂町が25.47%、男鹿市が24.53%、五城目町が23%で、この中で合併したのは男鹿市だけです。ほかの4つの町村は、全て自立を選択しています。併せてもう一つ見てもらいたいのが高齢化率です。平成30年の高齢化率を見ると、最も高いのが上小阿仁村で54.4%、次いで藤里町が49.3%、五城目町が47.1%、八峰町と男鹿市が46.5%、小坂町が44.6%と、高齢化率の高い6つの市町村のうち、4つは自立を選択した町村です。高齢化率が4割以上と、高齢化が進んでいる状況です。人口が減って高齢化が進むと、町村の地域が成り立つかという、非常に大きな問題があります。2025年には、更に高齢化率は上がります。自立

を選択した自治体が、今後財政的な負担や職員数の減、インフラの維持、人口減少、高齢化にどのように対応していくか、そして各地域の維持ができるか、知事はどのような見解を持っていますか。

知事

先般も私が参考人として出席しましたが、今国の地方制度調査会では議論が進行中です。小規模町村においてはフルセットの行政サービスを周辺の市や大きな町との共同化、広域化、あるいは県が直接代行して——いずれ既存の広域組合の制度以外に、例えば今県で取り組んでいる機能合体といった柔軟な共同化等も含めて、市町村自治の在り方について盛んに議論しています。そういうものも含め、ここ四、五年の間に方向性が出てくると思います。

また、現状国には相当な借金があり、いつまでも国の交付税の制度が続く保証もなく、県も、市町村も、問題意識を相当持って将来に備えることが必要だと思います。

田口聡委員

自立を選択した市町村は、本当に厳しい状況にあります。加えて合併した市町村も、財政的にも人員的にもそんなに余裕があるわけではない。それをどうやってカバーしていくかをしっかりと組み立て、リーダーシップをとるのは県だと思います。しっかりと対応していただきたいとお願いして、質問を終わります。

副委員長

以上で田口委員の質疑は終了しました。

本日はこれをもって散会し、あす午前10時に委員会を開き、引き続き総括審査を行います。

散会します。

午後2時57分 散会

平成30年12月19日(水曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算
(第5号) (総括審査)
- 2 議案第192号
平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(総括審査)
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算(第1号) (総括審査)
- 4 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
(第2号) (総括審査)
- 5 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
(第1号) (総括審査)
- 6 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算(第1号) (総括審査)

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鋏一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |
| 委員 | 鈴木 雄大 |
| 委員 | 今川 雄策 |
| 委員 | 佐藤 信喜 |

| | |
|----|---------|
| 委員 | 鈴木 健太 |
| 委員 | 杉本 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 雄太 |
| 委員 | 土谷 勝悦 |
| 委員 | 三浦 英一 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 三浦 茂人 |
| 委員 | 佐藤 正一郎 |
| 委員 | 吉方 清彦 |
| 委員 | 石田 寛 |
| 委員 | 石川 ひとみ |
| 委員 | 加藤 麻里 |
| 委員 | 薄井 司 |
| 委員 | 沼谷 純 |
| 委員 | 小原 正晃 |
| 委員 | 田口 聡 |
| 委員 | 加賀屋 千鶴子 |
| 委員 | 平山 晴彦 |
| 委員 | 石川 徹 |

書記

| | |
|------------|-------|
| 議会事務局議事課 | 石川 至 |
| 議会事務局議事課 | 飯坂 諭 |
| 議会事務局議事課 | 佐藤 聡 |
| 議会事務局政務調査課 | 菅原 義朗 |

会議の概要

午前10時00分 開議

出席委員

| | |
|------|--------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鋏一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |

| | |
|----------------|--------|
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |
| 説明者 | |
| 知事 | 佐竹敬久 |
| 副知事 | 堀井啓一 |
| 副知事 | 川原誠 |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 観光文化スポーツ部理事 | 前川浩 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 健康福祉部健康医療技監 | 諸富伸夫 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 農林水産部森林技監 | 眞城英一 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |
| 建設部建設技監 | 佐藤和義 |
| 建設部港湾技監 | 白井正興 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |

監査委員事務局長 成田公哉
労働委員会事務局長 菅沼和也

委員長

ただいまから本日の委員会を開きます。

昨日に引き続き総括審査を行います。

それでは、質疑を行います。

初めに、佐藤信喜委員の質疑を行います。

佐藤信喜委員

おはようございます。秋田ICT基本計画2019の素案についてお聞きします。この計画には、県民生活の利便性向上、地域産業の活性化、地域課題の解決、デジタルガバメントの推進、夢ある未来のICT社会に向けた取組の5つの柱を盛り込み、第3期ふるさと秋田元気創造プランの「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」の実現に向けて取り組んでいくという力強い記載があります。改めて、この計画に対する知事の思いをお聞きしたいと思います。

知事

高齢化社会と急激に進展するICTとの関係は、言葉ではなかなか分かりにくい点があります。当然慣れも必要です。ICTの活用も多種多様で、今までの概念ではなかなか捉えられない面がありますが、世界的にはこの分野が進展しています。例えば電話は、日本では明治以降の非常に早い時期に一般回線が開通しましたが、今アフリカでは、電話線はなくとも裸の原住民が首からスマホをぶら下げています。日本ではICTが進んでいるように見えますが、一番進んでいないのが役所です。例えば中国、台湾、ロシアに行くと、どこの会議室にもディスプレイがあります。

ICTは時代の流れです。省力化、正確性など様々な要素があります。生活の利便性の追求という面も、安全な生活という面もあります。ただ、行き過ぎると監視社会になります。その辺が難しいのですが、いずれこれから非常に大きな産業に展開できますので、これをいかに社会における利便性向上に活用できるか。特に人口減少社会においては、単純労務をこういうものに置き換えて、労働力不足を補うということもあります。行政としては、こういうものに積極的にアプローチしていくべきだと思います。

佐藤信喜委員

今知事からアフリカの携帯の話がありました。以前テレビで見たことがありますが、その中にはキャッシュレス化の話題もあったと思います。この計画にも当然キャッシュレス化の記載があります。先日新たなキャッシュレスのシステムが出来たのですが、システムの脆弱化、セキュリティ一部分の問題があり、この計画について質問を決めたときにその話も

しようと思いました。この計画では、キャッシュレス化を推進するに当たり、通信環境、設備導入、セキュリティなどについて、どのように進めようとしていますか。また県では民間とどう連携を図るつもりか産業労働部長にお伺いします。

産業労働部長

確かにキャッシュレス化は今後の重要な課題です。全国での普及率が18%であるのに対し、秋田県は12%程度と遅れています。

こうした中で、県内の各団体では、例えばクレジットカードのシステムを提供している協同組合秋田商店会は、来年1月からICカードでの対応を可能とするために端末を無償提供しており、あるいは仙北市商工会では昨年3月からインバウンド対応のためにICカード決済に対応する端末を無償貸与しているなど、既に対応を始めているところがあります。さらに、現在秋田県商工会連合会ではICT活用基本戦略を策定中で、当然この戦略においてもキャッシュレス化に対応していくことになっています。また、秋田商工会議所では、来月、スマートフォン決済導入セミナーを計画しています。このように民間でもキャッシュレス化に対応した動きが出てきていますので、県としても、当然民間団体と連携しながら取り組むことが重要だと考えており、情報を発信するとともに一緒に取り組んでまいります。

また、国では消費税対策ポイント還元もあり、国が3分の2、決済事業所が3分の1の負担で、キャッシュレスの決済端末を配布するとの報道もあります。さらに、その決済手数料の3分の1を国が補助すると、国でもキャッシュレス化に向けた新たな動きが出てきていますので、県としては当然そうした国の動きも注視しながら、県内事業者と連携して取り組んでいくことにしています。

さらに、来年度県内事業者と一緒に取り組むに当たり、中小企業支援ネットワークの中に新たに実務レベルのワーキンググループを設置して——これはICT導入がメインですが——その中で商工団体、金融機関と情報共有しながら取り組んでいく予定です。

佐藤信喜委員

民間では、コンビニなどいろいろなところで交通系ICカードなど、様々なものを使いながら、財布を持たずに買い物ができるキャッシュレス化の世の中になってきています。私の周りでも、若い世代を中心にそうした買い方をしていると感ずきますし、私自身も財布を忘れたときは携帯でICカードを使いながら買い物ができ、非常にありがたいと思います。またクルーズ船の観光客も県内各地を訪れると思います。クレジットカードなどを初めとするキャッシュレス化については、全国的にアンテナを広げなが

ら取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、ICT基本計画（秋田ICT基本計画2019（素案））に書かれている主要数値目標です。例えば「企業の誘致件数及び誘致済企業の施設・設備の拡充件数」や「主要園芸品目の系統販売額」、「実用化できる試験研究成果」など、様々なものがありますが、この主要数値目標は、全て達成が可能ですか。第3期ふるさと秋田元気創造プランに記載されている数値とほぼ一緒だと思いますが、こうしたものを本当にICT基本計画で達成できるのか、意気込みを企画振興部長にお尋ねします。

企画振興部長

ICT基本計画については、第3期プランや新行財政改革大綱のICT関連施策を包含した計画になっていますので、ICT基本計画の中に盛り込まれている数値目標は、第3期プランや行革大綱のICT関連施策を中心に設定しました。

具体的には、県民生活の利便性の向上については、「電子申請が可能な手続の増加数」が平成28年度85件のものを平成33年までに135件にする。またデジタルガバメントの推進については、「新たなICT技術の導入により効率化された業務の件数」が、今のところゼロ件のものを、今後RPA（人工知能を備えたソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。）やICTの活用によって15件ほど実施する。夢ある未来のICT社会に向けた取組については、「AI、ビッグデータの活用による新たなビジネスの創出のマッチング事業の件数」を平成33年までに6件ほど実現する目標を掲げています。

こうした目標の達成については、県が主体となって進めるものに加えて、民間が主体となって進めるものもありますので、こうした民間が進める取組は、ICT改革を進めるための産学官プラットフォームである平成30年の3月に設立された秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアムとも連携しながら計画を推進したいと考えています。

佐藤信喜委員

この目標は、県が主導はできるでしょうが、実際には民間団体がしっかりと取り組まなければいけないものも含まれていると思います。

この中の「主要園芸品目の系統販売額」は、平成28年度の160億円から、平成33年度には212億円まで増額させることになっています。農業県である秋田県では、ICTを活用しながら、どのように52億円の増加を図るのか、私は気になります。農林水産部長の意見を伺います。

農林水産部長

農業分野においても、ICTについては省力化、

軽量化のほか、技術の継承など、様々な分野での効果が期待されています。現在実証段階に入った、まだ緒についたばかりの段階ですが、例えばイチゴ栽培は、日照時間が少なくなかなか難しい中で、二酸化炭素濃度を高めたり、LEDで光を補うことで、光合成能力を高めて収量を上げられないか実証を行っています。実証の成果が蓄積されて、労働時間の短縮、品質の向上、収量性の向上などの技術を経営的な面からきちんと評価できるようになって、省力化による面積の増や、収量増による出荷額増まで分析できれば、このICTがどれだけ出荷額に貢献するかが分かると思いますが、現段階ではまだ分かりません。品質の向上、収量性向上、周年化などにそうした成果を生かして、この目標の実現を図りたいと思います。

佐藤信喜委員

やはり既存の小規模、中規模農家は、農業分野に関するICTの情報を得ても、なかなかその活用は難しいと聞きます。法人や大規模農家は、様々な情報を収集しながら、試してみたいという思いが募っていると思うので、そうした意識を向上させることが大事だと思います。

来年度、国はスマート農業の実証試験を行う予定ですが、秋田県の状況に合うように取り組みながら、ICT農業の情報をしっかりと提供できる体制を整えてほしいと思います。その点はいかがですか。

農林水産部長

来年度から国のスマート農業の実証事業にエントリーしたいと準備を進めています。本県の広大な水田を生かし、稲プラス大豆のような大規模な土地利用型農業には、各産業ごとにICTを使った機械等を活用しながら、総合的な技術の組み合わせで実証事業ができると思います。施設園芸についても環境制御などを生かしながら、収量性の向上や、栽培が困難と言われる冬場における生産に幾らかでも寄与できるような形にしたいと思います。来年度は、園芸分野と土地利用型分野の2つにエントリーしたいと思います。

佐藤信喜委員

次に、デジタル行政の推進に関する自治体クラウドの導入部分についてお尋ねします。県内では、町村会がデジタルクラウドを使ったシステムを導入していますが、市では導入の検討を進めているか、現状を教えてください。

企画振興部長

町村レベルでは既に共同で実施しています。市レベルではまだ実施していませんが、先月の県と市町村との協働政策会議の場で、県から、市レベルでも自治体クラウドの検討を始めるよう提案したところです。

佐藤信喜委員

町村会とは全く別に、市で独自に検討するのですか。別々に実施すると費用が掛かり増しになると思います。25市町村が一体的に取り組めば、比較的安く済むと思いますが、そうした部分について、何か検討していますか。

企画振興部長

委員がおっしゃるとおりです。町村レベルでは、既に共同化をしています。市レベルではまだやっていません。全県を一本化して共同実施ができれば事務の効率化が図られますので、将来的にはそうしたものを見据えながらやっていきたいと思っています。自治体関連でいろいろなICT化に取り組んでいる業者は、県内では数社しかありませんので、取りあえずそうした切り口で共同化を進め、最終的には全市町村が一本化することが望ましいと思います。段階を踏みながら検討を進めたいと思います。

佐藤信喜委員

協議はこれから順次進めていくと思いますが、方向性の決定や実現のめどはいつごろですか。

企画振興部長

協議は早期に進めたいと思いますが、実際のシステムの共同化には非常に手間が掛かりますので、少し時間を頂きたいと思います。ただ今後各市町村でも人口減少が進みますし、行政事務の効率化は大変重要なテーマですので、その一環としてのICT化の共同化についても積極的に進めたいと思います。

佐藤信喜委員

自治体クラウドを導入しつつ、その先を考えると、多分、次は電子申請が検討されてくると思います。今県内で電子申請に取り組んでいる市町村はありますか。

企画振興部長

県も含め、電子申請を実施している自治体は、幾つかあります。

佐藤信喜委員

済みません。電子申請ではなくて、例えばコンビニ（コンビニエンスストア）等で住民票の交付を受けるなど、そうした話を聞いたかったです。

企画振興部長

数は少ないですが、例えばコンビニで住民票の交付を受けるなど、そうしたことも多くの市町村で行っています。

佐藤信喜委員

そうしたシステムも含めた自治体クラウド——デジタル行政の推進を検討していますか。

企画振興部長

コンビニで各種行政手続などを行うのと自治体クラウドは性質が異なりますが、住民の利便性の向上という観点から、コンビニ等で様々な手続ができる

ことも重要なテーマですので、市町村と連携しながら、そうした利便性の向上にも取り組みたいと思います。

佐藤信喜委員

よろしく申し上げます。

コンビニでの住民票の交付などを進めていく上では、多分、計画にも書かれているマイナンバーカードの普及が課題になってくると思います。秋田県のマイナンバーカードの交付枚数は、平成30年12月1日時点で9万4,388枚で、人口に対する交付枚数率は9.3%と非常に低い数値が出ています。市町村では、多いところは東成瀬村の11.7%、少ないところは羽後町の5.5%と、どの市町村も10%前後かそれ以下です。マイナンバーカードが普及しない原因を検証したことはありますか。

総務部長

マイナンバーカードの機能はいろいろあります。まず裏面にマイナンバーがありますので、自分のマイナンバーを証明できますし、一般的な身分証明書としても活用できます。またICチップの中にオンライン上で本人確認をするための電子証明書が入っていますので、行政手続や一部の民間事業者との取引にも使うことができます。しかし、そうした民間事業者がまだ少ないなど、住民の方が利便性を感じる面が少ないので、普及がそれほど進んでいないと思われます。先ほどお話のありましたコンビニで住民票の写しの交付を受けることも、マイナンバーカードを持つことによりできますが、県内で導入しているのは由利本荘市、横手市と今年の10月から始めた秋田市なのでまだまだ少ない状況です。

マイナンバーカードの交付については、市町村といろいろと協力してやってきてはいるのですが、やはり普及を進めるためには、住民がマイナンバーカードを使わないといけないことや、使うと便利な状況になることが必要だと思えます。国でも、来年度の通常国会に、行政手続に関しては電子申請を原則化するというデジタルファースト法案を提出する意向も示されていますし、以前から言われていますが、2020年度からは健康保険証としてマイナンバーカードを使うことも検討されていて、今厚生労働省でシステムの構築等に取り組んでいます。マイナンバーカードが電子申請に必要なになったり、保険証として医療機関の窓口で提示が必要になれば、かなり利便性を感じる場面も多くなると思います。そうなれば、県としても市町村と一緒にその普及や、交付枚数、交付率の増加に努めていきたいと思えます。

佐藤信喜委員

今総務部長がおっしゃられたとおり、メリットを感じるような誘導策を、県側から仕掛けられるのか、行政側と協議しながら何かを求めていけるのか分か

りませんが、25市町村と協議しながら、是非ともこの数値を高めていただきたいと思います。

マイナンバーカードを活用したコンビニでの住民票などの交付には、端末の導入や維持管理経費、交付手数料など、いろいろな課題はあると思います。そうした点で、今何か県や国の支援策がありますか。

総務部長

たしかコンビニ交付の導入に当たっては、国から特別交付税による支援措置もあったと思いますし、例えばセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどの大手コンビニチェーン店では、たしか今どこでも対応できる状況になっていたと思います。国としても、将来的には日本全国でその取扱いをする市町村を増やして、1億人の方がマイナンバーカードがあればコンビニで住民票をとれる状況にしようと思っていますし、それは利便性を感じる一つの有効なツールでもあると思いますので、そうした財政的な支援措置もあることを広報しながら取り組んでいきたいと思えます。

佐藤信喜委員

今おっしゃられた交付税措置に期限などはありますか。

総務部長

済みません、いつまでかは私も正確に覚えていませんが——マイナンバーカードの前身の住民基本台帳カードの時代から支援措置は続いているので、ほぼ全ての団体が導入するまで、しばらくは続けていくと認識しています。

佐藤信喜委員

その点については、市町村としっかりと協議してほしいと思えます。

次に、教育無償化についてお尋ねします。幼児教育無償化に伴う県の年間負担額は、平成29年の実績値で47億3,830万5,000円で、無償化による年間負担額の推計として、増額分は11億4,623万6,000円で、合わせて58億8,454万1,000円が見込まれると報告を受けています。負担額が約11億円増えますが、例えば児童手当や、県が進めている乳幼児・小中学生医療費助成補助金への影響はありますか。

健康福祉部長

児童手当については、幼児教育無償化の議論と併せて制度改正する話は聞いておらず、現時点では影響がないと考えています。

また、医療費助成については、県と市町村が福祉医療の経費の2分の1ずつを補助するものであり、幼児教育無償化に伴う見直しは予定していません。

佐藤信喜委員

幼児教育無償化や高等教育無償化が実現できれば、幼児教育から高等教育まで一貫した体制で支援する

こととなりますが、県の財政状況が非常に厳しい中でこれを進めていくためには、県の負担額を検討しなければいけません。これは教育に関係するので前向きに検討してほしいと思います。

次に、高等教育無償化の中で、県としても奨学金の減免制度がありますが、看護師と歯科衛生士で制度が少し異なります。看護師は5年間県内に在住すれば減免されますが、歯科助手は7年間です。同じような業種なので、7年を5年に統一することはできませんか。

健康福祉部長

委員がおっしゃるとおり、看護師と歯科衛生士の修学資金について、返還免除義務期間が異なります。そのため、歯科衛生士の修学資金を7年から5年に合わせるように今内部検討しており、環境が整った段階で条例改正を提案したいと思います。

佐藤信喜委員

その点については、先日歯科医師連盟の先生方からも要望を受けましたので、前向きにお願いします。

次に、ハタハタの漁獲枠設定による漁業者への影響について伺います。県が発表している秋田県のハタハタ漁獲量の推移について、ホームページに載っていた資料を持ってきました。国の調査では、昭和43年に2万223トンの漁獲量がありました。その後、平成4年から平成7年9月までハタハタの全面禁漁を実施して、平成7年9月からは漁獲枠を設けながらやってきました。平成28年には800トンの漁獲枠を設けましたが、漁獲量は844トンと漁獲枠を超えました。平成29年は720トンの漁獲枠に対して478トンの漁獲量です。これは県の調査結果により明らかにされた数字です。今年ほどの程度減少するか、増加するか、分かりませんが、地元でも当初はすごく獲れて、バケツ単位で格安で販売されたという報道もありました。

今秋田県ではシミュレーション方式で漁獲枠を算出する方式に変えたと新聞報道にありましたが、漁獲枠を設定する上での今後の見通し——例えば5年後や10年後に、こういった回復の見込みを持っているかなどについてお知らせいただきたいと思いません。

農林水産部長

今委員が御指摘のとおり、漁業者の危機感を背景に、全面禁漁以来、漁獲枠を設定してきました。平成27年から資源量が激減し、平成27年から平成29年まで緊急的に資源回復の対策を講じており、3トンを超す卵塊をふ化させ——稚魚に推定すると1億5,000万尾ぐらいを放流するなど、資源回復に努めてきたところです。今年度は一定の資源回復が見られてはいるものの、なかなか思うように資源が回復されておらず、このような状況では、今まで

のような漁獲枠の設定——いわゆる推定資源量掛ける40%という漁獲枠の設定をしていましたが、そのやり方では、もっと減少する可能性が高いというシミュレーション結果になりました。したがって、ここ数年は、同じような漁獲量が確保できるというシミュレーションによる算出方法に改め、今年は800トンの漁獲枠を設定しました。

今年の水揚げは、現状、沖合では昨年よりも30%ぐらい多くとれていますが、漁獲枠に対しては93%程度となっています。沿岸についてはなかなか苦戦していますが昨年並みぐらいの状況で、思うような漁獲量がない状況です。

他県と違い、秋田県はハタハタに対する思いが強いのので、できる限り毎年同じくらいとれるように、資源の保護に努めたいと考えています。

漁業者への影響は、漁業者が減っていることもあり、1経営体当たりのハタハタの漁獲高はほぼ一定で推移しています。ただ、漁獲量そのものが少ないと、浜の活気の少なく——最近の若い人はハタハタを食べなくてもいいという状況になっているという話も聞こえますが、県民のハタハタの消費離れによるとも考えられますので、漁獲枠は一定量確保したいと考えています。

(※66ページで発言訂正あり)

佐藤信喜委員

この時期になると、近辺でも報道でも、ハタハタが話題となります。今秋田の市場では、発泡スチロール箱、1箱で9,000円、8,000円で、安いものは4,000円くらいで販売されています。「高く買えない。」という消費者の声もあります。漁獲枠を設けて資源を保護しても、漁獲量が少なければやはり価格も上がります。ただ、県の魚であるハタハタは、県民に食べていただくことも重要ですし、それをとっていただく漁師の方々の所得向上にとっても大事だと思いますので、この辺については結果を見ながら前に進めていただければと思います。

今地元の八峰町では、ハタハタを活魚として販売することに取り組んでおり、先日は生きた状態のハタハタを少し分けていただきました。しょうゆで漬けたブリコ（ハタハタの卵）を、刺身の状態のハタハタに乗せて、おすしのような形で販売できればすごくおいしくていいのではないかと、漁師の方もすごく前向きに考えています。地元ではそうした取組みしながら、ハタハタのブランド化も含めて真剣に取り組んでいます。ただ資源がなければできないことなので、是非ともそうした点は頑張りたいと思います。

最後に、知事から一言、ハタハタについて何かお願いしたいと思います。

知事

私の年代は、お正月になると必ずうちでハタハタを食べました。仙北市では、こぬか漬けの一匹ずしで赤くなるものです。少ししょっぱいのですが、最高の酒のつまみであり、今でも私は大好きです。ただ、今の子供は、「魚体が小さくて食べるところがない。」と言うのです。やはり時代とともに食生活が変化して、切り身魚が普通になって、なかなかハタハタは食べません。ただ、ハタハタは民謡の歌詞にもありますし、やはり秋田の沿岸漁業の象徴です。そういう意味で、自然環境が変化している中でも、一定量を持続的に供給できるような努力は必要だと思います。

最近の沿岸の海域の変化——例えば今年の駿河湾ではサクラエビがとれません。そういうこともあり得ます。地球温暖化が進むと、やはり漁場は北のほうに移りますから、地球環境との関係もかなりあると思います。そうしたことは、県でそう簡単にコントロールすることはできません。ハタハタはやはり男鹿が中心というイメージがありますが、全県域でハタハタを確保するためには、漁協との連携等も必要です。いずれ古くからのハタハタ文化は残していきたいと思います。

委員長

以上で佐藤信喜委員の質疑は終了しました。

次に、吉方委員の質疑を行います。

吉方委員に申し上げますが、吉方委員の質疑は14分の予定でしたが、会派の残り時間が14分6秒ですので、タイマーの表示をそのようにさせていただきます。

吉方清彦委員

初めに、外国人労働者の問題についてお聞きします。先般出入国管理法の改正が行われましたが、知事は今回の出入国管理法の改正と秋田県の現在の労働力不足に関して、どう考えていますか。

知事

産業側の意向から、出入国管理法の改正が行われました。私は、外国人労働者を多く入れるという改正の趣旨には賛成です。ただ、細かいところで、かなり明確でないこともたくさんあります。したがって、今後政令、規則、運用等いろいろな面で、スムーズかつ日本の実態に合うようにしながら、外国人の人権、保護——単に労働者がいないから外国人労働者を使うのではなく、働いていただくという風潮、あるいは仕組みづくりが今後の課題だと思います。

外国人労働者も給料の高いところに行きますので、そういう意味からすると、首都圏等に集まりやすいところもあります。国では可能な限り地方で雇用するために、どういう措置がとれるか——地方展開を促すような施策をより強力に実施することを期待しています。

吉方清彦委員

給料が高いところに行くのは、日本人も一緒です。当然外国人労働者にも、既に希望の違いが出ていると聞いています。例えばフィリピン等で秋田県で5人欲しいと募集すると、50人ぐらい集まるといった感じで、結構来たい方はいらっしゃるらしいです。

そこで、県内の労働市場と絡めてお聞きしますが、日本全体で生産年齢人口は現在7,500万人とのことです。20年間で1,500万人、東京都1つ分が減ると言われています。少子化の結果、人口構成が逆ピラミッド型になっていますので、人手不足が続くことが予想されます。秋田県内でも求人倍率は過去最高の状態で、10月は1.5倍、能代市は1.8倍です。こういう状況なのは、仕事が増えているからではなく、人が減っているからです。年間1万人以上の人口が減少している本県では、現制度の技能実習生の活用と、今後の制度の特定技能者の受け入れに対して、もっと前向きに取り組むべきだと考えますが、知事はどういう方向性で取り組んでいきたいとお考えですか。

知事

先般の市町村長との協働政策会議でも、市町村との連携組織を作る方向で提案を受けています。現状と今後の細かい部分については担当部長から答弁させます。

産業労働部長

これまで外国人技能実習制度として、主に外国人労働者を受け入れてきた実態があります。この点については、県はこれまでホームページでの周知等を図っていましたが、更に踏み込んで関係者間による協議の場として、今年10月に県庁の関係課、団体中央会、農協、建設業協会など、関係する団体と連絡協議会を立ち上げ、情報共有を図りました。更に外国人技能実習生の受け入れに当たっての実務的なセミナーを11月に開催しており、こうした取組を業界と一緒に進めています。

新制度については、正に今国が詳細な制度設計をしているので、こうした動きを捉えながら、必要に応じて協議会の場を使うなど、県内の団体と連携しながら、その理解、普及、啓発に係る取組を進めたいと考えています。

吉方清彦委員

協議会等で取り組んでいるのはありがたいのですが、実際に広まらなければ意味がありません。これまではホームページがあり、そこから更に進んで関係部署との協議会を開催したと聞きましたが、今年の8月1日にホームページでその内容が開設されてから、県に何か問い合わせがありましたか。

産業労働部長

済みません。ホームページに関しては、問い合わ

せは特にないということです。

吉方清彦委員

なぜこういう質問をしたかと申しますと、多分ないと思ったからです。その理由は、ホームページにあるのは他団体の紹介のみで、秋田県が相談窓口になっていることをお知らせする内容は無いのです。部署の紹介のみであり、それでは相談窓口になり得ないし、実際に秋田県はもっと主体的に取り組む、受け入れの相談窓口であるべきだと思います。いかがですか。

産業労働部長

外国人技能実習制度の所管は法務省と厚生労働省であり、制度上県が入る仕組みにはなっていません。そのため、県はこれまで余り積極的ではありませんでしたが、制度改正があったことを受けてホームページで紹介したところです。

一方、今回改正された新制度では、最近の新聞報道によりますと、今後、外国人受け入れのための相談センターを全都道府県、100カ所程度に設置することです。詳細はまだ明らかになっていませんが、今後は県もそうした外国人労働者の受け入れの仕組みの中に取り込まれていくと認識しており、この点は今後新しい制度の中で県としてもしっかり取り組んでいきたいと考えています。

吉方清彦委員

この点は知事にもお聞きしたいのですが、確かに国の制度なので、県が関与できないのは分かります。しかし、もし県が本気で取り組んで、県に外国人を入れていこうと思うならば、国に取り次ぐような——例えば「国に相談してください。」といきなり言われても県民は分からないので、県が相談に乗る形でやっていく方向性はないのですか。

知事

新年度に市町村との協議会を作ります。県民に一番身近な市町村を含めて、例えば県の地域振興局など、いろいろな相談窓口で——国の権限に係るものは判断はできませんが——交通整理をすることが必要ではないかと、新年度に向けて検討中です。

吉方清彦委員

昨年外国人労働者は全国に128万人いるそうです。そのうち40%は首都圏にいるそうです。秋田県には1,680人で、全国最少です。外国人労働者に占める技能実習生の割合は、全国は20%ぐらいですが、秋田県は約半分です。技能の取得に加えて、実際は現場の労働力の補完を期待されているのですが、労働力不足と言われる秋田県で、なぜこんなに少ないのか、お聞きします。

産業労働部長

技能実習の受け入れが多いのは縫製関係で、現在県内に外国人技能実習生を受け入れる管理団体は縫

製関係が中心です。そうした業種的な要因があると思います。他の業種では、ある程度有効求人倍率が低いこともあったと思いますが、これまで外国人技能実習制度を使わなくても、人手が集まっていたという経緯があります。

ただし最近では、他の業種でも、県外の管理団体を通して技能実習生を受け入れるケースが増えていきます。いずれ、有効求人倍率との兼ね合いと、労働条件、賃金の問題等があつて、縫製以外ではなかなか進んでこなかったと見ています。

吉方清彦委員

賃金の問題も後でお話したいと思いますが、確かに秋田県の技能実習生の半分が縫製業だと言われていきます。そして、受け入れるためには、受け入れ団体としての管理団体を作らなければいけないのですが、秋田県には13団体しかなく、そのうちの12団体が縫製業です。例えば農業、流通、販売などで技能実習生を受け入れるためには、他県の管理団体を通してのようですね。管理団体の中には、問題となっている不当な労働条件で紹介したり、仲介手数料が目当ての仲立ち人というか、ブローカー的なものも存在すると言われていきます。そして、管理団体は本来非営利であり、同業者同士で組合を作るか、商工団体が作るべきものとされています。そういう点で、秋田県などが深く入っていき、もしかしたら手引きができる、教えてあげられるというようなことができると思いますが、どう思いますか。

産業労働部長

これまでは縫製業以外では余りニーズがなく進んでいませんでした。技能実習制度は今後も存続しますし、新しい制度に含まれない業種もありますので、そうした業種では、引き続き技能実習制度のニーズが一定程度あると思います。

そうしたときに、管理団体については、正に各企業、業界あるいは商工団体それぞれが考えなければいけない問題であり、現段階で、県として積極的に管理団体を作って受け入れるところまで踏み込むことは差し控えたいと思います。やはり経営の根幹にもかかわる問題なので、企業が自社の経営戦略として判断し、必要があれば業界あるいは商工団体が判断すべきであり、いろいろなサポートの仕方はあるかもしれませんが、県としての役割は情報提供その他だと考えています。

吉方清彦委員

実は、外国人労働者を使いたい業者はたくさんあります。そして、確かに日本人でなければ駄目な部分もありますが、外国人労働者を普通に使わなければいけない部分もあると思います。実際にその人たちから「外国人労働者を受け入れたいが管理団体の作り方が分からない。」と言われていきます。そうい

う部分に対しては、前のめりというとおかしいですが、県はもっと前向きにやっていくべきだと思いますが、そこは部長の判断で決まることですか。

産業労働部長

正にその辺の情報提供をするために、今回協議会を設立し、各業界団体と一緒に勉強会を行って情報共有を図っていますし、更に実務についてのセミナーを11月に開催しています。技能実習制度への正しい理解と適正な受け入れ、さらにはそうした適正な受け入れにつながる管理団体とはどんな団体なのか——県内でも縫製関係で受け入れている団体がありますので、そうした方の事例発表、具体的取組内容についてのセミナーも開催しています。新しい制度も始まりますので、新制度と現行の技能実習制度の周知などについて、今後の国のいろいろな動きを見ながら、県としてはしっかりと情報提供していきたいと思います。

吉方清彦委員

確かに細かいところは決まっていないういながらも、4月1日から始まる制度です。また、県内で半分を占めている縫製業界は、特定技能1号の14業種に入っていない。秋田県の外国人労働者の半分は縫製業だと言われています。ある縫製業社の方に、「14業種の中に入っていないが、どう思われますか。」と聞いたら、「最初は何で入らないのかなと思ったが、入らないほうがいいかもしれない。」と言われたことがありました。それは、技能実習生のうち縫製業は、日本語の能力試験がないからです。介護では日本語の能力試験があるのです。実際に技能実習生を必要とする場合、特定技能1号であれば日本語の試験が必要なので、技能実習生として3年間いると、そのまま特定技能1号に移行できます。3年プラス5年の計8年、若しくは5年プラス5年の計10年、現行制度でもやれると言われています。

こうした条件を見ますと、周知は一部の業界トップの方にだけ言うのではなく、もっと外国人の受け入れを検討している方に対して、「相談窓口等はこちらです。」など、4月1日から始まる制度なのでもっと急いで取りかかるべきだと思いますが、いかがですか。

産業労働部長

国の新制度がまだ固まっていないので、それを見ながら県としての対応を考えたいと思います。分からない状態では、県としてどんな相談体制、受け入れ体制がいいかは、なかなか判断できません。国の動きをしっかりと見ていきたいと思います。

吉方清彦委員

秋田県が一番技能実習生や外国人労働者が少ないのは、周りを見て、周りで成功すれば、周りの成功

例をこちらに取り入れているからだだと思います。もう実際に現場では必要とされていると思います。先日、テレビで報道されていましたが、千葉県森田知事は、外国人労働者の受け入れに関して、既に直接11月にベトナムに渡って、送り出し機関を視察していました。そして、今後の連携を協議して、県内に受け入れの団体を作ろうとしています。そうした動きに関して、知事はどう思われますか。

知事

縫製関係で外国人労働者が多いのは、大半が、関西に本社を有する企業の本社から労働者が送られてくるからです。また、全国組織がある業界団体は、全国組織がバランスをとっています。そうした中、例えば本県に特化した農業などで今後どういう対応をとるか——県内では、飲食業などアルバイトとして働く外国人が相当いますが、郡部は外国人に余り慣れていないので、個人の農家が手伝いとして今までのように労働者を使うことはできません。今度は法人が普通の従業員としてしっかりと労働教育をしてからになるので、かなりいろいろな課題があります。

いずれ県の労働関係箇所では窓口は作るべきだと思いますが、今のところは正確に国の制度が固まっていないので、今できるのは、情報をお知らせする程度だと思います。ただ「人が足りないから手伝いに来てくれ」ではだめなので、相当慎重にやらなければ変なことになります。逆にマイナスの影響が出ないよう、慎重かつ適正にやる必要があると思います。

この件については、まだまだ研究の余地がありますので、県内のニーズを踏まえて、県内の企業や団体の意識の醸成も含めて、労働局と一緒に前向きに取り組んでいきたいと思っています。

吉方清彦委員

縫製業では、確かに関西からくることもあるでしょうが、実際に地域で会社を起こしている人たちは、自分たちで組合を作るために、ほかのまねをしようとしてもなかなかできないという現状があることを知っておいてほしいと思います。

同時に、安い労働力として、あるいは最低賃金を下回った賃金で働かせるという報道が非常に多くありました。実際に外国人労働者を使っているところでは、最低賃金以下で働かせていることがばれれば大変なことになり、数年間外国人を受け入れられなくなり、死活問題です。ましてや在留期限が切れた不法滞在者を雇用するのは、会社の存続にかかわります。したがって、最低賃金はしっかりと守ります。その上で、外国人を使う場合には、往復の旅費、何十万円も掛かる事前の研修費用、国内に来てからの本来の仕事に就く前の1カ月ほどの研修、そして異国の地に来ていきますので、月に1回は会社を挙げて

レクリエーションをしてあげる、買い物に連れていく、住居も面倒を見ると、大変コストが掛かるそうです。そして県外の受け入れ団体などを使って受け入れた場合には、最低賃金に500円ぐらい上乗せされて、そちらの団体に納めなければならず、大変高いコストの人材になるそうです。それでも地元で若くてフルタイムで働いてくれる人がいないので、やはり必要とされていると思います。そうした事情も記憶していただきたいと思います。同時に、秋田県では単なる労働者として受け入れるのではなく、人として受け入れるのです。ただ、秋田県人は外国人との接触に非常に慣れていないので、そうした秋田県民をどう支えていくかも我々の大事なテーマだと思います。外国人労働者の受け入れに関しては、外国人の犯罪が脳裏にあるため、感情的に強く反対する人もいます。実際に文化の違いにより、香辛料に伴うにおいの問題や、公共の場の使い方のトラブルなどがあります。そうした受け入れの議論はどの部署がやっていくのですか。

産業労働部長

今後外国人労働者が増えてくると、正にそうした生活面での受け入れ体制が大きな課題になると思います。この点について、県と市町村の協働政策会議において、市町村から外国人労働者の受け入れに関して協議の機関を設けて一緒に取り組もうと提案を受けており、今後県と市町村が同じテーブルの上で協議しながら進めていくこととなります。

企業としての受け入れの面と生活面での受け入れの面がありますが、生活面での受け入れについては、市町村と協議する中で、各地域において外国人労働者をどのように受け入れ、サポートしていくかなどについて、今後協議したいと考えています。

吉方清彦委員

先ほど、国の制度だから余り秋田県が入れないという話がありました。逆に考えますと、4月1日に始まる制度ですが、秋田県では準備ができていないうちに、どんどん人が入ってくる可能性があると思います。そういう点では、待ったなしでやらなければいけません。実はきのう佐竹知事が理事長になっている秋田県国際交流協会（公益財団法人秋田県国際交流協会）を見せていただきましたが、職員が6名で、主な業務内容は相談と通訳でした。相談で多いものは離婚で、同じ人が複数回来れば複数とカウントされますが、年間300件弱しかないと言われています。数が少ないという面もありますが、実は余り頼りにされていないのかなとも思いました。そうした機関の拡充は考えていますか。

企画振興部長

これは、県の委託事業として、国際交流協会に外国人相談センターを設けて、多言語で、外国人労働

者だけではなく、いろいろな在留資格を持って秋田にいる外国人の相談に乗ってもらうものです。

国際交流協会の中に拠点を設けていますが、それ以外に各地域振興局単位で、秋田県地域外国人相談員を9名配置しています。これは、各市町村において日本語教室が開かれています、その日本語教室を主催している方々に委嘱する形で、地域の外国人の相談に乗っていただく取組です。

いずれ今後外国人労働者が増えてくる可能性もありますので、そうした相談体制については、今後充実強化を検討していきます。

吉方清彦委員

決算の総括審査でもお聞きしましたが、きのう国際交流協会の相談窓口でお話をしたところ、もちろん技能実習生は日本語がある程度できるという条件で来ていますし、今後いろいろな国の方々が入ってきますが、受け入れ側としては日本語教育が一番大事だとのことでした。

話を変えます。県内の高校生からの提言についてというテーマで質問します。「あなたの街で県議会」（議員と県民との意見交換会）が11月5日にありました。12回目の開催でしたが、高校生との意見交換は初めてでした。私は経験が浅いので昨年の潟上市での意見交換会しか見ていませんが、今回の高校生の質問や意見は非常に本質的なところも突いてくるし、多くの鋭い質問がありました。未成年の子供と、経験が少なく知識がないだけで軽く見るのではなく、数年後に社会に出て中枢を担っていく方々も多数いらっしゃると思いますので、こういう人たちの話は聞かなければいけないと思いました。こうした意見交換は知事もされていると思いますが、聞きっ放しではなく、やはり相談されたものを広報等で公表はしませんか。

【「議会の問題だから」と呼ぶ者あり】

吉方清彦委員

議会の問題ですので、差し控えさせていただきたいと思います。

そうしたものを受け入れるだけではなく、広報等に載せてはいかがかという提言ですが、そうしたことは考えられますか。

委員長

議会の広報ですが、執行部の関係でそういう広報関係が何かありますか。余りないですか。

暫時休憩します。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

委員長

再開します。

企画振興部長

県では、県民と知事との意見交換などの概要について、県のホームページ等に掲載していますが、そうした形で載せられるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

吉方清彦委員

済みません。混乱させるような質問で申し訳なかったです。

言いたいのは、もしかしたら秋田県にはいろいろな取組があるかもしれないが、それが高校生には伝わっていないと思われるということです。高校生からたくさん提言がありました。例えばIT企業が秋田県に欲しい、自分は帰ってきてベンチャー企業を立ち上げたいが、そうした支援がないかなどでした。実際にすばらしい副読本が配付されていますが、インターンシップやキャリア教育などをやっても、そうしたことが十分に伝わっていないと思います。その点に関していかがですか。

知事

私が高校生と話すとき、逆にこちらから勉強不足だとかかなり叱りつけることもたくさんあります。今の高校生は表面的なことは分かるが、本質論まで勉強する習慣がないのかなと思います。高校生は幅広くは覚えているが、そもそも論やいろいろな物事の連鎖の発想力は我々のほうがはるかにあるのです。今の高校生は全部スマホで情報を受け取りますが、自分から探せば情報はたくさんあるのです。我々が子供のころは自分で探しました。自分で探せないものは、物にならないのです。ただ、高校生ですから、当然中にはいいものもあり、政策提案に近い形で何かに活かした事例はたくさんあります。

また、高校に対する県内企業のリアルタイムの情報が非常に少ないのは確かで、学校の先生に地元企業の情報をできるだけ正確に、リアルタイムで提供しながら、何とか地元の企業や地元の動きを理解してもらって地元雇用に結びつけたいと思います。

吉方清彦委員

秋田県のふるさと教育は、着実に郷土愛として定着していると思います。あと一歩で優秀な人材が残れる、帰れる秋田県を作っていけると思いますので、そうしたところを是非よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

以上で吉方委員の質疑は終了しました。

ここで暫時休憩をします。

再開は、午前11時30分とします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

出席委員

休憩前に同じ

説明者

休憩前に同じ

委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

大関委員の質疑を行います。

大関衛委員

今回の質問は、実は会派内で検討したのですが、私は、討論・採決で意見を述べたほうが良いと思っております。しかしながら、来年の当初予算の審査もあり、執行部と各議員全員が集まる機会も余りないので、共通認識を深める意味でも総括審査で質問したほうが良いとの会派の意向を踏まえて質問します。当該委員ですので、常任委員会の延長にならないように質問したいと思います。

総務部長にお聞きします。議会運営委員会にオブザーバーで出席していると思いますが、議会運営委員会の内容を知事部局や知事部局以外とどのように情報共有をしていますか。

総務部長

議会運営委員会にはオブザーバーとして参加しています。案件によって総務部限りの場合もありますし、他の部局にもかかわる案件が取り上げられている場合は、適宜情報提供して共有しています。

大関衛委員

併任書記を置き、スムーズな議会運営に大変御協力いただいていると思います。秋田県議会が2会期制になり、例えば議会の年間スケジュールなどの日程は、各部局にどのように周知徹底していますか。

総務部長

先ほど申しあげましたように、議会の日程をもとに各部局で業務スケジュールを立てているので、適宜、財政課から各部局に情報提供をしています。

大関衛委員

私どもは、全国や北海道・東北ブロックなどでいろいろと研修を積んでいます。例えば、委員会資料は一般質問の初日に頂きますが、我が会派ではそれを踏まえて自分の所属委員会以外の委員会の案件もお互いに勉強して、政調会（政務調査会）において、常任委員会で聞いてほしいことを依頼します。そうした中、先般議長から総括審査の在り方についていろいろと提言があり、大変そのとおりでございますし、少しでもそうした質問をするように心がけています。

また、例えば当該委員会で資料の補足説明を求め

たときに、なかなか数値が出てこないケースがまれにあります。皆様方は全てを網羅しているわけではございませんし、全てを網羅するためには大量の資料になります。ただ、議会に債務負担行為や継続費の設定を提案しているのだから、数字について質問されたら、委員会室の後ろには班長さんも同席しているの、なるべく審査に影響が出ないように、常任委員会や総括審査に当たり、それぞれの部局で回答について事前に打ち合わせや想定問答の作成をすべきだと思います。その辺についてどう思いますか。

総務部長

全くもって委員の御指摘のとおりだと思いますし、議案として、例えば予算や条例などの御審査をお願いする立場としては、各部局が当該案件や、それに関連する過去の資料——ずっと前までとはいかないまでも、例えば過去5年、10年などまでの資料をきちんと準備して、委員会の審査に臨むのは当然の責務だと思います。

大関衛委員

この資料を配付した後、「補足する資料はありませんか。」と朝早くから各委員を回っている、大変一生懸命な併任書記もおられます。今後当初予算の審査もありますので、数値的なことで常任委員会の審査が長時間中断しないように、是非各部局で準備してほしいと思います。

皆さんに配付している資料は、執行部に依頼して提出してもらった、ミュージアム活性化事業に係る委員会資料です。最後の資料は委員会の審査に間に合いませんでした。これは執行部が努力した結果だと思いますし、教育長から準備不足だったと言葉もいただいたので、私はこれ以上話しません。委員会終了後1週間がたちましたが、私どもの指摘を受けて、教育委員会ではどのように委員会審査に臨むべきかについて検討をしたのか教えてください。

教育長

この前の委員会でいろいろと御指摘をいただき、その後、委員会や分科会は具体的に内容を審査いただく場なので、十分に審査できるような資料を出すべきであり、最初に出した資料は余りにも簡単過ぎて十分審査できるものではなく、今後はしっかりと改めると決めたとこです。

大関衛委員

そうした状態でしたので、私も長々と質問しました。休憩中に担当の方に来てもらい、理解をして、何とか委員会の審査を終えました。

私は、委員会で指摘されたことが、当初予算や次年度の施策にどの程度反映されているか、注視しています。例えばミュージアム活性化事業は実行委員会形式で行いますが、実行委員会への県負担がどうという議論をへて、どういう基準で決まったのか分か

りませんでした。委員会終了後に提出された資料で、効果や県の負担が分かりました。私たちは数字だけを追っているではありません。県立美術館のコンセプトは中心市街地の活性化に寄与するためだと、相当議論し、その結果あそこにできたのです。数字だけではなく、どういう企画に集客力があるか。私も関心があるので見に行きますし、アンケートも記載します。集客が少ない企画展は、美術館の常設展以外の動員数に連動します。実行委員会にはお金を出すだけではなく、こちら側の要望も言わなければいけません。私は、何が良かったか、悪かったか、何が足りなかったかの検証が、ややもすれば不十分ではなかったのかと考えます。今回は大変忙しい中、資料を出してもらいましたので、来年度の美術館の魅力向上につなげてもらいたいと思いますが、いかがですか。

教育長

特に文化、芸術に関する展覧会は、正直言って予想が付かない部分があり、実際に予想が外れるケースもあります。そこは御理解いただけるとと思います。ただ、今お話がありましたように、結果の分析については、確かに今まで不十分であったと素直に認めなければいけないと思います。同じようなあるいは似たような企画であれば、前の企画を参考にいろいろと予想できますが、そうでない場合も結構あるので、今後は実行委員会と納得できるまで十分に話し合い、議会にも納得していただけるような形で提示したいと思います。

大関衛委員

知事にお聞きします。常任委員会の所管事項審査の中で、旧県立美術館の話もありました。これについては当日配付資料でしたので、私も前もって知るよしがありませんでした。しかし、私たちの提言を踏まえ、逆に当日配付資料については非常に詳細な説明をしていただきました。旧美術館の活用に関しては、当初解体予定でしたが、市民、県民の意見を踏まえて存続する方向で検討することになりました。秋田市側に県側から利活用を依頼しました。来年は、予算的な話が出ると思いますし、相手があることで、県としては解体費相当額は負担したいといった意向を、教育委員会から伺いました。私は旧美術館の今後の在り方についての議論のほうが、非常にかみ合ったと思います。やはり委員会では遠慮しないで本音の説明や答弁が必要だと思いますが、知事は、旧美術館に関していかがお考えですか。

知事

当初、解体の話もありました。しかし、旧美術館は、備品や設備は相当老朽化していて現状のままでは使えないが、耐震に要する費用もそんなに掛からず、また市民活動、特に高齢化に伴い高齢者の文化

・芸術活動が活発で活動場所が不足している中、千秋公園の前という立地条件も、近代的な県・市連携文化施設とクラシックな美術館との構図もなかなかいいという話が出てきました。市が受け取らず、現状のまま維持するにしても、年間数千万円かかりま
すし、解体するにしても、ある程度の費用は掛かります。それならば、解体費の範囲内の負担をしても――運営は秋田市が行うので――県民のためになるなら旧美術館を残したほうがいいという方向で検討しています。

大関衛委員

その他としてですが、サッカースタジアムの3つの候補地の課題について、いろいろと報道がありました。3つの候補地以外の適地を探したほうがいいとの一般質問もありました。コンサルタントからの中間報告では1万人収容のスタジアムを造る場合、3つの候補地のうち、2つは厳しいようです。検討委員会の最終報告書については、2月議会で県議会に報告することになっていますが、担当部長は中間報告をどのように捉えていますか。

観光文化スポーツ部長

3カ所の候補地それぞれを一定のスタジアムのレイアウトに落とし込んだときの課題や問題点についてまとめた中間報告書が、17日の5回目の専門委員会で報告されました。1月末ぐらいまでに、概算事業費、収支見込み等を含めてシミュレーションした最終報告書が出される予定です。3カ所の候補地を選定したプロセスは、昨年度のあり方検討委員会（スタジアム整備のあり方検討委員会）等における議論と、今年度に始まった協議会（新スタジアム整備構想策定協議会）において、メンバーの方々にほかに適地があるかといった提案をお願いしましたが、新たな提案がなかったこともあり、この3カ所の調査を進めてきています。敷地の広さや形状などを考えると、想定を超えた課題や指摘はそれほどなかったと思いますが、3つの候補地それぞれが課題を抱えながら、どういうものがより現実的かをいずれかのタイミング、次なるステップでは考えていく必要があると思います。

大関衛委員

サッカーのスタジアムに関しては、J2の町田（FC町田ゼルビア）が、J1との入れかえ戦を戦える成績を残しながら入れかえ戦に出られなかったことで、地元自治体では大変大きな議論になっています。当然2月議会で最終報告書が出され、スタジアムの申請について議論されると思います。私どもの任期では2月議会在最後の議論の場になりますので、スタジアムだけではなく、是非事前に資料等についてお互いに連携しながら充実した審査ができるようお願いしまして、私の質問を終わります。

委員長

以上で大関委員の質問は終了しました。
ここで昼食のため暫時休憩をします。
再開は、午後1時20分とします。

午前11時48分 休憩

午後 1時20分 再開

出席委員

| | |
|------|---------|
| 委員長 | 川口 一 |
| 副委員長 | 東海林 洋 |
| 委員 | 北林 康司 |
| 委員 | 鈴木 洋一 |
| 委員 | 鶴田 有司 |
| 委員 | 小田 美恵子 |
| 委員 | 大関 衛 |
| 委員 | 柴田 正敏 |
| 委員 | 小松 隆明 |
| 委員 | 佐藤 賢一郎 |
| 委員 | 加藤 鉦一 |
| 委員 | 近藤 健一郎 |
| 委員 | 工藤 嘉範 |
| 委員 | 原 幸子 |
| 委員 | 竹下 博英 |
| 委員 | 北林 丈正 |
| 委員 | 佐藤 雄孝 |
| 委員 | 菅原 博文 |
| 委員 | 高橋 武浩 |
| 委員 | 鈴木 雄大 |
| 委員 | 今川 雄策 |
| 委員 | 佐藤 信喜 |
| 委員 | 鈴木 健太 |
| 委員 | 杉本 俊比古 |
| 委員 | 佐々木 雄太 |
| 委員 | 土谷 勝悦 |
| 委員 | 三浦 英一 |
| 委員 | 渡部 英治 |
| 委員 | 三浦 茂人 |
| 委員 | 佐藤 正一郎 |
| 委員 | 吉方 清彦 |
| 委員 | 石田 寛 |
| 委員 | 石川 ひとみ |
| 委員 | 加藤 麻里 |
| 委員 | 薄井 司 |
| 委員 | 沼谷 純 |
| 委員 | 小原 正晃 |
| 委員 | 田口 聡 |
| 委員 | 加賀屋 千鶴子 |
| 委員 | 平山 晴彦 |

| | |
|----------------|--------|
| 委員 | 石川 徹 |
| 説明者 | |
| 知事 | 佐竹 敬久 |
| 副知事 | 堀井 啓一 |
| 副知事 | 川原 誠 |
| 教育長 | 米田 進 |
| 警察本部長 | 森末 治 |
| 観光文化スポーツ部理事 | |
| | 前川 浩 |
| 総務部長 | 名越 一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | |
| | 出口 廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾 明巖 |
| あきた未来創造部長 | 湯元 巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木 司学 |
| 健康福祉部長 | 保坂 学 |
| 健康福祉部健康医療技監 | |
| | 諸富 伸夫 |
| 生活環境部長 | 高橋 修 |
| 農林水産部長 | 齋藤 了一 |
| 農林水産部森林技監 | 眞城 英一 |
| 産業労働部長 | 水澤 聡 |
| 建設部長 | 小川 智弘 |
| 建設部建設技監 | 佐藤 和義 |
| 建設部港湾技監 | 白井 正興 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田 雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川 克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤 雅彦 |
| 監査委員事務局長 | 成田 公哉 |
| 労働委員会事務局長 | 菅沼 和也 |

副委員長

委員会を再開します。

休憩前に引き続き質疑を行います。

加藤麻里委員の質疑を行います。

加藤委員の質疑時間は11分の予定でしたが、会派の残り時間が10分57秒ですので、タイマーの表示をそのようにします。

加藤麻里委員

初めに、秋田県障害者差別解消条例（仮称）の素案についてお伺いします。

平成28年4月に障害者差別解消法が施行されてから、今年で3年目を迎えました。県はこの法律の施行により、どのような効果を期待していますか。

健康福祉部長

既に30都道府県で条例を制定しています。好事例として東京都と千葉県を調査しており、条例の趣旨が広まることで、行政や銀行などの窓口や交通機関を利用する場合に支援を申し出やすくなったり、

障害者への対応を想定した事業所が増えて、地域で生活がしやすくなったとの声が増えてきたと報告されています。本県においても条例制定により、誰もが障害の有無にかかわらず、障害者の立場に立って、構えることなく普通に配慮できるようになり、互いに尊重し、ともに暮らしやすい社会となることを目指したいと考えています。

加藤麻里委員

先日、介助犬を連れた方が、宿泊先が見つからず、旅館とホテルをたらい回しにされて非常に辛い思いをした経験を話してくれました。平成15年10月に身体障害者補助犬法が施行されてから10年がたっていますが、事業者の理解はなかなか進んでいないと思います。今回の秋田県障害者差別解消条例について、事業所、県民等にはどのように周知を図りますか。

健康福祉部長

条例の周知に当たっては、広報誌への掲載やチラシを様々なところに配布することを考えています。介助犬や盲導犬がいるから入れないなど、合理的配慮の不足や不当な差別については、ハンドブックを作成して関係機関等に配布したいと思います。また、様々な相談窓口についても周知を図りながら、取組の普及、啓発を図りたいと考えています。

加藤麻里委員

チラシ配布はよく行われていますが、現状、なかなか周知が図られていない実情もあると思います。極端かもしれませんが、テレビコマーシャルなども非常に効果があると思いますが、いかがですか。

健康福祉部長

今来年度の予算について、そこまでの検討はしておりません。先進県のいろいろな事例を見ながら、どのような普及啓発が効果的かを研究しながら、効果的な普及啓発に努めたいと考えています。

加藤麻里委員

条例案の中の、障害を理由とする差別の解消に関する基本的施策について伺います。

障害者や関係団体との意見交換やアンケートなども行ったとのこと。2番目の施策に障害理解教育の推進が挙げられていますが、これまでも小中学校ではこうした教育や交流が行われていると認識しています。新たにどのような視点での施策が必要と考えていますか。

健康福祉部長

障害者差別解消を推進するためには、教育の役割が非常に重要だと思います。障害の理解促進に向けた教育の充実が本県の条例の特徴だと思います。具体的にどのような施策に取り組むかは、確かに委員がおっしゃるとおり、今までも「福祉のこころ」という教育読本を配付して授業で使っていましたが、併

せて、小中学校と特別支援学校との交流機会の拡大など、今やっている授業を更に充実させて取組を進めたいと考えています。

加藤麻里委員

今も特定の学校との交流等を進めているが、その学校数や機会を増やすのですか。

健康福祉部長

教育委員会と連携しながら、そのような活動の場を広めたいと思いますし、特別支援学校において今も実施している地域の方々と触れ合い祭りなどの交流の場については、併せて地域交流もできるような取組として具体化したいと考えています。

加藤麻里委員

当然、親や子供がなるべく特別支援学校でない普通の学校への入学を——普通の学校という言い方は変ですが——希望する場合は、入学できるような環境を更に整えていくのですか。答弁は教育長にお願いします。

教育長

就学前にいろいろと相談することになりますので、当然親御さんのそうした希望等も聞いて、その子にとって一番いい形になるように努めてまいります。

加藤麻里委員

障害者にとって、一番関心の高いのが、雇用及び就労への支援だと思います。これまでの支援とどのように変わるのですか。

健康福祉部長

この条例では、基本的に助言やあっせんの申し立てなどについて規定していますが、障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）に関する部分は除外しています。就労などの紛争は、経済的な損失などの高度な紛争であることから、この条例の調整委員会で取り扱うのではなく、障害者雇用促進法に基づく助言、指導、監督に委ねるべきだとしています。一般的に雇用及び就労の支援は、障害者の理解、促進を図るための研修会の開催や、事業者に対し、労働局と連携して障害者の特性に配慮した雇用及び就労に関する啓発をすることなどであり、そうした取組を進めたいと考えます。

加藤麻里委員

相談窓口が設置されると恐らく相談件数も増えると思います。そうした場合、同じような相談を他の機関で繰り返すことがないように——ワンストップとまではいなくても——相談者が困らないような対策等を考えていますか。

健康福祉部長

労働局等と連携しながら、相談者が何度も説明しなくてもいいように、相談窓口の紹介や相談の引き継ぎに努めたいと思います。

加藤麻里委員

是非よろしくお願いします。

次に、社会参加の促進や交流の推進などについてです。どのような形で参加や交流の機会を確保するのか、今後の計画や対策などについてお聞かせください。

健康福祉部長

社会参加の促進の場の確保として、スポーツや文化芸術、レクリエーションなどの交流の場を県、市町村、関係団体と一緒にこの取組で広げたいと考えています。

また、新たな取組として、社会参加を支援するサポーターを養成したいと思います。例えば静岡県では、本当に困っている障害者に声を掛けるコツのようなものを習得してもらう「声かけサポーター」を養成しているほか、京都府では、障害者の社会参加を支援する「こころのバリアフリーサポーター」を養成しています。こうした取組を参考に、本県でも導入したいと考えています。

加藤麻里委員

そうすると、これから取組がスタートするのですから、今はそういう方がいらっしゃらないのですね。

健康福祉部長

条例の制定に併せ、サポーター制度に取り組みたいと考えています。

加藤麻里委員

是非サポーターの養成をよろしくお願いします。重度の障害の方は、こうしたサポーターがいることで交流の場に非常にやすくなると思います。是非頑張ってくださいと思います。

基本的施策について伺いましたが、今年の3月に改定された秋田県障害者計画の中にもいろいろな施策が書かれています。それとの関係はどのようになっているのですか。

健康福祉部長

施策については障害者計画と共通する部分が多く、基本的に取組のベクトルは同じ方向なので、計画と条例をうまく連動させながら、普及啓発や事業の促進等を図りたいと考えています。

加藤麻里委員

次に、パブリックコメントについて伺います。

12月25日がパブリックコメントの締め切りですが、これまでに何件の意見が寄せられていますか。

健康福祉部長

県内の2名の方から2件頂いています。

加藤麻里委員

今回の総括審査で既に話がありましたが、パブリックコメントが非常に検索しにくいのです。総合相談窓口をクリックして、初めてそこへたどり着きます。または、最初の画面でパブリックコメントと入力しなければたどり着かないのです。秋田県のホー

ムページは他県に比べて発信機能は非常にいいのですが、県民の声を受信する機能が弱いように感じます。パブリックコメントの件数が少ないのも、もしかしたらそうした原因があるのかなと感じています。相談窓口も含め、きのう、きょうとホームページについていろいろと話がありましたが、相談窓口には、今後さらにいろいろな相談が寄せられると思うので、ホームページの受信機能の見直しを是非ともお願いしたいと思います。

三重県の障害者差別解消条例策定調査特別委員会の資料によると、条例の検討時に指摘された課題として、障害のある女性が特に不利な立場にある状況を踏まえ、障害のある女性に対する配慮についての規定を盛り込むべきと指摘されていますが、この点についてはどのようにお考えですか。

健康福祉部長

女性の場合、障害を持っていることに加え、女性であることによって、例えば性的な被害やセクハラを受けやすいということで、複合的な原因で困難な状況に置かれている場合が多いのです。御指摘をいただきましたので、そうした趣旨を——今パブリックコメント案には入れていませんが、条例の前文に記載することを検討したいと考えています。また、条例とは別に、障害を持った女性に対して必要な合理的な配慮については、パンフレットなどに例示することで県民に普及啓発を行い、差別の解消を図りたいと考えています。

加藤麻里委員

ありがとうございます。障害の有無にかかわらず、どの女性も輝くことのできる秋田県であってほしいと願っています。障害者の方は、条例の制定に向けて作業が進められていることを非常に注目しています。是非条例制定により、障害者への社会的理解が深まって、現実的な施策が講じられるよう、取組に期待しています。知事の姿勢をお聞かせください。

知事

障害者の方ではありませんが、先般、私も知事コラムにLGBT(L e s b i a n : 女性同性愛者、G a y : 男性同性愛者、B i s e x u a l : 両性愛者、T r a n s g e n d e r : 出生時に診断された性と自認する性の不一致の頭文字をとった、性的少数者を指した総称のこと。)の關係の差別をなくそうと書きました。障害者の方は、自分で好んで障害者になったわけではありません。全く自分の責任ではないのです。人間は全て平等であり、その間に差別があるということは、人間社会において非常にゆゆしきことです。社会には、昔からの先入観が随分ありますが、我々自身も含めて、そういうところを意識改革し、障害に対する様々な問題が生じないような社会を作っていくことが非常に大切だと思います。

ホームページについては、私のコラムがいつの間になくなったと思うほど、どこにあるか分からないことがありました。パブリックコメントや外国人労働者の相談などは、分かりやすいトップページになればならないと思います。スーパーのホームページのように、ばかばかばかと点滅するものでもいい。県のホームページは物すごく真面目です。真面目過ぎるので、やはりばばぱつと分かるようにしなければ駄目です。そういうことで、きちんと対応します。

加藤麻里委員

ありがとうございます。

次の質問に移ります。次は育児休業を取得しやすい環境の整備についてでしたが、先にあきた公共施設等総合管理計画について伺います。平成28年3月に、県は県民の資産を未来に引き継ぐために、あきた公共施設等総合管理計画を作成し、この中で公共施設等の老朽化への対応について計画的な予防保全型管理による施設等の長寿命化を促進していく必要があるとしています。この予防保全型管理とはどのような管理ですか。

会計管理者(兼)出納局長

予防保全型管理とは、通常、施設には様々な補修が必要な状態が生じると思いますが、そうしたものが生じてから対応するのは対症療法型管理です。そうならないように事前に計画的な対応をすることによって、そうしたことを防いでいく管理の仕方を予防保全型管理と言います。

加藤麻里委員

県では、更にもその翌年の平成29年8月31日に、施設ごとの修繕の実施年度を記載した個別施設計画を策定しています。損傷が発生してから対応する対症療法型管理では経費が掛かり増しになることもあり、予防保全型管理を基本にするとあります。

教育長に伺います。大仙市の農業科学館は、高速道路の降り口にも近く、観光客の来館も多く、ここ数年は県外の中学校の農村体験宿泊研修などの開会式や閉会式の会場としても利用されるなど、来館者が非常に増えていると思います。先ほどの個別施設計画によると、平成36年度に大規模修繕を行う予定ですが、数年前から展示室の雨漏りが続いており、6年後の修繕では対症療法型管理という望ましくない管理になると思います。やはり予定を前倒して修繕する必要があると思いますが、どう考えますか。

教育長

農業科学館の展示室の雨漏りについては、来場された方々に大変御迷惑をお掛けしており、おわび申し上げます。農業科学館の本館の屋根は、御存じのとおり半円形状になっており、すぐ屋根に上って雨漏りの箇所を特定することが難しい状況でしたが、

雪が解けた来年度早々には調査を行い、雨漏りの原因となる場所を特定します。その後、どのような対処をすべきか早急に検討する予定です。

加藤麻里委員

次に、農業科学館の運営についてお伺いします。今の個別施設計画によれば、今後の基本的な方針は存続だとありますが、ある県外から嫁いできた方は「農業科学館は子供の遊び場も含めて非常にいい場所だが、いま一つ魅力に乏しい。」と話していますし、ある農家は「企画の中に農家にとっても魅力のある事業があればありがたい。」と話しています。存続に向けて、どのような改善や検討が行われていますか。

教育長

展示内容は、確かに古いものが中心で、なかなか明るい農業の見通しが立てづらいような展示になっているかと思います。毎年県立農業科学館の運営協議会を開いており、今年も7月に開いています。様々な関係の方に入ってください、いろいろな意見を伺っています。今年参加された委員の意見では、例えばハイテク技術を用いたスマート農業のような最近の流れに乗った展示などで子供たちにサイエンス的なものに興味を持たせるような取組も必要でないかとか、6次産業の加工商品をクローズアップした企画展示があっても良いのではないかとか、教科とリンクさせた体験などが農業科学館でできるようになればもっと利用頻度が上がるのではないかというふうに、具体的にいろいろな提言や意見を頂いています。我々としても、大曲農業高校が近くにありまじし、JA関係の方もメンバーに入っているのです、そうした方々と協働でどういうことができるか検討する予定です。

加藤麻里委員

農業科学館は、農業の未来につながるような展示をすべきであり、来館者へ秋田県農業を発信する拠点という意味合いもあると思います。メンバーには教育関係者だけでなく、先進的な農家の方や仙北地域振興局の農林部の職員が入ってもいいと思います。さらに観光の拠点にもなるので、地元の商工会議所や観光協会の方なども一緒になって更なる活用について検討する時期に来ていると思いますが、いかがですか。

教育長

今お話がありましたように、もっと協議会のメンバーの範囲を広げて、様々な分野の方々の御意見や提言も取り入れながら、今後どういうことができるか検討したいと思います。

加藤麻里委員

是非いい方向で検討を進めていただくようお願いいたします。

最後に、育児休業を取得しやすい環境の整備についてお伺いします。今県内で一番の課題は少子化対策です。その中に子育てと仕事の両立支援があります。結婚して2人目、3人目と子供を出産する女性の両立支援には、パートナーである男性の家事、育児の協力若しくは育児休業の取得が大きく影響することが分かっています。

そこで質問ですが、私が県議会議員になってもう8年目になりましたが、この間秋田県の少子化は止まっていないし、男性の育児休業の取得もほとんど増えていないと感じています。県庁職員、県教育委員会、県警職員の男性の方の育児休業の取得は、目標は掲げていますが、目標を達成できそうですか。

総務部長

知事部局では、平成27年3月に「職員の子育て支援のための秋田県特定事業主行動計画（第3期）」を策定しており、その計画に基づき、育児休業を取得しやすい環境づくりに努めています。例えばハンドブックの作成や、特に男性職員の取得促進に向け、所属長が対象職員と面談を行うなどの取組を行っています。最近の育児休業の取得率は、女性は年度によっては100%になるなど非常に高い率である一方、男性は約5%です。今年度は12月14日現在で男性の取得率も15%と——年度末には少し下がるかもしれませんが——大分伸びてきていると思いますが、女性に比べると大分差があると思います。

主な要因としては、生計維持者が男性職員であることが非常に大きいと思います。いろいろな取組をする中で、育児休業を取得しやすい環境も整えており、引き続きいろいろな支援制度を周知しながら、育児休業の取得率の向上に努めたいと思います。

教育長

教育委員会関係のデータ等を申し上げます。県立学校、県の教育委員会の中での育児休業の取得に関してです。女性職員の取得率は100%ですが、男性職員の取得率は5%の目標に対して、3.9%と本当に少ないです。更に小中学校等義務教育関係を含めると、取得率は更に下がり、2.3%と非常に低い状況です。

我々も、毎年所属長を通じて、特に男性の育児参加、育児休業の取得を促してはいますし、業務分担の割り振り等も一応配慮はしていますが、なかなか取得が進んでいない状況です。今後更に呼びかけて、少しでも取得する人が増えるように頑張っていく決意です。

警察本部長

県警察においては、女性職員の育児休業取得率は100%ですが、男性職員の育児休業取得率は5%という目標値に対して、平成29年度は2.8%です。

県警察としても、男性職員の子育てを目的とする休暇等の取得を促進したいと考えており、男性職員の配偶者の出産予定を把握した時点で、職員に対して育児休業制度などをよく説明し、また職場においても育児休業を希望する職員が育児休業をとりやすい環境づくりに努め、この比率を高めたいと考えています。

加藤麻里委員

パンフレットなどで配慮するように努めているとの話ですが、結果が数字に出ていないということは、配慮の仕方が取得する側のニーズと少しずれているのではないですか。職員から話を聞くと、育児休業の取得を希望する若い男性はたくさんいます。私たちが若かった頃と時代は変わっていると思います。アンケート調査をするなど、もう少し対策を検討し、きちんと数字で結果を出してほしいと思いますが、いかがですか。

総務部長

確かに、私よりも上の世代の方に比べれば、若い世代の方のほうが育児休業に関して積極的な方が多いように思います。ただ、育児休業をとると、基本はノーワーク・ノーペイで、無給になります。共済からの一部補填もありますが、これは180日までは7割程度、それ以降は5割程度と、いずれ収入が減りますので、やはり経済的な要因も大きいと思います。職員が抱えている事情や意識には違いがあるので、議員の御指摘も踏まえ、取得率が上がらない要因について分析したいと思います。

加藤麻里委員

確かに育児休業は権利ではあっても義務ではないので、それぞれの環境による影響はあると思います。全国知事会では平成26年に、「女性も男性も共に働き共に育むことのできる社会」と題し、政府に提言をしています。その中で県が独自にできること、やるべきこともあると感じていますが、知事はどのようにお考えですか。

知事

所得が理由で育児休業を取得しない方もかなりいると思います。それから、育児休業制度そのものにも理由があると思います。私は、長く休むよりも休みたいときに休むほうがいいのです。この辺をどう組み合わせ、制度上どう運営するか。例えばずっと長く休む、この辺は休む、何もないときは出る、急に何かあったらすぐに帰る、そういうフレキシビリティがあってもいいと思います。それから、上司が積極的に「休め。仕事は大丈夫だ。」と育児休業の取得を勧めることも必要だと思います。自分で判断しようとする、私がいなくなると周囲の人の仕事が増えて負担になると考えてしまうので、上司が、「大丈夫、みんなでフォローするから休め。」と命

令ではないが、仕向ける、そういう雰囲気を作っていくことにより、休みやすい環境が作られると思います。いろいろな方策があると思います。

まだ満足な状況ではないですが、欧米では遊園地でお父さんがこうやって……。

【知事、乳母車を手で押すようなしぐさをしながら説明】

知事

欧米ではそれが普通です。日本では習慣的な理由もあると思いますが、その辺も含めて、まだ改善の余地があると思います。

副委員長

加藤委員、時間をオーバーしていますので、終わりにしてください。

加藤麻里委員

失礼しました。大変申し訳ありません。どうもありがとうございました。

副委員長

以上で加藤委員の質疑は終了しました。

委員長

次に、佐々木雄太委員の質疑を行います。

佐々木委員に申し上げますが、佐々木委員の質疑時間は15分の予定でしたが、会派の残り時間が12分6秒ですので、タイマーの表示をそのようにさせていただきます。

佐々木雄太委員

私からは秋田県の沿岸警備体制について、県警本部長を中心にお伺いします。

冬を迎えたこの季節、昨年に引き続き、今年も本県沿岸にも木造船や船の一部と思われる木片の漂着が相次いでいます。新聞報道によると、男鹿半島の西約400キロにある大和堆周辺の排他的経済水域、EEZ内で違法操業をしている北朝鮮籍の船の可能性が高いとされています。本県を含む日本海沿岸に漂流、漂着する原因をどのように分析されているか、県警本部長の見解をお伺いしたいと思います。

警察本部長

ただいま委員から御紹介がありましたとおり、本県の沿岸にも本年に入り、12件、12隻の漂着船を把握しています。これら漂着船については、残された船体を見ますと、数字や、一部の船にはハングルの表記も残されていますので、県警察としては北朝鮮からのものと考えています。

佐々木雄太委員

大和堆周辺はスルメイカの好漁場であるようです。北朝鮮は現在外貨不足や食料難などの難局を水産資源で賄うことを国策としているようで、北朝鮮籍の船が、好漁場を求めて大和堆から北海道沖の武蔵堆のほうにどんどん北上しているという報道もあります。こうしたことを鑑みれば、やはり今後ますます

す日本海側に木造船や遺体などが揚がる可能性は十二分に考えられます。

私が沿岸警備体制について質問したのは——私もまだ記憶に新しい昨年11月に、本荘マリーナに北朝鮮の木造船が漂着し、8人の乗組員が保護されたという衝撃的なニュースがありました。今思い返しても本当にぞっとする出来事でしたが、それ以降県警は沿岸部のパトロール強化を図り、現在も警戒を続けています。全国のデータでは、今年の木造船の漂着件数は、統計をとり始めた平成25年以降、最多であった昨年の104件を超える早いペースだと聞いています。先ほど、県内の状況は12件、12隻と伺いましたが、実際に木造船が漂着した際、県警ではどのような措置をとっていますか。

警察本部長

県警察では、木造船が海岸等に漂着したことを把握した場合には、まず警察官が現場に向かい、船体の確認をし、船体内に人が乗っていた形跡はないか、あるいは沿岸に残されている船から上陸した者がいないかを確認する作業を行います。

佐々木雄太委員

木造船に限って質問しますが、木造船をいろいろと捜査、確認した後、どのようなスキームで処理をしますか。

警察本部長

木造船が漂着した場合には、先ほど申し上げたように警察で所要の捜査を行います。その結果、事件性が認められないと判断された場合は、その船が漂着した場所の海岸管理者に対して船を引き渡す手続をとっています。

佐々木雄太委員

海岸管理者に引き渡しをする、引き継ぐ根拠を教えてください。

警察本部長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、及び海岸漂着物処理推進法（美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律）の定めに従い対処しています。

佐々木雄太委員

県警から引き継ぎを受けた海岸管理者の処理費用については、生活環境部が所掌していますか。

生活環境部長

いわゆる海洋のごみである海岸漂着物の処理については、生活環境部で所管しています。海岸管理者が財源を確保して処分します。

佐々木雄太委員

撤去費用は海岸管理者が100%負担していますか。

生活環境部長

海岸管理者は海岸漂着物の処理対策費に対する環境省の補助金を活用し、補助残等については、県の場合は産業廃棄物税、市町村の場合は特別交付税措置がありますので、基本的に海岸管理者が自主財源で負担することはありません。

佐々木雄太委員

遺体が漂着した場合の県警の対応はどのようになっていますか。木造船と同じですか。

警察本部長

海岸に遺体が漂着しているのを発見した場合には、警察では殺人事件等を念頭に検視や現場の実況見分、付近を広範囲に捜索するなど、所要の捜査を実施します。事件性が認められれば当然捜査を進めますが、事件性が認められない場合には——当然捜査の過程の一部になるかと思いますが——身元確認をする作業を進めます。現実には本県の海岸に漂着した遺体の一部には身元が判明するものもありますので、身元が判明した場合には、御家族の方などに引き渡すこととなります。しかし、身元が明らかにならない死体については、発見された市町村に遺体を引き継いでいます。

健康福祉部長

住所、居どころ、氏名が分からない死亡人（行旅死亡人。本人の氏名または本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない死者のこと）は、警察署から管轄の市町村に遺体が引き渡されます。引き渡しを受けた市町村では、遺体を火葬し、共同墓地等で保管します。その後、市町村長が遺体の死亡推定日時、発見場所、所持品、外見等の特徴などを官報で公告する手続をとります。遺体の搬送料、検案手数料、火葬料などの経費については、一時的に市町村が立てかえますが、最終的には県で負担する仕組みになっています。

佐々木雄太委員

お聞きしたかったことを健康福祉部長にお答えいただきました。ありがとうございます。

それから、遺体が発見された場合の初期段階の対応で非常に気になることがあります。どういう理由で亡くなられて漂着されたか分からない状態です。当然感染予防、検疫などはされていませんが、そうした意味において、どのように遺体の処理をしていますか。

警察本部長

漂着した遺体を処理する警察官が感染症などにならないように、タイベックスーツやマスク等、必要な装備資機材を警察官が着用した上で遺体を取り扱っています。

佐々木雄太委員

県警は、しっかりと対策をした上で措置しています。確認ですが、一般県民が発見した場合は、無理

に近づかず、警察に通報することが先決ですね。

警察本部長

一般の方が、木造船も含め、沿岸に漂着した遺体を発見した場合は、110番などで警察に通報していただくことが大切です。是非そうするようにお願いしたいと考えています。

佐々木雄太委員

先ほど話した本荘マリーナの件以降、約1年が経過しました。天候次第では木造船や遺体が海岸に更に打ち揚げられる可能性は十分にあると思います。海岸部に住む住民からは、再び乗組員が上陸するのではないかという心配の声が上がっています。私はこうした住民の不安をなくすためにも、これまで行ってきた警備の強化を更に進めるべきだと考えています。県警では、今年の春の組織再編で機動隊の任務を見直し、沿岸警備を初めとする有事即応体制の強化を図ったようですが、沿岸警備体制の強化や住民の不安を払拭する声に応えるための県警の方針及び具体的な取組をお聞かせ願います。

警察本部長

県警察においては、海岸のパトロール強化、ヘリコプターも活用した空からの警戒などを強化しています。また、沿岸に漂着する前に海上において発見できるよう、海上保安庁との連携も強化して対策を強化しています。

佐々木雄太委員

今、海上で発見された場合は海上保安庁が対応するというような話がありましたが、海上保安庁と県警との業務分担や連携について詳しく教えていただけますか。

警察本部長

平素から警察と海上保安庁の間では連携を強化していますが、木造船の漂着事案に関しては、相互に情報を共有し、海上保安庁には巡視船等で洋上における警戒をしていただいています。具体的な漂着事案、あるいは沿岸に接近している事案が生じた場合は、洋上においては海上保安庁が対処することになりますし、沿岸に接岸した場合は警察で対応することになります。それぞれ業務分担の上、対応しています。

佐々木雄太委員

1年前の本荘マリーナの件では、漂着した8人の乗組員が上陸しましたが、残念なことに、1日後、2日後に漂着した船がなくなった、消えたということも、更に近隣住民の不安をあおる結果となりました。この件の反省点も踏まえて、海上保安庁と県警との連携について、県警本部長から見解をお聞きしたいと思います。

警察本部長

昨年11月に由利本荘市内に木造船が漂着し、そ

の乗員が上陸した事案に関してですが、船の内部の確認作業、またその船を係留又は曳航するために海上保安庁等の関係機関とも連携し、また曳航作業等に当たる船舶の関係者などにも協力を呼びかけて対応を進めていました。当時は、漂着した船がかなり損傷しており、また気象条件が厳しく、係留や曳航する作業には大変危険が伴うということで、すぐには作業に入れませんでした。そうした状況で、天候の回復などを待っている中、警察もその船は監視を続けていましたが、悪天候等により船体が損傷し、漂着した木造船が結果的には不明となったという事案です。

こうした事案を受けて、当時としては警察、海上保安庁等の関係機関において、できる限りの対応はしたと考えていますが、今後への教訓事項としては、天候状況が悪い中、どのような形で内部の確認や船体の確認ができるかについて研究する必要があると考えています。

佐々木雄太委員

余り良くない事例が起りましたが、当時を振り返ると、漂着して、船が消え、当時は沈んだかどうかも分からない状態の中で、ほかに乗組員がいて、また沖に出たのではないかという話まで出ました。近隣住民は本当に不安な日々を過ごされたと思います。是非ともそうした反省点も踏まえながら、海上保安庁との連携を今後も強化してほしいと思います。

今年の11月22日に、総合防災課が担当している県や県警、海上保安部、沿岸8市町村などの49人が出席する連絡会議（秋田県内沿岸への漂流・漂着船等に係る連絡会議）が開かれましたが、その概要を教えてくださいませんか。

総務部危機管理監（兼）広報監

漂流・漂着船などについては、海上にある場合には海上保安庁や秋田海上保安部が、漂着した場合には警察が、一義的には対応することになりますし、その処理に当たっては、県や、一部漁港の場合は市町村などの海岸管理者等があたるなど、多くの関係機関があります。そのため、連絡体制を再度確認する、あるいは情報を共有する目的で、11月22日に連絡会議を開催しました。

佐々木雄太委員

県警本部長に伺います。漁業関係者から県警に対して、漂着船への対応強化等の要望などは出されていますか。

警察本部長

現時点では、地元の漁業関係者等から警察に対して対応強化の要望は特段寄せられておりません。

佐々木雄太委員

全ての市町村ではありませんが、沿岸地域にある市町村のほとんどで沿岸防犯協会が組織されていま

す。県警では、日ごろ沿岸防犯協会と連携などとはなっていますか。

警察本部長

沿岸防犯協会との間では、木造船の漂着に限らず、様々な犯罪の水際対策といった点からも、平素からいろいろと御協力をいただいています。

佐々木雄太委員

にかほ市にも沿岸防犯協会があり、啓発看板設置などの活動をしています。今回いろいろと調べる中で、能代山本地区の沿岸防犯協会が、独自に能代港に防犯カメラを設置していることを知りました。当然設置費用もランニングコストも掛かりますが、関係機関が住民に対してこの問題に積極的に取り組んでいる姿勢を示すいい取組だと思いました。こうした取組は不安解消の一助になるとともに、監視体制の強化による事件の早期発見にもつながると思います。

能代山本沿岸防犯協会の設置したカメラや看板も当然月日とともに老朽化しますし、改修、整備するためには費用も掛かります。こうした取組を一自治体や個別の団体の取組ではなく、例えば各警察署若しくは県の総合防災課などが、効率的に警戒、警備の強化を図るための全県的な取組としていただくことをお願いします。私は是非沿岸部に定期的に防犯カメラを設置することを提案したいと思います。当然費用が掛かりますし、沿岸には漁港もあれば砂浜もあるので非常に難しい問題だとは思いますが、県警本部で検討していただくお考えはありませんか。

警察本部長

今委員がおっしゃったとおり、防犯カメラが能代山本地区の沿岸防犯協会により設置されており、これにより警戒の強化が図られています。現在県警察では、沿岸に防犯カメラを設置するという具体的な計画はありませんが、沿岸線における防犯カメラも含め、装備資機材をどのように活用していくことが効果的かについては研究したいと考えています。

佐々木雄太委員

昨年、本荘マリーナの事件があったさなかに、にかほ警察署の統合という問題もありました。秋田県警が治安維持や防犯活動を強化して、住民の不安をなくし、安心、安全で暮らしやすい地域づくりをしていくことは、地元住民の思いに応えることになりましたが、私はむしろ今まで以上ににかほ警察署管内の組織の強化、充実を図って、地域にその存在感を示すことが、市民の安心、安全につながると思います。たとえ由利本荘警察署と統合した後も、にかほ署管内の沿岸警備体制を強化していくことについて、改めて県警本部長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

警察本部長

沿岸警戒については、当然にかほ警察署管内においても沿岸を管轄していますので、これまで同様の体制を維持して警戒を続けていく必要があると考えています。現在県警察で計画しているにかほ警察署と由利本荘警察署の統合案は、当初の計画では統合後のにかほ幹部交番に20人の警察官を配置する考えでしたが、にかほ市民の方々からの統合後の治安維持に不安があるといった声を受け、一部統合計画を見直し、統合後のにかほ幹部交番を約40名体制として運用したいと考えています。

統合後は、由利本荘警察署が署員約140人となります。140人を運用して、にかほ市及び由利本荘市の海岸線を警戒する、また必要に応じて本部からも応援を出すということで、沿岸警戒に万全を期してまいりたいと考えています。

委員長

以上で佐々木雄太委員の質疑は終了しました。

次に、加賀屋千鶴子委員の質疑を行います。

加賀屋千鶴子委員

最初にイージス・アショアの問題から質問します。イージス・アショアは、防衛省がアメリカの対外有償軍事援助により取得することになっています。アメリカの安全保障政策の一環として、兵器やそれにかかわる教育訓練などの役務の提供を有償で受けることになっています。

昨日の質疑で、知事は経済効果の試算について、200人の体制で常駐することになることや工事のことなど、経済的にプラスになるというニュアンスで話をされました。しかし、私は実際には、そのようにならないと思います。常駐する200人の方たちの消費は増えるかもしれませんが、工事などは有償軍事援助によるので、地域の業者は全く仕事をとれないと思います。そのことについては、知事、いかがですか。

知事

工事、あるいはその関与の中身によって違うと思います。今からどの業者という点について明確にすることではございません。

加賀屋千鶴子委員

防衛省のホームページに有償援助のメリット、デメリットが書かれていて、雇用や所得の効果はないと掲げられています。先日議員が調査したポーランドでは、基地にイージス・アショアが配備されたことで、開発した用地に参入する企業が少なくなりました。きのうの質疑では、経済損失を試算して、協定内容の交渉について判断するとおっしゃいましたが、私はその前の現段階で経済損失も含めた調査をきちんと行い——何より大事なことは住民の安全です。それを第一義的に考えながら、県全体の経済的な損失をきちんと見て判断すべきだと思いますが、

いかがですか。

知事

例えば青森県には防衛施設や原子力発電の関連施設が多くありますが、青森県で観光客が減ったと聞いたことはありません。沖縄には米軍基地がありますが、観光客は日本で一番増えています。ですから、あそこにそういうものができることによって、いろいろなマイナス面もあるでしょうが、そう簡単に全てがマイナスにはならないと思います。

また、ポーランドやルーマニアについては、両国の建設インフラ、あるいは業者の技術は非常に低く、大半はアメリカが直接やりました。ただ、ロッキード・マーティン社の見解によると、現実にイーグリスシステムには日本の企業の部材がかなり使われます。大半の工事が日本の企業により行われるとの見解もあります。イーグリス・アショアにより、ダイレクトに経済的な問題もあると思います。周辺の土地の価格が低下するなど、いろいろな制約が一部にあり得るかもしれません。今のところ米軍の基地ではありませんので、日米の地位協定に基づく制約もありません。全て国内法が適用されます。今の法律で基地外のいろいろな工作物の建築制限など、いろいろな制限をそう簡単にかけることはできません。その辺も含めて検討やいろいろな想定をしながら、これから経済的な面についても考察します。

加賀屋千鶴子委員

ですから、契約を結ぶ段階ではなく、その前にそういう考察をしっかりとやるべきではないですか。

知事

物理的な現象について、物理的な対象物がしっかりと分からないうちに、考察することはできますが、計算することは数学の原理に反します。

加賀屋千鶴子委員

でも、実際に調査しても、住民の皆さんの思い、この現実、この環境は変わらないのです。そういうことで、反対の意向を表明しているわけです。ですから、やはり私たちもしっかりと住民の安全や——知事もこの前、県全体にかかわることだとおっしゃいましたから、やはりそういう立場できちんと判断すべきではないかと思えます。前提の条件があったとしても、今の段階で、やはりそういうことをしっかりと見きわめて判断すべきだと思いますが、知事、いかがですか。

知事

学問的に、そういう想定は私の頭ではできません。

加賀屋千鶴子委員

多分これ以上話をしても——一般質問では話しましたが——繰り返しだと思えますが、やはり住民の暮らしを脅かす存在は受け入れられないという住民の意思を、議会も知事もしっかりと受けとめて、そ

の住民の意思に寄り添った判断を今こそすべきだと指摘して、次の質問に変わります。

生活保護基準の見直しについてです。10月に見直しが行われました。居住地域や世帯構成などによって異なりますが、利用世帯の約7割の保護費が減額されたと言われています。これが利用者だけでなく、保育料や就学援助などのほかの制度や、最低賃金などにも影響を与えます。保護基準を検討する国の社会保障審議会の部会では慎重論が主流でしたが、それでも今回も引き下げられました。このように国民全体の生活に影響しますし、低下につながると指摘したいと思います。

子供の学びの保障に絞って質問します。学習支援費は、今までは教育扶助として毎月定額が支給されていましたが、定額部分もわずかに残ってはいるものの、部活動などの費用が充てられる学習支援費に上限が定められ、実費支給になりました。対象世帯には、各福祉事務所が周知しているとのことですが、保護者が病気の場合などにきちんとした手続きができないことも想定され、世帯主や保護者への周知だけでは不十分だと思います。したがって、子供も含めて周知しなければなりません。また、厚生労働省は事前給付も可能としているので、手続きを柔軟にできるようにしなければいけません。子供への周知も含めてどのように考えているかお知らせください。

健康福祉部長

生活保護基準の見直しに伴う学習支援費の周知については、学習支援費の支給対象である小学生、中学生、高校生のいる世帯には、各福祉事務所のケースワーカーが家庭訪問し、厚生労働省が作成したリーフレットを配付しながら、制度の改正内容を丁寧に説明しています。また、日常の家庭訪問を通じて、子供のクラブ活動等の状況を把握し、必要に応じて聞き取りを行うなど、申請手続を手助けしています。親が十分に意思疎通できない場合、近くに親族がいる場合はその親族、あるいは支援している民生委員、家庭相談員などの関係者にも説明して、必要な支援が行き届くように配慮しています。

委員から提案のありました子供への周知については、高校生であればともかく、年少の子供は親が子供に生活保護を受給していることを話していない場合もあるので、ケースワーカーがケース・バイ・ケースで周知を図っていると理解しています。

申請手続の簡略化については、領収書の取得が困難な場合は申し出により支給を認める制度になっており、支給の簡素化が図られているので、そうした点については家庭訪問の際に十分周知を図りたいと思います。

加賀屋千鶴子委員

市の福祉事務所もありますが、県の福祉事務所も

ありますから、県が直接かかわる場合は、ケース・バイ・ケースではありますが、高校生や中学生は部活にもお金が掛かる時期であり、きちんと捉えられる状況にもなっているのです、是非適切な対応をお願いします。そこは再度求めたいと思います。

次に、就学援助制度に対する影響です。就学援助の支給対象を生活保護基準で判断する自治体もあるので、保護基準が下がると就学援助を受けられなくなる子供が出てくることもあります。文部科学省は今年の6月25日に、そうしたことの発生で影響を生じさせないように、各都道府県教育長宛てに通知しています。市町村教育委員会に、それをどのように周知し、徹底を図っているかお知らせください。

教育長

生活保護基準の見直しに伴う就学援助制度に生じる影響についての通知が来ていますが、県教育委員会では平成30年7月3日付で各市町村の教育委員会に対してお願いをしました。この問題については、各市町村の状況もありますが、その趣旨を理解していただくように引き続き働きかけてまいります。

加賀屋千鶴子委員

教育長が今おっしゃったように、それぞれの市町村の判断ではありますが、2013年から2015年の生活保護費の引き下げでも同じような措置があったはずですが。そのときに影響を受けた自治体があったか確認していますか。

教育長

済みません。その点に関しては、私自身は確認していません。

加賀屋千鶴子

前回の引き下げに係る調査では、政令市では35%、東京都23区では24%の自治体が就学援助の基準について影響を受けて引き下げた実態があります。最終的には市町村の判断になりますが、是非国の通知の趣旨を踏まえ、周知も含めて対応をお願いします。

次に就学援助費の増額についてです。これまでの制度でも、就学援助で部活動費を支給可能ですが、県内で支給している自治体はありますか。

教育長

準要保護就学援助に関してですが、実際に部活動、クラブ活動に関しては、小学校は25市町村全てではありません。中学校もわずか2町という状況です。

加賀屋千鶴子委員

今回の学習支援費の見直しで、残念ながら小学校の学習支援費は減額されましたが、中学校、高校は、上限を月数で割ると増えています。この夏の金足農業高等学校の生徒は、学校授業以外の活動で人間性を成長させるという、本当にいい経験をしたと思います。市町村の財政状況にもよりますが、ああいう

すばらしい活動につながるのです、市町村の取組としてできる範囲で、部活動費の引き上げにつながるような働きかけを是非してほしいと思います。子供の健全育成という趣旨からも、そのことを求めたいと思いますが、いかがですか。

教育長

年に何度か校長や市町村教育委員会の教育長等との会議等があります。市町村の財政上のいろいろなものもありますが、会議等の都度、この趣旨をしっかり理解していただき、この趣旨を踏まえて少しでも進めていただくようお願いいたします。

加賀屋千鶴子委員

よろしく願いいたします。

地域包括ケアシステムについてです。これは、可能な限り住みなれた地域で自分らしい人生を送れるように、医療や介護などを初めとしたサービスや支援を提供するネットワーク、体制を構築するものです。秋田県は平成27年8月に、「在宅における医療・介護に関する県民意識調査」を実施しています。「脳卒中の後遺症やがんなどで長期療養が必要になったときにどこで過ごしたいですか」との問いに対し、約半数の49.2%の人が、できるだけ自宅で過ごしたいと答えています。しかし、家族が長期療養する場合、自宅で看ると回答している割合はぐっと下がりますし、それはそういうことが大変だとか、安心して介護するような体制にないことを反映した数字なのだと思います。2015年の死亡に占める自宅死の割合も、全国平均が12.7%であるのに対し、秋田県は10%未満で全国でも低位に位置しています。これもやはり介護、医療の体制の弱さが反映しているからだと思います。このことについて、どのようにお考えですか。

健康福祉部長

本人が住みなれた環境で過ごすことができ、望む場所で最期のときを迎えるためには、在宅医療提供体制を充実しなければならないと認識しています。秋田県の在宅医療は、医師や看護師の偏在があり、在宅医療、訪問看護の体制としてはすごく弱い状況です。県独自の取組としては、例えば介護福祉サービス施設の敷地内に診療所を一体的に整備することにより、医師の訪問診療の移動時間が短縮され、患者も身近に医師がいることで、安心して医療を受けられるため、こうした医療と介護の近似施設の整備を進めたいと考えています。

また、訪問看護については、訪問看護ステーションを設置する基準として、1事業所当たり常勤換算で2.5人の訪問看護師が必要ですが、地方に行くほど看護師の確保が困難です。県土は広いので、移動に時間が掛かり、収益的にも大変厳しいことから、1つの訪問看護ステーションでも、サテライト方式

の出張所の設置により、広いエリアをカバーできる体制を整備するなど、本県の地理的条件の下で必要とされる医療や介護が十分受けられるような県独自の取組を今後進めていきたいと考えています。

加賀屋千鶴子委員

そうした取組を進めた結果、今年の3月に作った医療保健福祉計画では、訪問診療や訪問看護ステーションの数などの目標値を全国平均以上としています。しかし、高齢化率がそれぞれの年代で全国平均よりも5ポイント以上高い本県がそうした目標値で十分なのかと思います。それについてはいかがですか。

健康福祉部長

医療計画では、在宅医療に関連する数値目標について8項目を設定し、そのうち全国平均以上を目標としたのは、人口10万人当たりの訪問看護ステーションの数や、往診を実施する施設、在宅みとりを実施している施設などの4項目です。この項目は、国が重点指標として医療計画に盛り込むようにと指示したのですが、県土が広く、人口も集中していない本県では、単純に人口10万人当たりという指標は十分なものではなく、我々はもっときめ細かい医療提供体制、在宅医療体制を整備して、事業を進めなければいけません。最低でも6年間で全国平均以上にする目標を設定しました。

加賀屋千鶴子委員

地域包括ケアシステムは地域により環境も条件も違い、同じようにはできないと思います。やはり地域に合ったものを作らなければならないと思います。

去年の8月に県医師会から提案された「県民が安心して暮らせる医療提供体制の構築に向けた提言」の3番目に、在宅医療について、「民間による整備が進まない地域には、直接的な行政の支援による設置・運営が求められる」とあります。このことについては、それぞれの自治体や医師会などと協議を始めていますか。

健康福祉部長

今医療計画と併せ、8医療圏ごとに地域医療構想を作り、将来の医療提供の在り方を地域の中で議論していただいています。当然医師会の提案に関して、現状でも自治体病院では、診療支援、退院支援を含めた地域の診療所のバックアップをしています。また、市町村では、各地域において国保診療所として診療所を運営していることから、引き続き在宅医療を提供していくとともに、医療資源のない地域については、自治体病院や中核病院を含めた地域の病院が在宅医療を応援できる体制をそれぞれの地域で作ってもらえるよう、今から議論を始めています。今後その方向性を具体的に示したいと思います。

加賀屋千鶴子委員

今自治体病院の話がありましたが、脳研センター（秋田県立脳血管研究センター）については、どのような体制でかわれるかということもあるかもしれませんが、県が取り組んでいるという姿勢を示す意味でも、この中に組み込んでいくことも必要だと思いますが、そのことについてはいかがですか。

健康福祉部長

脳研センターは、3次医療を担う医療機関ですが、診療だけでなく、予防、疾病に関する研究などの使命も担っていますので、今後も引き続きそうした医療を重点的に行っていきたいと考えています。

委員長

以上で加賀屋千鶴子委員の質疑は終了しました。

以上をもちまして予定された委員の質疑は全て終了しました。

総括審査を終了します。

本日はこれをもって散会し、あす午後1時30分に委員会を開き、討論、採決を行います。

散会します。

午後 2時50分 散会

平成30年12月20日(木曜日)

本日の会議案件

- 1 議案第191号
平成30年度秋田県一般会計補正予算
(第5号) (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 2 議案第192号
平成30年度秋田県能代港エネルギー基地建設
用地整備事業特別会計補正予算(第1号)
(討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 3 議案第193号
平成30年度秋田県環境保全センター事業特別
会計補正予算(第1号) (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 4 議案第194号
平成30年度地方独立行政法人秋田県立病院機
構施設整備等貸付金特別会計補正予算
(第2号) (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 5 議案第195号
平成30年度秋田県電気事業会計補正予算
(第1号) (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)
- 6 議案第196号
平成30年度秋田県工業用水道事業会計補正予
算(第1号) (討論・採決)
(原案を可とすべきもの)

| | |
|----|--------|
| 委員 | 佐藤雄孝 |
| 委員 | 菅原博文 |
| 委員 | 高橋武浩 |
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |

書記

| | |
|------------|------|
| 議会事務局議事課 | 石川至 |
| 議会事務局議事課 | 飯坂諭 |
| 議会事務局政務調査課 | 菅原義朗 |

会議の概要

本日の出席状況

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 川口一 |
| 副委員長 | 東海林洋 |
| 委員 | 北林康司 |
| 委員 | 鈴木洋一 |
| 委員 | 鶴田有司 |
| 委員 | 小田美恵子 |
| 委員 | 大関衛 |
| 委員 | 柴田正敏 |
| 委員 | 小松隆明 |
| 委員 | 佐藤賢一郎 |
| 委員 | 加藤鉦一 |
| 委員 | 近藤健一郎 |
| 委員 | 工藤嘉範 |
| 委員 | 原幸子 |
| 委員 | 竹下博英 |
| 委員 | 北林丈正 |

午後 1時28分 開議

出席委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 川口一 |
| 副委員長 | 東海林洋 |
| 委員 | 北林康司 |
| 委員 | 鈴木洋一 |
| 委員 | 鶴田有司 |
| 委員 | 小田美恵子 |
| 委員 | 大関衛 |
| 委員 | 柴田正敏 |
| 委員 | 小松隆明 |
| 委員 | 佐藤賢一郎 |
| 委員 | 加藤鉦一 |
| 委員 | 近藤健一郎 |
| 委員 | 工藤嘉範 |
| 委員 | 原幸子 |

| | |
|----|--------|
| 委員 | 竹下博英 |
| 委員 | 北林丈正 |
| 委員 | 佐藤雄孝 |
| 委員 | 菅原博文 |
| 委員 | 高橋武浩 |
| 委員 | 鈴木雄大 |
| 委員 | 今川雄策 |
| 委員 | 佐藤信喜 |
| 委員 | 鈴木健太 |
| 委員 | 杉本俊比古 |
| 委員 | 佐々木雄太 |
| 委員 | 土谷勝悦 |
| 委員 | 三浦英一 |
| 委員 | 渡部英治 |
| 委員 | 三浦茂人 |
| 委員 | 佐藤正一郎 |
| 委員 | 吉方清彦 |
| 委員 | 石田寛 |
| 委員 | 石川ひとみ |
| 委員 | 加藤麻里 |
| 委員 | 薄井司 |
| 委員 | 沼谷純 |
| 委員 | 小原正晃 |
| 委員 | 田口聡 |
| 委員 | 加賀屋千鶴子 |
| 委員 | 平山晴彦 |
| 委員 | 石川徹 |

説明者

| | |
|----------------|------|
| 副知事 | 堀井啓一 |
| 副知事 | 川原誠 |
| 教育長 | 米田進 |
| 警察本部長 | 森末治 |
| 総務部長 | 名越一郎 |
| 総務部危機管理監(兼)広報監 | 出口廣晴 |
| 企画振興部長 | 妹尾明 |
| あきた未来創造部長 | 湯元巖 |
| 観光文化スポーツ部長 | 佐々木司 |
| 健康福祉部長 | 保坂学 |
| 生活環境部長 | 高橋修 |
| 農林水産部長 | 齋藤了 |
| 産業労働部長 | 水澤聡 |
| 建設部長 | 小川智弘 |
| 会計管理者(兼)出納局長 | 鎌田雅人 |
| 議会事務局長 | 赤川克宗 |
| 人事委員会事務局長 | 佐藤雅彦 |
| 監査委員事務局長 | 成田公哉 |
| 労働委員会事務局長 | 菅沼和也 |

委員長

ただいまから、本日の委員会を開きます。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許可します。

農林水産部長

昨日の佐藤信喜委員のハタハタの漁獲量に関する質問に対しまして、沖合では昨年より約30%多く、沿岸では思ったように獲れず苦戦しているが、昨年並みぐらいの状況になっていると答弁をしたところでありましたが、漁獲量が極端に少なかった昨年との比較で答弁してしまったことに加えて、沿岸では14トン、10%近く漁獲量が少ない状況を昨年並みくらいと答弁したことについて、現状を正確に表現していなかったと思われましたので、一部訂正の上、追加説明させていただきます。

昨日時点の公表数値は、17日現在のものであります。17日時点の漁獲量を漁獲枠が今年と同じ800トンで、最終漁獲量が844トンであった一昨年の平成28年と比較しますと、17日時点では、沖合では296トンで、28年の392トンに対して76%、沿岸では145トンで、28年の277トンに対して52%となっており、不漁であった昨年と比較しても沿岸では10%近く少ない低調な状況となっています。

18日時点では、沿岸で54トン上積みになっていますので、18日現在で比較しますと、昨年よりは20%近く多くなっているものの、28年に対しては72%という低調な状況になっています。

昨年の場合、12月19日から水揚げが終わった25日までの間に72トンほど獲れていますので、今年も同等以上の上積みを期待しているところであります。

説明は以上であります。申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

(※46ページの発言を訂正)

委員長

ただいまの発言に対して、御質問等ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

それでは、次に、本委員会における質疑は終局したものと認めます。

付託議案について、討論・採決を行います。

議案第191号、議案第192号、議案第193号、議案第194号、議案第195号及び議案第196号、以上6件を一括議題とします。

討論を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

委員長

討論は、ないものと認めます。

採決いたします。

初めに、議案第191号について採決いたします。

議案第191号は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者多数であります。

よって、議案第191号は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第192号から議案第196号まで、以上議案5件について採決いたします。

議案第192号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

【賛成者起立】

委員長

起立者全員であります。

よって、議案第192号ほか4件は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以上をもちまして、12月議会において当委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

本日の委員会を終了します。

散会します。

午後1時33分 散会

